

給 水 工 事 施 工 基 準
(令和2年4月改訂)

蒲 郡 市 水 道 事 業

改訂のポイント

1. 臨時用給水の撤去届の様式の廃止。(P.2-9)
2. 給水装置工事申込時の添付書類について、解説を追加。(P.2-12)
3. 代用配水管布設の適用基準等の記載を変更。(P.2-20)
4. 撤去・廃止の申込みの方法を変更。(P.2-22)
5. 完了写真の撮影方法について、注意点を追加。(P.2-31)
6. 開発行為に伴う工事について、要綱に併せて改正。(P.7-1)
7. 指定工事事業者の更新制度に関する項目の追加。(P.9-2)
8. その他条例改正、要綱制定に伴う修正。

蒲郡市役所 上下水道部 水道課

住 所 〒443-8601

愛知県 蒲郡市 旭町 17-1

電 話 給水(経営)担当 0533-66-1206

給排水窓口(委託業者)

0533-66-1210

料金窓口(委託業者)

0533-66-1129

ファックス 0533-66-1182

水道課メールアドレス suido@city.gamagori.lg.jp

完了図提出用メールアドレス skyuuhaisui@city.gamagori.lg.jp

水道課ホームページ アドレス

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/suido/>

水道課ホームページ 各種様式のダウンロード

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/suido/suidoyoushiki-dl.html>

目 次

1. はじめに	1-1
1-1 目的	1-1
1-2 法令等	1-1
1-3 用語の解説	1-1
2. 給水装置工事の手続き	2-1
2-1 給水装置の基本事項	2-1
2-2 給水装置の管理	2-2
2-3 給水装置の新設又は改造の申込み	2-3
2-4 給水申込みに必要な費用	2-13
2-5 道路分給水管の位置及び口径	2-15
2-6 水道メーター及び給水管の口径	2-16
2-7 集合住宅における道路分給水管の口径	2-18
2-8 支管分岐における道路分給水管の口径	2-18
2-9 改造における中口径の道路分給水管と小口径の水道メーターの取り付け	2-19
2-10 給水装置の申込みに伴う配水管の布設工事の費用負担	2-20
2-11 給水装置の廃止・撤去	2-22
2-12 給水装置工事の完了	2-27
2-13 給水装置の構造及び材質	2-34
2-14 給水管口径と管種の組合せ及び材料	2-37
2-15 給水装置の申込みにおけるよくある質問	2-38
3. 水道メーターの設置	3-1
3-1 水道メーター設置の基本事項	3-1
3-2 水道メーターの設置	3-1
3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点	3-12
3-4 私道・位置指定道路における水道メーターの配置	3-13
3-5 セットバックした土地にかかる水道メーターの取り扱い	3-16
4. 給水装置工事の施工	4-1
4-1 給水装置工事施工の基本事項	4-1
4-2 道路分給水管の使用材料	4-2
4-3 口径別道路分給水管配管図	4-6
4-4 給水装置の工事の施工	4-10
4-5 土工基準	4-12

4-6	メーターボックス及び逆流防止装置等の設置.....	4-15
4-7	給水装置工事に伴う断水及び通水切替	4-19
4-8	給水装置工事についての注意事項.....	4-19
4-9	改造におけるよくある質問	4-22
5.	3階直結直圧給水.....	5-1
5-1	3階直結直圧給水の基本事項.....	5-1
5-2	3階直結直圧給水の手続き	5-2
5-3	給水装置の配管形態	5-3
5-4	給水装置の構造	5-5
5-5	損失水頭の計算	5-6
6.	受水槽方式.....	6-1
6-1	受水槽方式の基本事項.....	6-1
6-2	受水槽方式の手続き	6-6
6-3	受水槽の構造	6-7
7.	開発行為等における配水管布設工事及び給水装置工事	7-1
7-1	開発行為等における配水管布設工事	7-1
7-2	開発行為等における給水装置工事.....	7-2
7-3	位置指定道路の手続き（H28.4 削除）	7-4
8.	その他.....	8-1
8-1	道路占用許可及び道路使用許可	8-1
8-2	道路以外の施設の占有.....	8-3
8-3	地下埋設物の確認.....	8-3
9.	指定工事事業者	9-1
9-1	変更等の届出	9-1
9-2	指定の取り消し、停止及び行政指導	9-2
9-3	指定の更新.....	9-2
10.	条例等.....	10-1
10-1	蒲郡市水道事業給水条例	10-1
10-2	蒲郡市水道事業給水条例施行規程.....	10-9
10-3	蒲郡市水道事業給水装置工事指定工事事業者規程	10-14
10-4	開発行為等に伴う配水管布設工事の事務処理要綱	10-20
10-5	開発行為等に伴う配水管布設費用の負担に関する要綱	10-24
10-6	配水管布設費用の負担に関する要綱	10-26

10-7	蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱	10-28
10-8	蒲郡市中高層共同住宅の水道等特別取扱要綱.....	10-33
10-9	給水装置の検査基準	10-40
11.	書類様式.....	11-1

1. はじめに

1-1 目的

この基準は、本市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水工事の技術上の基準及び手続きを定め、適正な運営を図ることを目的とする。

1-2 法令等

この基準に掲げる法令等は次のとおりとする。

- ・法 … 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- ・施行令 … 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- ・条 例 … 蒲郡市水道事業給水条例（昭和32年蒲郡市条例第7号）をいう。
- ・施行規程 … 蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道管理規程第7号）をいう。
- ・工事事業者規程 … 蒲郡市水道事業指定工事事業者規程（平成9年水道管理規程第3号）をいう。
- ・蒲郡市工事標準仕様書
- ・給水装置の検査基準

1-3 用語の解説

- ・給水装置 … 需要者に水を供給するために、水道事業者の設置した配水管及び代用配水管（以下、特に説明のない場合は配水管に代用配水管も含めるものとして「配水管」という）から分岐して設けられた給水管及びこれらに直結する給水用具をいう。（法第3条）
- ・道路分給水管 … 給水管のうち、配水管から分岐し、官民境界までの公道部分に布設する管をいう。
- ・支管分岐 … 2以上の水道メーターが1つの道路分給水管使用する給水形態をいう。
- ・水 頭 … 単位重量当りの水の有する種々の形態のエネルギーの大きさを、水柱の高さとして表したものをいう。
- ・損失水頭 … 管水路あるいは開水路において、摩擦、屈曲、断面変化などによって消耗されるエネルギーを水頭値で表わしたもの。
- ・給水タンク … 主として、飲料水を供給するための受水タンク及び高架タンクをいう。

- ・ウォーターハンマー … 水栓、弁などにより管内の流体の流れを瞬時的に閉じた時、閉点の上流側の圧力が急激に上昇し上昇圧力は圧力波となって配管系内を一定の速度で伝わる。この現象をウォーターハンマー（水撃作用）といい、正常圧より急上昇した圧力を水撃圧と言う。過大なウォーターハンマーは配管、継手、弁類、機器類を振動させたり衝撃音を発生させたりするばかりでなく、漏水を生じさせることもある。
- ・エアチャンバー … 水撃作用を緩和するための、空気を満たした部屋を有する装置をいう。
- ・サヤ管 … 管が、道路、鉄軌道、構造物などを横断又は貫通する場合、管の外傷防護のために布設する外筒管をいう。
- ・定水位弁 … 給水工事用材料である弁類の内、FMバルブ、サンケーバルブ及びアイエスF号等の副式ボールタップを総称していい、副弁（ボールタップ又は電磁弁）と組み合わせて受水槽の自動給水及び水撃ボールタップとして用いられ、受水槽内の最高水位（止水面）を一定に保持できる器具である。
- ・給水装置直結器具 … 給水装置に直結し、通常供給水を主として飲用に供する目的で、温水等に加工して使用する機器（湯沸器・自動販売機等）をいう。
- ・ユニット化装置 … 給水管、水栓類及びその他の器具類を製造業者において組み立てた装置をいい、器具ユニット、配管ユニット、ならびに設備ユニットの3種類がある。
- ・サイヤミーズコネクション … 屋内の消火設備へ消防ポンプ車のホースを連結する器具をいい、「連結送水管用送水口」とも呼ぶ。

2. 給水装置工事の手続き

2-1 給水装置の基本事項

(1) 給水装置の種別・種類

給水装置の種別は、専用給水装置と私設消火栓とする。(条例第3条)

- ・専用給水装置 … 一世帯又は一箇所専用するもの。
- ・私設消火栓 … 私設又は公設とし、防火の用に使用するもの。

なお、給水装置工事申込書では給水装置の種類として支管分岐(1-3 用語の解説)がある。

(2) 工事の種別

工事の種別は次のとおりである。

- ・新 設 … 新規に給水装置を設置する工事をいう。
- ・改 造 … 給水管口径の変更、水道メーターの位置・口径の変更、水栓数の増減、水栓の位置を変更する工事
- ・撤 去 … 給水装置の全て又は水道メーターより民地側全ての給水設備を撤去する工事をいう。
- ・廃 止 … 給水装置が全部不要となり廃止する工事をいう。
- ・修 繕 … 給水装置を修繕する工事をいう。

※撤去・廃止については、⇒2-11 給水装置の廃止・撤去 参照

(3) 給水の用途

給水の用途は次のとおりである。

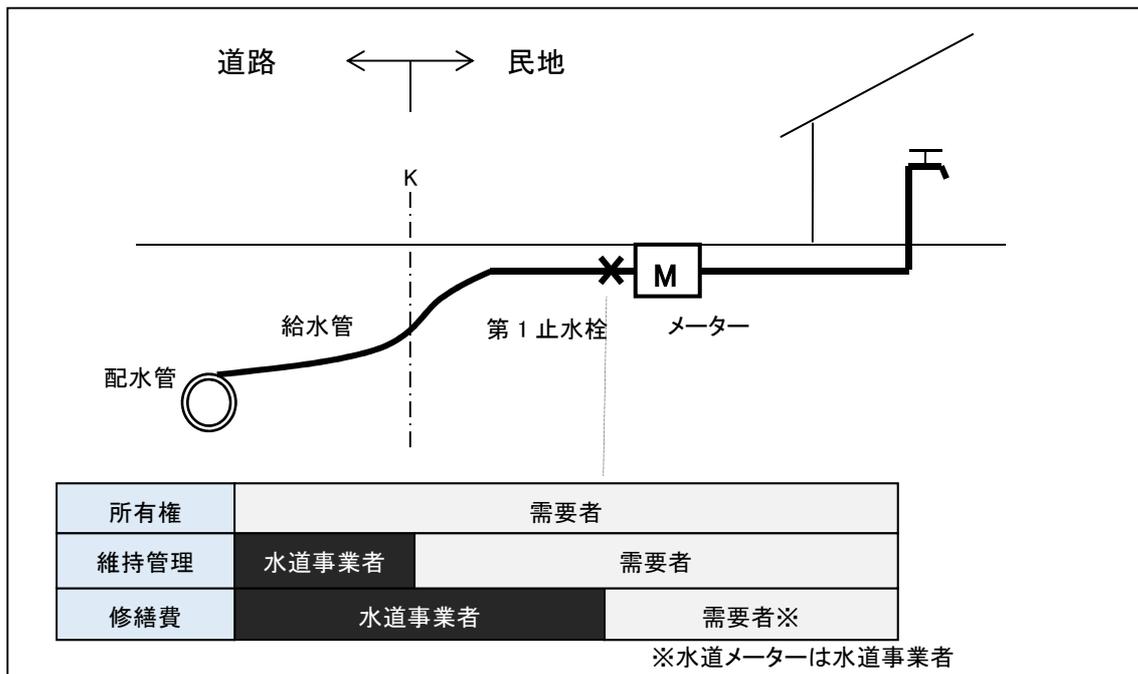
- ・家 事 … 一般家庭に使用するもの。(共同住宅を含む)
- ・営 業 … 会社・事務所・倉庫。店舗兼住宅等 主に営業に使用するもの。
- ・官公署 … 国・県・市等 公共施設に使用するもの。
- ・工 場 … 工場に使用するもの。
- ・船 舶 … 船舶給水に使用するもの。
- ・その他 … 畑・墓地・集会場等に使用するもの。

2-2 給水装置の管理

給水装置は、需要者の所有物であるため、需要者で管理するものとされている。
(法第3条8項)

しかし、本市においては、公道下の給水装置の維持管理を水道事業者が行い、公道及び第1止水栓までの民地内の修繕費用を水道事業者が負担している。

< 給水装置の管理区分 >



第1止水栓とは、給水管が配水管から分岐し、最初の止水栓をいう。原則として官民境界から1.0m程度に設けるもので、砲金製仕切弁、ソフトシール仕切弁、乙止水栓、丙止水栓等が用いられる。

関連法令

- ・法第3条（用語の定義）第8項

この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

- ・条例第18条（水道使用者等の管理上の責任）第1項

水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

- ・条例第29条（給水装置の検査等）第1項

市長は、管理上必要があると認めたときは給水装置を検査し、または水道使用者等対し、適当な措置を命ずることができる。

2-3 給水装置の新設又は改造の申込み

(1) 給水の申込み

給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。(条例第4条第1項)

申込みに必要な書類の設計及び施工に関することは、需要者からの委託により指定給水装置工事事業者が行う。(条例第6条第1項)

申込書の提出は、一般的に指定工事事業者が行うが、需要者本人による提出を否定するものではない。

条例上、給水装置工事と定められているので、「新設」、「改造」、「修繕」及び「撤去(業務上の廃止を含む。)」を指すが、「撤去」に関しては、給水装置工事申込書での提出を求めるが、検査、審査は行わず、届出として受理するだけとする。

⇒2-11 給水装置の廃止・撤去 参照

なお、給水区域内の需要者から給水契約の申込みをうけたときは、正当な理由がない限り拒絶できない。(法第15条)

拒絶できる「正当な理由」には、次のような場合が考えられる。(水道法逐条解説より)

- ・配水管未布設地区から給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込むときはこの限りでない。
- ・給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しく支障をきたすおそれが明らかであるとき。
- ・当該水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込である場合。

関連法令

- ・条例第6条(工事の施工)第1項

給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。

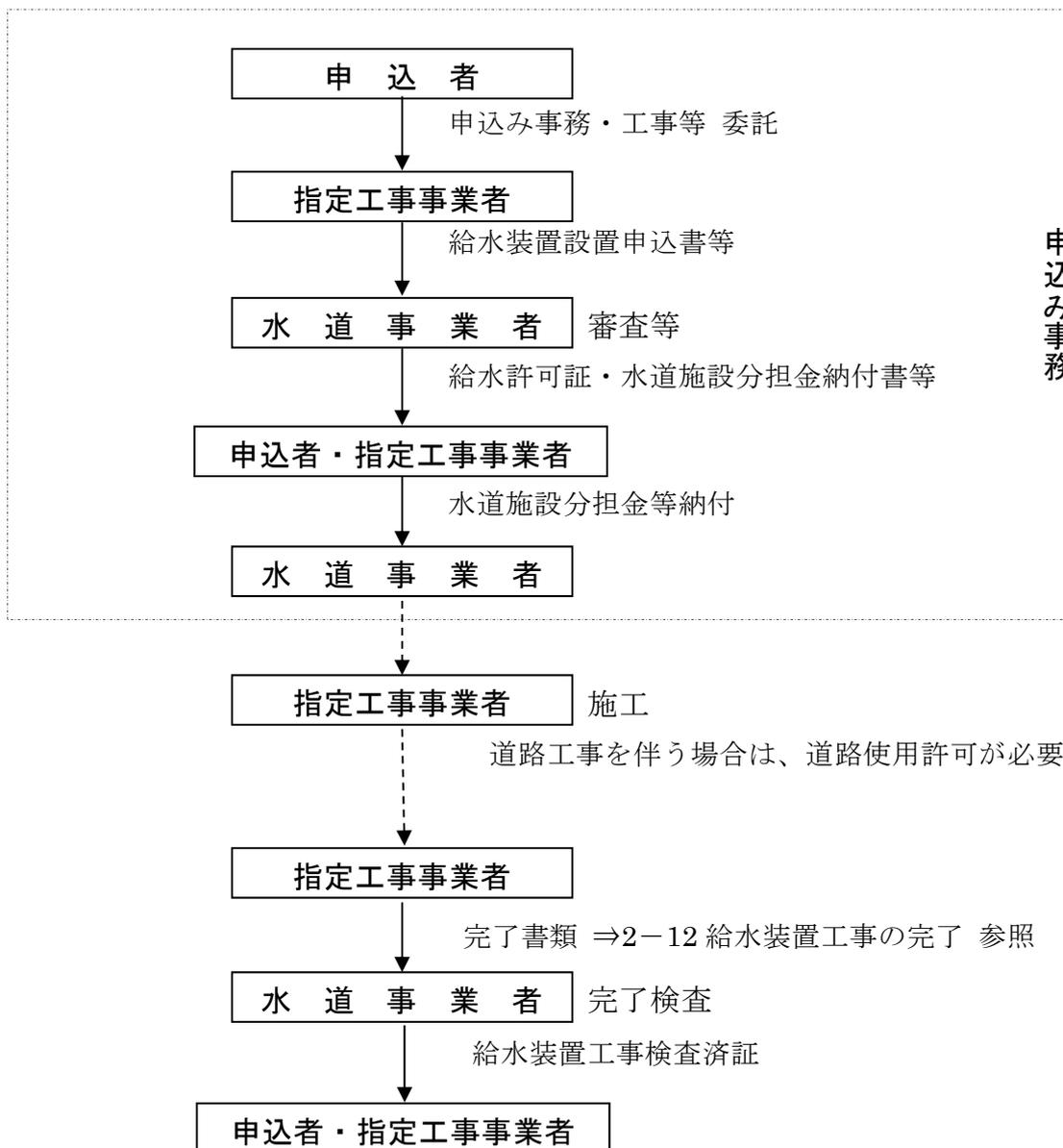
- ・条例第6条第2項

指定給水装置工事事業者が給水装置の新設又は改造の工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事完了後に市長の工事検査を受けなければならない。

(2) 給水申込み事務の流れ

給水申込みの具体的な事務としては、申込書受理後、審査等を行い、回答書（水道施設分担金、設計審査・工事検査手数料・工事負担金の納付書も同封）の発行をもって申込み及び承認を得たものとして扱う。

< 給水申込みまでのフロー図 >



(3) 給水申込みにあたり事前協議等が必要な事項

次の事項に該当する場合は、すみやかな給水装置工事の手続きが行えるよう事前に給水担当と協議・調整等を行うものとする。

- ・配水管の布設又は布設替えを伴う給水装置工事
- ・開発許可を必要とする区域への給水装置工事
- ・複数の土地所有者により構成される私道で、複数の需要者が存在する給水装置工事（位置指定道路を含む）
- ・配水管及び代用配水管の給水能力に問題があると思われる給水工事。
- ・3階直結直圧給水となる給水装置工事
- ・受水槽方式を計画している給水装置工事

(4) 給水申込みに必要な書類

給水工事の申込みは、当該工事に関係する以下の必要書類を提出する。

☆給水装置工事申込書及び排水設備計画確認申請書（以下「給水装置工事申込書」という） 第1号様式（上質紙90～135kg）

☆図面

☆位置図（A4版）

- ・公図の写し（新設の場合。区画整理地内は仮換地図で可）
- ・使用材料一覧表（道路工事を伴う場合又は道路分給水管を改造する場合）
- ・臨時用給水申込書・給水装置工事申込書の写し・位置図の写し 各1部（臨時用給水の予定がある場合）
- ・道路占用許可申請等に必要の図書
⇒8-1 道路占用許可及び道路使用許可 参照
- ・代用配水管布設願（前面道路に配水管がない場合）
⇒2-10 給水装置の申込みに伴う代用配水管の布設参照
- ・代理人届
- ・総代人届
- ・所有権移転届（料金窓口へ提出）
- ・3階直結直圧給水許可証の写し（3階直結直圧給水の場合）
⇒5-1 3階直結直圧給水の基本事項 参照
- ・受水槽承認図（貯水槽水道の場合）
⇒6-1 受水槽方式の基本事項 参照
- ・撤去・廃止の給水装置工事申込書（撤去・廃止を伴う場合）
⇒2-11 給水装置の撤去・廃止 参照

- ・給水装置設置承諾書（既設位置指定道路で配水管型配置となっているものに新たに道路取付管を設置する場合）

☆必須書類

＜注意事項＞

- ・改造の場合、申込者と現所有者が一致しなければ受付ができないので注意すること。
- ・排水設備工事を伴う場合は、本申込みに合わせて排水設備工事の申請も必要になるため、前述の書類の他 排水設備工事申請書類も必要になる。

・申込み後、申込者の住所・氏名が変更になる場合

給水工事の申込み後、申込者にかかる事項（住所・氏名）が変更になる場合は、あらかじめ料金窓口にて所有権移転手続きを行い、その後すみやかに給水担当へ、受付番号と新しい所有者（申込者）名を報告する。口頭でもよいが、できれば所有権移転届の写しに受付番号を記載したものを提出してもらえるとよい。

参 考

・「提出書類確認書」ファイルによる確認

水道課ホームページからダウンロードできる「提出書類確認書」ファイル（EXCEL）を利用すれば、必要書類が簡単に分かるようになっている。

・開閉栓等の届出方法

給水装置の使用者の変更及び使用の開始・中止等簡易なものについては、口頭等での届出が可能。（施行規程第14条）

具体的には、開栓、閉栓、使用者変更、納入通知などの郵送先の変更は電話・ファックスでも受け付ける。

＜ 給水装置工事申込書の書き方の主な注意点等 ＞

書き方の詳細は、担当職員に確認するか、様式ファイルのコメント等を参照すること。

第1号様式(第19条関係) 第1号様式(第4,10条関係)	受付番号	水検番号	第	-	号
		給水受付番号	第	-	号

□ 給水装置工事申込書 ・ □ 排水設備計画確認申請書

蒲 郡 市 長 様 年 月 日

申込者(所有者)住所
申 請 者 〒

氏名 ①

電話番号

蒲郡市水道事業給水条例第11条の規定に基づき、給水装置工事の申込みをします。
蒲郡市下水道条例第5条の規定により次のとおり申請します。

装置設置場所 蒲 郡 市 (区画整理 街区仮 番 ② 部 屋)

工事種別 新設 改造 (増径・減径・位置変更)

種 類 専用 支管分岐 臨時 消火栓

用 途 家事 営業 官公署 工場 観光 船舶 その他 ()

給水装置

給水装置	本管口径	mm	受水槽	㎡
	分岐口径	mm	支管分岐	第 一
	新量水器口径	mm	道路工事	有・無
	旧量水器口径	mm	分水止工事	無・民・市
	第一止水	乙・丙・仕切弁	栓 数	() 栓

排水設備

工事区分	<input type="checkbox"/> 新設 (新築・浄化槽・汲取り)	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 撤去
汚水の種類	<input type="checkbox"/> 家庭汚水 <input type="checkbox"/> 事業汚水		阻集器の種類:	
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他	取付管工事	有(公費)・有(私費)・無	
融資あつて申込	有・無	概算工事費	円	公共ます費用区分 公費・私費

工事期間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日

利害関係人同意書

既設給水装置所有者	住所	氏名	印
土地所有者	住所	氏名	印
家屋所有者	住所	氏名	印

委 任 状 年 月 日

以下の者に□給水装置工事・□排水設備工事の施行及び工事に関する事務の一切を委任します。

委任者 (所有者)

指定給水装置工事事業者
排水設備指定工事店 主任技術者
責任技術者

道路分移管願 年 月 日

私負担の給水装置のうち道路に属する部分(配水管が()止水栓まで)は、工事完成後、水道事業者にて維持管理をお願いいたします。

申請者

課長	主任	幹事	課長補佐	係長	係	審査係	理	公印使用
法裁								

①申込者氏名

- ・記名の場合、記名と印が一致しているか確認すること。
間違いやすい漢字(例) 崎・崎・嵯、高・高、広・廣、浜・濱、来・来
- ・印字できない漢字は似た時を印字せず手書きとすること。
印字できない漢字(例) 吉の“士”が“土”、来の三本線が“三”
- ・申込者が外国籍の場合は、外国人登録証明書にある氏名(アルファベット表記)とし、ヨミガナは日本国内で使用しているもの(カタカナ表記)とする。印がない場合は印欄に自筆署名とする。

②装置設置場所

- ・対象となる土地全ての地番を記載すること。
- ・住居表示地域は、地番と住居表示を併記する。
- ・区画整理地内は、地番(底地)と街区番号を記載する。このとき、土地区画整理事業名は、下の例にならって省略事業名で記載する。

区画整理事業名(例)「中部土地区画整理」、「駅南土地区画整理」、「蒲南土地区画整理」

③利害関係人同意書

- ・申込者が土地・建物所有者でない場合や支管分岐の場合(共同住宅等除く)などにおいて、その利害関係者の承諾を得て、署名捺印とする。

④道路分移管願

- ・道路分給水管を新設する場合などに記名する。

○その他

- ・申込者の個人情報や押印に関する項目の訂正は認めない。(申込書の再提出)

第1号様式

工事業者名	(有)蒲郡水道	設置場所	蒲郡市旭町17-1
主任技術者 責任技術者	水道 太郎	完了検査日	
氏名	申請 花子	水栓番号	第 号

給水装置工事図面 (■設計図・□完了図)

排水設備工事図面 (□設計図・□完了図)

付託見取図

申し込み箇所が特定できるような位置図
申し込み箇所は赤く表示させること。

断面図 排水設備のみの場合任意

本管口径・管種・土被り・出幅、
道路取付管口径・管種・土被り、
水道メーター口径、
道路内の暗渠等構造物等を明記すること

立・平面図

縮尺は原則 1/200 おさまらない場合は 1/300 まで認める。
アパート等で A4 が無理な場合は A3 にする。

縮尺 1/200

本管口径・管種、
 道路取付管口径・管種、
 第1止水栓のオフセットを明記すること。(第1止水栓が乙止水栓の場合、
 オフセットは乙止水栓の位置)
 給湯器がある場合は、この口径を()書きし、
 散水栓がある場合には、(散水)と記述すること。

(5) 臨時用給水

臨時用給水とは、給水装置の申込みから完了までの工事中に水道を使用するものを指す。

ア. 臨時用給水の申込み

臨時用給水の申込みは、給水装置工事の申込みにあわせて次の書類を提出すること。給水装置工事の申込み後に臨時用給水が必要となったときは、速やかに臨時用給水の申込みを行うこと。

- ・ 臨時用給水申込書
- ・ 給水装置申込書の写し、位置図の写し

イ. 水道メーターの設置

通常の開栓と同様の取扱いとなる。(開栓手数料要)ただし、口径変更に伴い、旧口径水道メーターの閉栓と、新口径水道メーターを臨時用での開栓を同時に行う場合は、開栓、閉栓併せて1回分の手数料とする。

ウ. 閉栓の手続き

給水装置工事の完了検査に併せて行うものとし、手数料は不要である。また、特別な届出等は必要としない。

エ. 臨時用給水の注意事項

(ア) 事務及び書類関係

- ・ 電話等で開栓依頼するときは、必ず「臨時用給水のメーター設置依頼」とお伝えること。
- ・ 臨時用給水の申込者は、臨時用給水中の使用者になるため、給水装置工事申込者と臨時用給水申込者は一致しないことがある。
- ・ 給水装置工事完了届に記載する使用者が完了検査後の使用者となる。
- ・ 臨時用給水の使用者は変更できない。(必要な場合は使用者間で調整のこと)
- ・ 使用者変更が可能となるのは、完了検査により水道料金の用途が臨時用から一般用等へ切り替わった後となるため、その受付は、完了届提出後(同時)となる。
- ・ 当初、臨時用給水を予定していなかったところで、その後、建築工事等の都合により必要になった場合は、その時点で臨

時用給水申込書及び必要書類を提出すること。

(イ) 現場関係

- ・臨時用給水の使用期間は、給水を開始した日から起算して原則として最大1年とする。工期が1年以上になる大規模な工事については、あらかじめ1栓立ちにて給水装置工事の申込みをしていただき、その後改造で給水装置工事の申込みしていただきますよう、お願いします。(臨時用給水でも良いが、大規模な工事になると水道料金が高くなることもあるため、前途の方法をお勧めしている。)
- ・口径変更を伴う給水装置工事における臨時用給水については、口径変更後に予定している口径の水道メーターとする。
- ・主任技術者の立会いは必要ない。

(ウ) 料金関係

- ・水道料金の用途は、完了検査をもって、臨時用から一般用等の料金となる。
- ・メーター設置にあたっては、開栓手数料が必要となる。
- ・完了時、臨時用から一般用に切り替わる際は、臨時用給水の閉栓手続き及び手数料は必要ない。

＜臨時用給水申込書の書き方の主な注意点等＞

第1号様式（第2条関係）

事前にわかる場合に記入する。

臨時用給水
水栓番号

1-1111

臨時用給水申込書

年 月 日

蒲郡市水道事業
蒲郡市長 様

臨時用給水の使用者を記入する。

申込者 住所
(使用者) 氏名

蒲郡市旭町 17-1

すいどう建築工業

印

水道を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

給水装置工事 申込者	水路 浩二	<p>予定のため、多少の前後は可とする。</p> <p>臨時用給水は最長1年とする。</p> <p>1年を超すときは、事前に給水担当と協議すること。</p>
装置場所	蒲郡市旭町 17-1-1	
給水の期間 (予定)	令和2年5月1日から令和2年7月31日	
同意書	<p>水道料金については、蒲郡市水道事業給水条例及び蒲郡市水道事業給水条例 施行規程を契約の内容とすることに合意します。</p>	

(6) その他添付書類

ア. 代理人届

代理人届は、令和2年の条例改正に伴い、提出の条件を緩和した。これまでは、給水装置工事の申込者が市外に在住するときは、すべて必要としていた。令和2年4月より、提出が必要となる条件は、給水装置工事完了後、給水装置の所有者の関係者が常駐しない施設を対象とする。

イ. 総代人届

総代人届は、給水装置を共有するときに必要な届出となる。給水装置を共有するときとは、連合専用栓を指す。現在、連合専用栓が一般的ではないため、現存する連合専用栓の総代人を変更するときに必要となる。

※連合専用栓とは、1つの道路分給水管を複数の水道所有者が共有している状況を指す。支管分岐と連合専用栓の違いは、支管分岐は、ある特定の所有者が道路分給水管を所有しているのに対し、連合専用栓は、道路分給水管を複数人が所有している点である。総代人届は、その複数人の所有者の代表を定めるために必要な書類である。

ウ. 代用配水管布設願

前面道路に水道管がない場合など、配水管を布設する必要があるときに提出する書類である。詳細は、2-10「給水装置の申込みに伴う代用配水管の布設」参照すること。

エ. 3階直結直圧給水許可証の写し

5-1「3階直結直圧給水の基本事項」に基づいて事前に協議し、許可を受けた場合に、その許可証コピーを添付書類として必要とする。

オ. 撤去・廃止の給水装置工事申込書

給水装置工事の新設又は改造に伴い、給水装置を撤去又は廃止するときに必要な書類である。様々なパターンがあるため、詳細は、2-11「給水装置の撤去・廃止」を参照すること。

2-4 給水申込みに必要な費用

(1) 水道施設分担金額

給水装置の新設又は増径工事の申込みをする者は、水道メーターの口径に応じて、水道施設分担金を納入しなければならない。(条例第26条)

なお、メーター口径別の水道施設分担金は、以下のとおりである。

口径	水道施設分担金
φ13	44,000 円
φ20	88,000 円
φ25	176,000 円
φ40	572,000 円
φ50	880,000 円
φ75	2,200,000 円
φ100	3,575,000 円
φ150	7,975,000 円

<注意事項>

一般的に、需要者が水道施設分担金を納入することで「水道加入権を得る」と表現されることがある。また、需要者は給水装置の所有者でもあることから「所有権を得る」ということもある。本来、適切な表現ではないが、水道施設分担金の説明においてはこの言葉を用いた方が分かりやすいため、便宜上これを用いる。以下「権利」という。

ア. 新 設

(7) 新 設

道路工事の有無ではなく、初めて水道メーターの取り付けを伴う場合を新設として扱う。なお、開発行為等における配水管布設工事費を開発行為者が負担し、かつ、その配水管から分岐する当該区域内の給水装置については、水道施設設置許可証の交付日から2年間、水道施設分担金が2分の1となる。(10-5 開発行為等に伴う配水管布設費用の負担に関する要綱第8条)

(4) 権利利用

過去に需要者が、蒲郡市水道事業の給水区域内において既に使用していない当該地以外の土地で権利を得ており（水道施設分担金を納入しており）、当該地で給水を受けることでその給水が不要となる、または、既に不要となっている場合には、そ

の所有している不要の権利を当該地で利用し、水道施設分担金を減免することができる。これを「権利利用」という。このとき、水道メーターの新口径と権利利用するもとの旧口径とが異なる場合は、イ改造(ア)口径変更と同様に扱う。

<注意事項>

権利の所有者は代替わりしている場合も多く、利用可能な権利の有無を案内するのは難しい。権利利用は、需要者の意思によるものであるため、このことについて水道事業者は責任を負わない。

イ. 改 造

(ア) 口径変更

水道メーターの口径を増径する場合に、給水装置工事申込者が納入すべき水道施設分担金額は、水道メーターの新口径に应ずる水道施設分担金と現口径に应ずる分担金の差額となる。

(条例第26条第2項)

ただし、減径する場合はこの限りではなく、その差額を受給者に返金しない。減径により前口径に应ずる権利は消滅する。

(例)

φ25の権利を持っている人が水道メーターをφ20にした場合

→ 減径のため、水道施設分担金は不要

その後、水道メーターをφ25にする場合

→ 増径のため、水道施設分担金が必要(φ25とφ20の差額)

(イ) 権利利用

口径変更で権利利用する場合で、基本的な扱いとしては、ア.新設(イ)権利利用と同様である。

(2) 手数料

給水申込み時に必要な手数料は次のとおりである。(条例第27条)

- ・設計審査手数料 1,000 円/件
- ・工事検査手数料 1,000 円/件

これらは、水道施設分担金、工事負担金に合算して納入する。

参 考

その他の手数料としては、次のものがある。(条例第27条)

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・開、閉栓手数料 | 500 円/件 |
| ・図面の写し交付手数料 | 300 円/枚 |
| ・給水装置工事事業者指定手数料 | 1 万円/件 |
| ・給水装置工事事業者指定更新手数料 | 7,000 円/件 |
| ・証明手数料 | 300 円/件 |

<注意事項>

- ・給水申込み(新設又は口径変更する改造)による水道メーターの設置に関しては、完了検査時に開栓する場合に限り開栓手数料は不要。
- ・口径変更に伴い既設水道メーターを閉栓する場合は、別途閉栓手数料が必要。
- ・臨時用給水は水道メーター設置に関しては開栓手数料が必要であるが、閉栓に関しては閉栓手数料相当の実務がないことから不要。

2-5 道路分給水管の位置及び口径

(1) 道路分給水管の位置

道路分給水管の位置決定にあたっては、次のことを考慮する。

- ・道路分給水管は、原則として口径φ300mm以下の配水管から取出すこと。
- ・分水栓の取付間隔は50cm以上、受け口・挿し口両面から50cm以上離す。
- ・異形管から分岐してはならない。
- ・道路分給水管は、原則として、配水管の布設してある道路の境界線までは配水管とほぼ直角にかつできる限り水平に布設する。
- ・交差点付近においては、配水管に仕切弁を設置されている場合が多い。そのとき、仕切弁より交差点内から分岐してはならない。

(2) 道路分給水管の最小口径

道路の種別により次のとおりとする。

- ・一般市道 … 道路分給水管の口径 ϕ 20 mm以上
- ・国・県道 … 道路分給水管の口径 ϕ 25 mm以上
- ・その他 … 水道管理者との協議により決定

開発行為区域内は原則として道路分給水管口径 ϕ 25 mm以上

位置指定道路内(配水管型の配水管相当部を除く)は ϕ 20 mm以上

2-6 水道メーター及び給水管の口径

(1) 水道メーター及び給水管の口径の決定

水道メーター及び給水管の口径の決定にあたっては、次のことを考慮する。

- ・給水管の口径は、分岐する配水管の口径より小さいものとする。
- ・水道メーターの口径と水栓数は、原則として給水管の計画最小動水圧、水栓の同時使用率、メーター性能などを考慮して決定する。
- ・一般家庭における水道メーターの口径決定に係る水栓(給水用具等)数は右表を上限とする。
- ・受水槽方式を計画している場合の水道メーター及び給水管の口径は、⇒6-1(4)に基づいて決定すること。

表 水道メーター口径別水栓数の上限

水道メーター口径	水栓数の上限
ϕ 13 mm	5
ϕ 20 mm	12
ϕ 25 mm	20

<注意事項>

- ・工場・店舗等 営業を目的としたものは、一般的に同時使用率が高いことから、水道メーターの口径決定に上表は適さないが、上限数としてはこれを適用する。決定にあたっては、給水能力に不足が生じないように給水管の計画最小動水圧、水栓の同時使用率、メーター性能などを考慮して口径を大きくすること。
- ・消火用スプリンクラーや屋内消火栓など消火施設は水栓数として計上されないため、単に本表を適用した場合、給水能力の不足が懸念される。口径決定にあたっては給水能力に不足が生じないように必要に応じて口径を大きくすること。

(2) 水道メーターの口径に係る水栓（給水用具等）の計上

(1)の表は、給水用具等の口径φ13mmを1栓、φ20mmを2栓として計上する。これによらない給水用具等は下表のように取り決める。なお、下表によりがたい場合は、水道事業者と協議すること。

給水用具等	栓数	給水用具等	栓数
浄水器（副栓的な場合）	0	消火関連（消火用スプリンクラー、消火用水槽等）	0
食器洗浄機	0		
散水栓※	0	受水槽	2
給湯器（φ13）	1	キャビネット型トイレの手洗い（トイレ洗浄と連動）	0
給湯器（φ20以上）	2		
消火関連（消火用スプリンクラー、消火用水槽等）	0	小型電気温水器（1点流入 温冷2点流出1蛇口）	1

※給水栓として散水栓1栓のみの場合は、1栓と計上する。関連2-15参照

2-7 集合住宅における道路分給水管の口径

集合住宅の水道メーターの口径も(1)の表(水道メーター口径別水栓数の上限)により決定するが、道路分給水管口径は、下表による。ただし、給水量として一般的な集合住宅を超えるもの(中大規模なファミリータイプ等)の場合は別途検討すること。なお、道路分給水管口径φ75 mm以上は水道事業者と協議するものとする。

水道メーター口径		φ 13 mm	φ 20 mm	φ 25 mm	φ 40 mm	φ 50 mm
水栓数		5 栓	12 栓	20 栓	無制限	無制限
道路分給水管口径	φ 20 mm	3	1			
	φ 25 mm	6	2	1		
	φ 40 mm	22	22	4	1	
	φ 50 mm	42	42	6	2	1

2-8 支管分岐における道路分給水管の口径

支管分岐による水道メーターの口径も(1)の表により決定するが、道路分給水管口径は、下表による。なお、道路分給水管口径φ75 mm以上は水道事業者と協議するものとする。

水道メーター口径		φ 13 mm	φ 20 mm	φ 25 mm	φ 40 mm	φ 50 mm
水栓数		5 栓	12 栓	20 栓	無制限	無制限
道路分給水管	φ 20 mm	3	1			
	φ 25 mm	6	2	1		
	φ 40 mm	16	6	4	1	
	φ 50 mm	29	10	6	2	1

本表は、管径均等表の小数点以下を切り上げたものである。

2-9 改造における中口径の道路分給水管と小口径の水道メーターの取り付け

道路分給水管の口径は、給水装置の使用量に対して著しく過大であってはならない。（施行令第6条第1項第2号）

ここでいう中口径の道路分給水管とは口径φ40mm以上をいい、小口径の水道メーターとは口径φ25mm以下をいう。水道メーターの口径φ13mmに関しては、給水能力が比較的低いことから、中口径の道路分給水管とは接続しないものとする。それ以外については、以下を原則とするが、これによりがたい場合は、水道事業者と協議すること。

水道メーター口径		φ13mm	φ20mm	φ25mm
水栓数		5栓	12栓	20栓
道路分給水管	φ40mm	×	○	○
	φ50mm	×	○	○
	φ75mm	×	×	○
	φ100mm～	×	×	×

水道メーター口径が道路分給水管口径の1/3以下は著しく過大と考える。

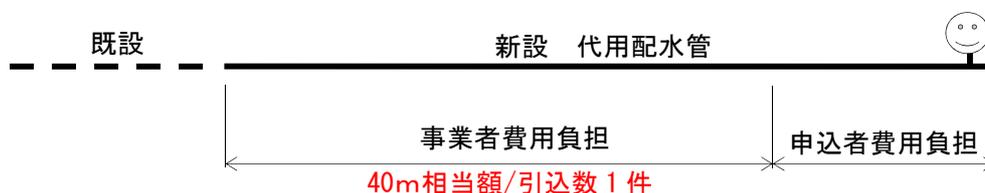
関連法令

- ・ 施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）第1項第2号

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

2-10 給水装置の申込みに伴う配水管の布設工事の費用負担

配水管（口径75ミリメートルまでのものに限る。）の布設工事に要する費用は、当該配水管から給水装置の分岐1件につき40メートルに相当する額を除き、申込者の負担とする。（施行規程第6条第1項）



(1) 適用条件

次の全ての項目を満たすものとする。

- ・宅地が公道に面していること。（私道を除く）
- ・給水装置工事申込書と合わせて提出すること。
- ・道路取付位置に配水管が布設されてなく、その宅地に接する別の公道にも配水管が布設されていないこと。※補足説明
- ・過去に、当該地番において施行規程第6条第1項の適用を受けていないこと。ただし、分筆など土地の用途変更によりやむを得なく代用配水管が必要になったときは、新たに施行規程第6条第1項の適用を受けることができる。

次の2点は例外として、40mの補助を受けることができる。

- ・市街化区域内であり、接する道路に配水管が入っていても、公道内の給水管埋設延長が10mを超えるとき。
- ・現在の配水管口径がφ40mm以下であり、配水管口径をφ50mmに増径する必要があるとき。

(2) 提出書類

給水申込み時に、給水装置工事申込書等に加えて次の書類を添付する。

2-3(4)給水申込みに必要な書類 参照

- ・代用配水管布設願
- ・公図
- ・位置図

(3) 配水管布設工事の施工者

水道事業者の発注にて施行する。業者選定も水道事業者にて行う。

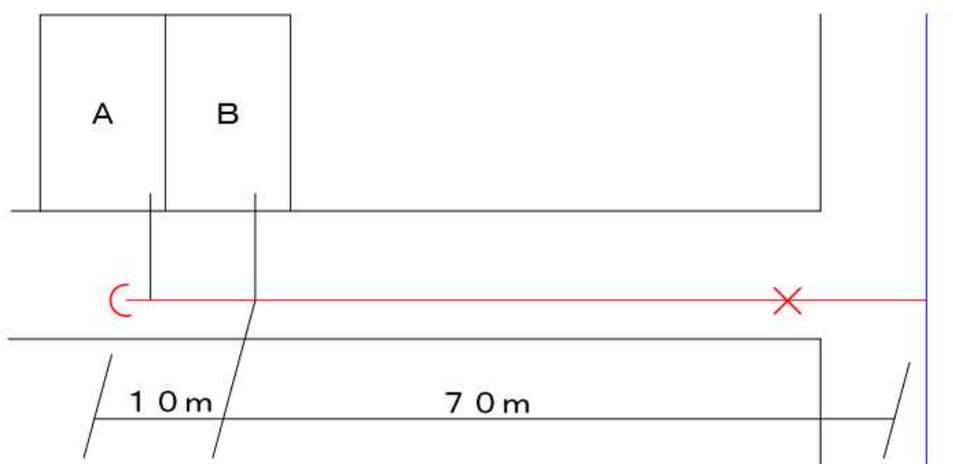
(4) 留意事項

ア. 事前協議の時期

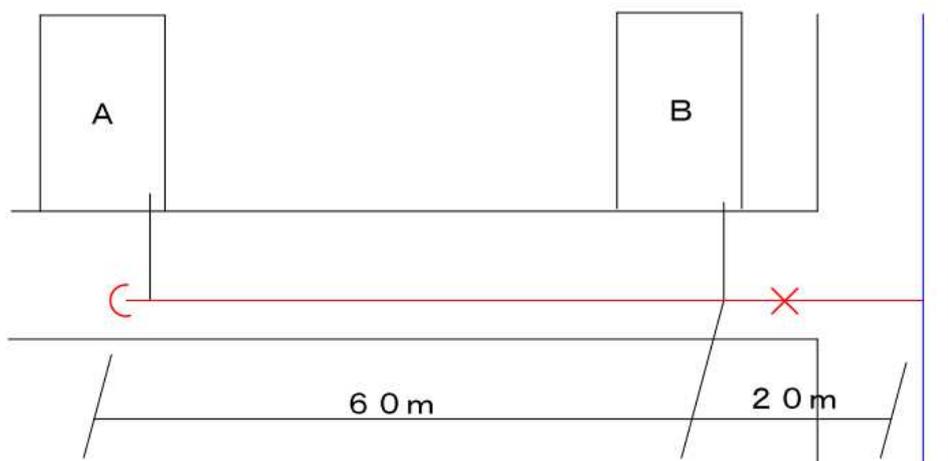
代用配水管の布設は、給水装置工事の申込みを受理し、水道施設分担金、工事負担金、各種手数料の入金を確認した後に発注事務を行う。入札工事、占用協議、境界査定又は他企業との近接協議等の現場条件により、給水管の接続が可能となるまで6ヶ月以上要することもある。給水装置工事に伴い配水管の布設がある場合は、できる限り早い段階で事前協議を行うこと。

イ. 2件同時に代用配水管布設願が提出されたときの基本的な考え方

例1 このときは、80m分すべて市が負担する。



例2 このときは、Aは、20m分の費用負担をする。



2-11 給水装置の廃止・撤去

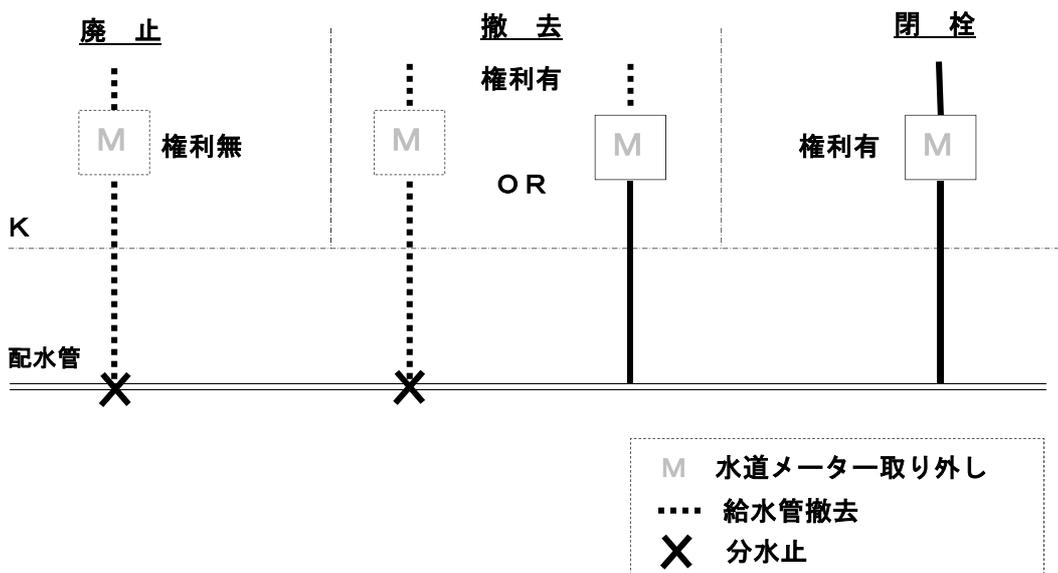
(1) 廃止、撤去等の基本事項

給水を止める方法には、廃止、撤去及び閉栓がある。これらの違いについては、下表のとおりである。

種類	給水装置	分水止	権利
廃止	全て撤去	要	無
撤去	全て撤去 又はメーター下流撤去	全て撤去の場合は要 メーター下流撤去の場合は不要	有
閉栓	メーター取外し	不要	有

<注意事項>

給水装置を廃止した場合、再度当該地で水道を使用するとき、水道施設分担金が満額必要になる。



(2) 撤去・廃止の費用負担

廃止、撤去の費用は、給水装置工事のため、所有者の費用負担で、所有者が施工する。ただし、以下の2点については、水道事業者の費用負担で水道事業者が施工することがある。

- ①水道施設分担金の権利放棄したときの分水止
- ②条例第32条に基づく維持管理のための分水止

関連法令

- ・条例第32条（給水装置の切り離し）

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、水道の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置に係る水道の使用者がおらず、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(3) 分水止後、給水装置の再設置

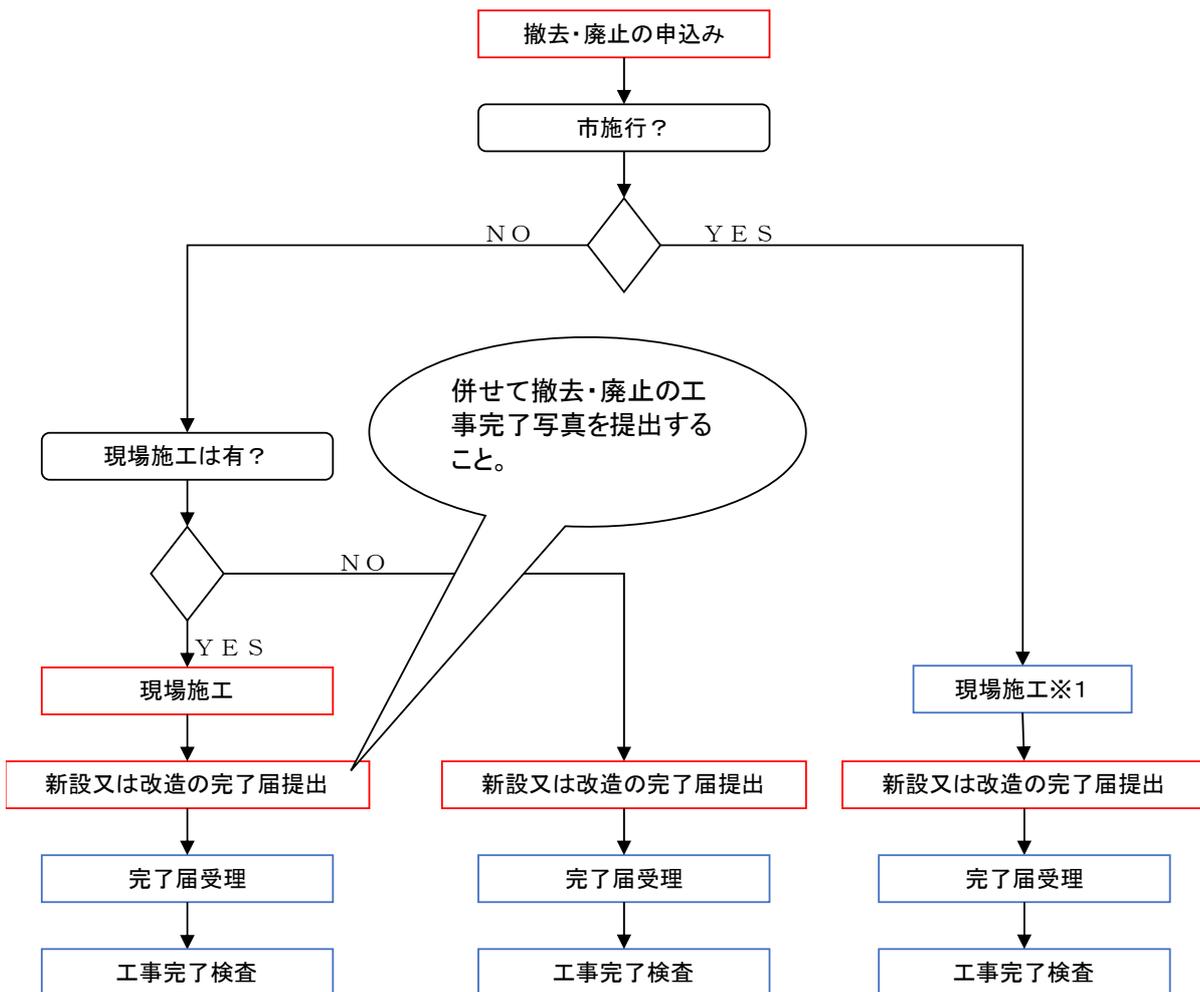
需要者の負担により、給水装置の新設により工事を行う。

(4) 廃止、撤去の申込み・完了

ア. 給水装置の撤去・廃止の流れ

令和2年度までは撤去・廃止届により行われてきたが、条例改正に伴い業務を見直し、給水装置工事申込書により、撤去又は廃止の申込みを行うものとする。新設又は改造の給水装置工事に伴う撤去又は廃止の申込みは、次のとおりである。

給水装置の新設又は改造の伴う撤去・廃止



※1は、後にずれる可能性あり。

申込者(所有者)

市役所水道課

イ. 撤去及び廃止の申込み

給水装置工事申込書により、廃止又は撤去の申込みを行う。このとき、開栓中のものについては、閉栓をし、工事前に水道メーターを取り外すよう手続きをしておく。

新設又は改造の給水装置工事に伴うときは、給水装置工事申込書の添付書類として、給水装置工事申込書(廃止分)を添付する。撤去・廃止の設計審査・工事検査手数料は不要である。

なお、撤去又は廃止の給水装置工事申込書の書き方は、次のとおりである。

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第4条関係)

受付番号	水栓番号	第 1 - 1111 号
	給水受付番号	第 号

■ 給水装置工事申込書 ・ □ 排水設備計画確認申請書						
蒲郡市長 様	令和 年 月 日					
申込者(所有者) 申請者	住所 蒲郡市旭町17-1 がまごおり たろう 氏名 蒲郡 太郎 印 電話番号 0533 - 66 - 1206					
<input type="checkbox"/> 水道施設分担金及び手数料については、蒲郡市水道事業給水条例及び蒲郡市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意し、同条例第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。 <input type="checkbox"/> 蒲郡市下水道条例第5条の規定により次のとおり申請します。						
装置設置場所	蒲郡市 旭町17-1 (区画整理 街区仮番) (建物名 部屋)					
給水装置	工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(建替・増径・減径・位置変更) <input type="checkbox"/> 撤去 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止					
	用途 <input type="checkbox"/> 専用(支管分岐) <input type="checkbox"/> 私設消火栓					
	給水装置					
	本管口径 mm 受水槽 m ³					
	分岐口径 mm 支管分岐号 第 一					
排水設備	新メーター口径 mm 道路工事 有・無					
	旧メーター口径 mm 分水止工事 無・民・市					
	第一止水 乙・丙・仕切弁 栓数 () 栓					
	工事区分 <input type="checkbox"/> 新設(新築・浄化槽・汲取り) <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去					
	汚水の種類 <input type="checkbox"/> 家庭汚水 <input type="checkbox"/> 事業汚水: 阻集器の種類:					
使用水の種類 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 取付管工事 有(公費)・有(私費)・無						
融資あっ旋申込 有・無 概算工事費 円 公共共済費用区分 公費・私費						
工事期間	着手予定日 令和 年 月 日 完了予定日 令和 年 月 日					
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 民間で撤去・廃止の工事を施工する場合に記入すること。 </div>						
氏名 氏名 氏名 氏名 状 令和 年 月 日 以下の者に■給水装置工事 施行及び工事に関する事務の一切を委任します。 委任者(申込者) 蒲郡 太郎 指定給水装置工事事業者 主任技術者 (有)みずみず水道 排水設備指定工事店 責任技術者 水路 浩二						
道路分移管願 年 月 日 給水装置のうち、道路に属する部分は、工事検査後、水道事業者にて維持管理をお願いいたします。 申込者						
課長主幹	課長補佐	係長	係	審査/受付	経理/管理	公印使用
決裁						

ウ. 撤去及び廃止の完了

支管分岐における第1止水栓より下流側(民地側)の撤去又は廃止や、権利利用の分水止など、所有者の負担で撤去又は廃止の工事を施工する場合は、撤去・廃止の工事写真を提出すること。新設又は改造の給水装置工事に伴うときは、新設又は改造の給水装置工事完了届の添付書類として、撤去又は廃止の工事写真を添付することとする。

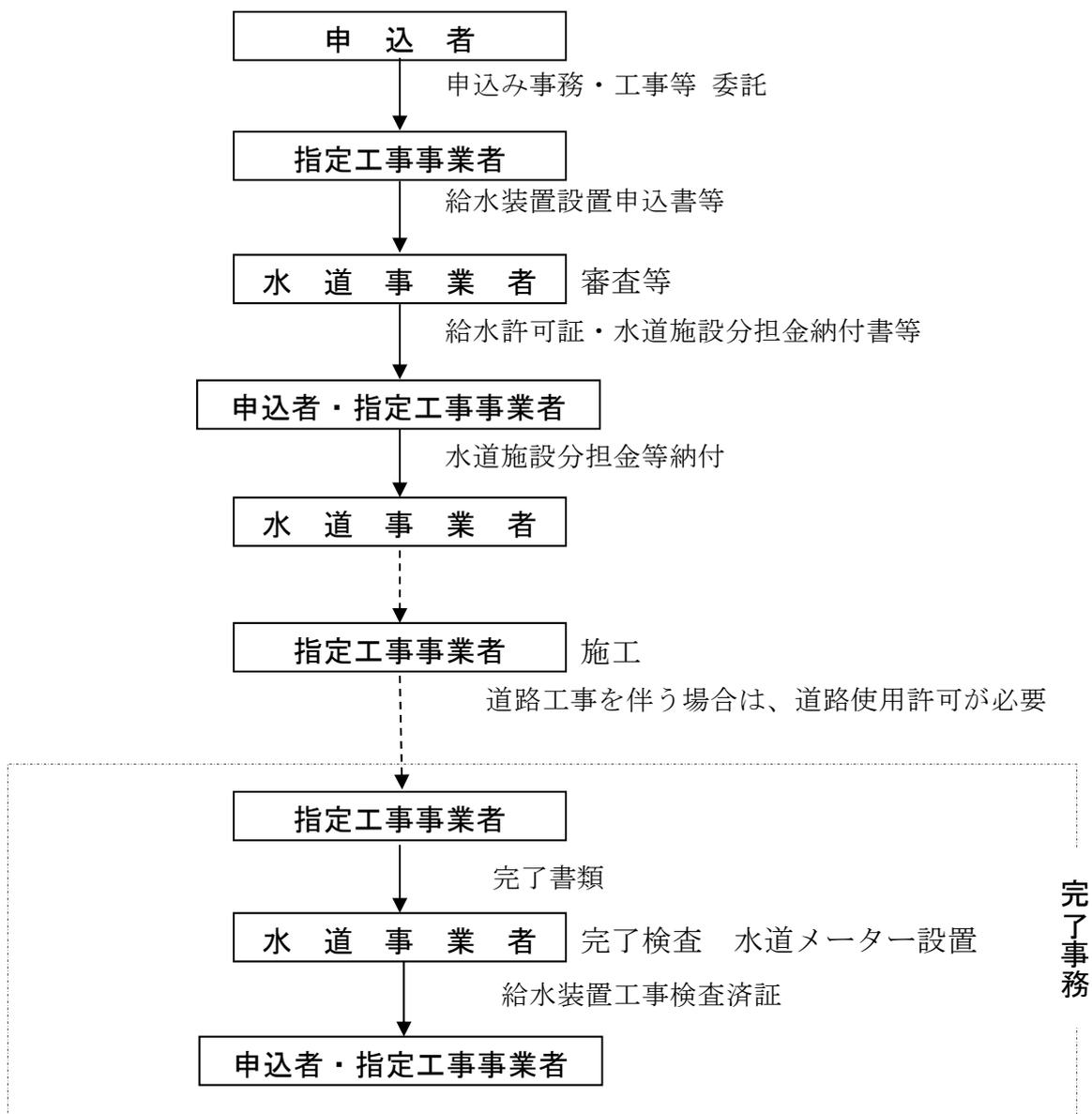
エ. 留意事項

令和2年4月の改定に併せて、分水止工事の「無」、「民」、「市」の部分について、運用を一部変更する。給水装置工事の新設又は改造を伴う撤去・廃止について。これは、給水装置工事申込書が新設又は改造分と、撤去又は廃止分で2枚同時に出てくることになる。新設又は改造の方については、「無」に丸をつけ、撤去又は改造の方に「市」又は「民」の該当する方に丸をつけるように変更する。

2-12 給水装置工事の完了

(1) 給水装置工事完了事務の流れ

＜給水装置工事完了事務のフロー図＞



(2) 完了

ア. 必要な書類

次に上げる書類を水道事業者へ提出する。基本的に水道メーターの設置を伴う場合は2部、伴わない場合は1部とするが、完了写真についてはどちらの場合も1部でよい。詳しくは、次々頁 完了届提出書類の整理 参照。

☆給水装置工事完了届及び開始届

☆位置図

☆給水装置工事申込書の写し（A4 縮小版）

☆完了写真

- ・開閉栓等受付書類（閉栓中の同口径開栓、口径変更、同時閉栓、使用者変更）※

☆必須書類

< 完了届提出書類の整理 >

新設・改造	水道メーター		提出書類				
	既設(旧)	新メーター	☆部数	写真(1部)	臨時完了届	開閉栓書類	
新設	—	有（建築臨時給水利用）	1部	○	○	×	
	—	—	2部	○	×	×	
改造	開栓中	口径変更有		2部	水圧	×	閉
		口径変更無		1部	水圧	×	×
		建築工事臨時給水利用		1部	水圧	○	×
		取出位置変更	口径変更有	2部	○	×	閉
	口径変更無		1部	○	×	×	
	建臨給水利用		1部	○	○	×	
	閉栓中	口径変更有		2部	水圧	×	×
		口径変更無		1部	水圧	×	(開)
取出位置変更		口径変更有	2部	○	×	×	
		口径変更無	1部	○	×	(開)	

水圧 … 給水装置の水圧試験写真のみ必要。

閉 … 事前に料金窓口で閉栓手続きを行ってもらう。
このとき、料金窓口で受け取った書類を完了書類に添付し提出する。

(開) … 開栓書類の添付は不要だが事前に開栓手続きが必要。

※開閉栓等受付書類が必要になる代表的な例

新水道 メーター	給水 状況	必要手続き	備 考
同口径	閉栓中	開 栓	完了検査までにメーター 設置
口径変更	給水中	閉 栓	検査後メーター取外し
同時閉栓	—	閉 栓	検査後メーター取外し
—	—	使用者変更	検査後、使用者変更

開閉栓手数料 要

<注意事項> 完了届の使用者欄

完了の届出をする時点において、まだ水道メーターが付いておらず給水していない場合には、完了届の使用者欄にある者を使用者として開栓する。これに対して、改造によりすでに給水している場合は、完了届の使用者欄をもって使用者を変更することができないので注意すること。完了検査にあわせて使用者変更したい場合は、別途使用者変更が必要となる。給水中の使用者と完了届の使用者欄の使用者が一致しなければ、検査を受けられないことがあるので、事前に使用者等へ確認しておくこと（使用者情報は個人情報であるため水道事業者から提供することはできない）

なお、臨時用給水については、完了検査により用途が臨時用から一般用に切り替わることから、事務上は新規同様の取扱いとなるが、見かけ上、完了届の使用者欄の使用者に自動的に切り替わったように見えるため、混同しないよう注意すること。

< 使用者変更例 >

申込者	使 用 者			使用者 変 更 手続き	使用者変更手続き時期
	現 在	検査時	検査後		
A	無	無	A	不要	完了届をもって変更
A	無	無	B	不要	完了届をもって変更
A	B	A	A	必要	検査前に手続き
A	B	B	A	必要	検査時同時又は後日変更
A	B	B	C	必要	検査時同時又は後日変更
A	B	C	C	必要	検査前に手続き

< 給水装置工事完了届の書き方の主な注意点等 >

第5号様式(第8条関係)

給水装置工事完了届及び給水開始届
 排水設備工事完了届及び使用開始等届

蒲 郡 市 長 様 年 月 日

〔給水装置工事業者〕住所
 〔排水設備指定工事人〕氏名
 (主任技術者)
 (責任技術者)

以下の給水装置工事を(一部・全部)完成了しました。給水を受けたいので、量水器の出庫をお願いします。
蒲郡市下水道条例第7条及び第14条の規定により次のとおり届け出ます。

装置場所 蒲 郡 市

所住 有者	所 フリガナ	①	電 話 番 号	-	-
使住 用者	所 フリガナ	②	電 話 番 号	-	-
工 事	完 了	日	年	月	日
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造		水圧検査確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
用 途	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他()				
同 時 閉 栓	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 旧φ mm → 新φ mm				
給水装置	量水器取付日	④		主任技術者検査日	年 月 日
建 物 名 等	建物名() ()号室				
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設(新築・浄化槽・汲取り) <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去				
排水設備	使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他			
使 用 開 始 日	年 月 日				
構 成 人 員	家族 人・従業員 人・計 人				
使 用 水 道 水	<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> ちゅう房 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗たく				
形 態 井 戸 水 等	<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> ちゅう房 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗たく				
融 資 申 込 み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 積算工事費				円
備 考					

①所有者氏名

- ・給水装置工事申込書にある申込者の氏名を記載すること。
- ・工事期間中に所有者が変わった場合は、旧所有者名を()書きすること。

②使用者名

- ・本水栓番号で現在給水中の場合は現使用者名を記載する。(本書をもって使用者変更はできない)
- ・新設又は本水栓番号で現在閉栓中の場合は、本書をもって使用者として登録される。

④検査希望日

- ・検査日は、最短で提出日から2開庁日後となる。特に希望がない場合は、空欄のままでよい。

⑤給水装置

- ・給水装置工事申込書を確認しながらできる限り記述する。

イ. 完了写真

完了時に添付する完了写真は、次のものとする。

- ・配水管の土被り※
- ・官民境界から配水管までの距離※
- ・官民境界付近の道路分給水管の土被り※
- ・舗装完了全景※
- ・給水装置の水圧試験（全景・計器近景）1.75MPa 以上
- ・給水栓（完了検査当日に給水栓の確認が困難な場合）

※道路での工事が行われた場合に添付

ウ. 完了写真の撮影方法

完了写真は、以下のことに注意して撮影すること。

- ・掘削断面内は、陰影に注意し、数値が読めるように撮影すること。
- ・配水管の土被りは、分岐工事が完了した状態を撮影すること。
- ・官民境界から配水管までの距離は、場合によっては申請箇所と反対側の官民境界から配水管までの距離でも可とする。
- ・官民境界から配水管までの距離は、写真で数値が読めないことがよくある。そのため、必要に応じて数値のアップでの写真を撮影すること。
- ・水圧写真の近景は、メーターの下流側に水圧器が接続されていることが明らかなよう撮影にすること。
- ・給水栓の写真は、工事を実施した箇所だけでなく、すべての給水栓を撮影すること。

< 給水装置工事完了写真の撮影例 >



- ① 配水管の土被り
- ② 官民境界付近の道路分給水管の土被り
- ③ 官民境界から配水管までの距離（出幅）
- ④ 舗装完了全景
- ⑤ 給水装置の水圧試験（全景・計器近景）1.75MPa 以上
- ⑥ 給水栓（完了検査当日に給水栓の確認が困難な場合）

赤字：道路工事が行われた場合に添付



(3) 完了検査

完了検査は、完了届を受理した日から2開庁日以降に、主任技術者立会いのもと行う。水道メーターの設置を伴う完了検査では、これに合格したとき又は軽易な書類の修正もしくは軽微な手直しで合格できると検査員が判断したときに水道メーターを設置する。完了検査に合格したときは給水装置工事検査済証を発行する。

<注意事項>

水道メーターの口径がφ40mm以上を設置する場合は、設置予定日（検査日）の1ヶ月以上前に事業者と在庫確認・調整をすること。

(4) 完了図面の電子データ

完了検査で簡易な図面の修正があったときは、速やかに、電子データ（PDFファイル）で提出すること。

ア. 提出先メールアドレス

skyuuhaisui@city.gamagori.lg.jp

イ. メールの件名

7桁に変換表示した水栓番号+業者名

(例) 20-1 ⇒ 0200001 みずみず設備

ウ. 添付ファイルタイトル

7桁に変換表示した水栓番号(3桁+4桁)

(例) 20-1 ⇒ 0200001

エ. メールの本文

連絡事項等がない場合は空欄でよい。

オ. PDFファイルの作成方法

PrimoPDF、CubePDF等PDF変換アプリケーションを使用して作成する。スキャナは文字の判読が困難となるため、できる限り使用しない。

2-13 給水装置の構造及び材質

(1) 給水装置の構造及び材質の基本事項

水道メーターは原則として、ひとつの敷地（筆）に1個設置するものとする。

給水装置の構造及び材質については、法第16条及び施行令第6条による。

関連法令

・法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

・施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。（本基準では50cm）
 - 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(2) 管路に設置する浄水器・活水器の取扱いについて

ア. 目的

給水装置の管路に設置する複数水栓対応形の浄水器・活水器等（以下「P O E形浄水器等」という。）について、水質の責任分界点及び配水管への逆流防止を考慮し、設置における設計・施工について必要事項を定める。

イ. 設置基準（専用住宅におけるP O E形浄水器の設置例参照）

- ① メーター下流側にP O E形浄水器等を設置することとし、P O E形浄水器等の上流側に止水栓を設置し、かつ逆流防止の措置が講ぜられていること。
- ② 磁気を利用したP O E形浄水器等は、メーター筐より50cm以上離して設置すること。
- ③ P O E形浄水器等の上流側に水栓を1栓以上設置すること。
- ④ 損失水頭を考慮して水理計算を行い、必要があれば増径すること。
- ⑤ 工事申込者から「誓約書」を給水装置工事申込書に併せて提出しなければならない。様式は任意とするが、維持管理と水質の責任分界点に関する事項についての記載を必須とする。

ウ. 水質の責任分界点について

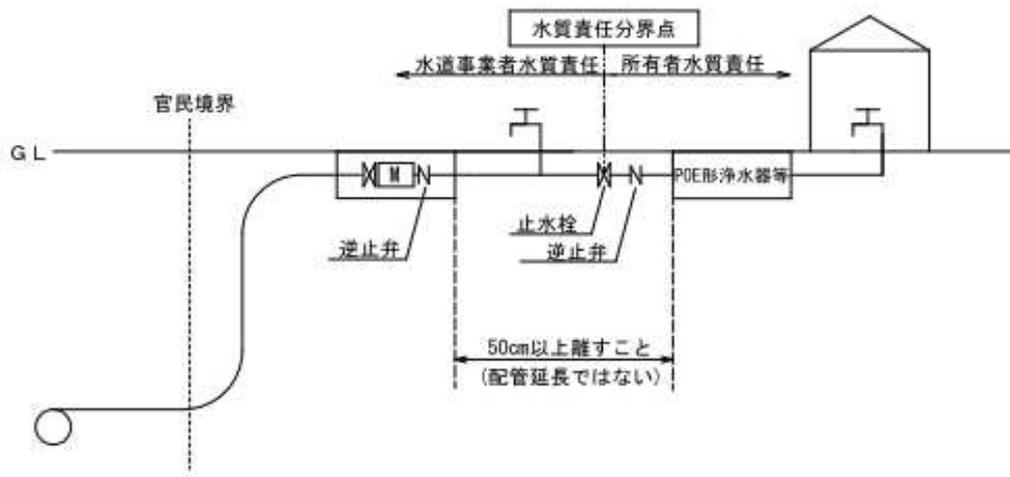
P O E形浄水器等の上流側に設置された止水栓を水質の責任分界点とする。詳しくは、「専用住宅におけるP O E形浄水器等の設置例」を参考にすること。

エ. 留意点

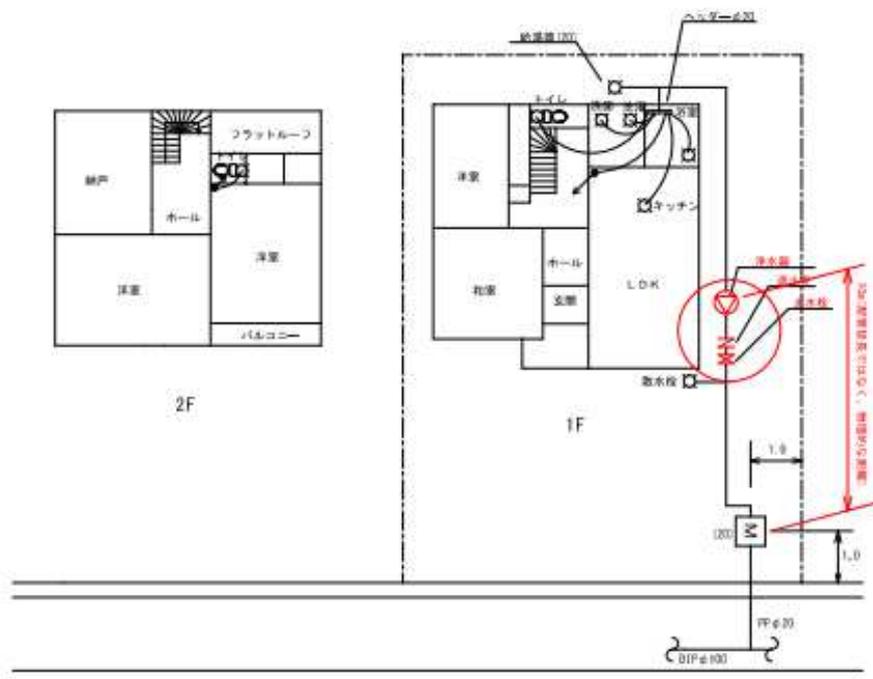
- ① 専用住宅について適用するものであり、集合住宅やビル等について、その都度給水担当へ相談すること。
- ② 給水装置工事申込書や給水装置工事完了届に添付する図面には、P O E形浄水器等が設置されていることがわかるようにし、止水栓、逆止弁、メーター筐からP O E形浄水器等への離隔を明記すること。詳しくは、「P O E形浄水器等を設置する際の図面の書き方」を参考にすること。
- ③ 指定工事事業者は、工事申込者に対してP O E形浄水器等の維持管理について、十分な説明を行い、理解を求めること。
- ④ 浄水器・活水器等は、浄水器、活水器の他、これらを組み合わせ

せた器具や水道水の水質を科学的、物質的に変化させる器具のことをいい、アルカリイオン整水器、ミネラル水生成器、防錆防止を主目的とした磁気式等の水処理装置等を含むものとする。

専用住宅におけるPOE形浄水器等の設置例



POE形浄水器等を設置する際の図面の書き方



2-14 給水管口径と管種の組合せ及び材料

下表を標準とする。

これによりがたい場合は、あらかじめ水道事業者と相談すること。

< 給水管口径と管種の組合せ及び材料 >

配水管の管種 口径		給水管口径	取付材料	摘要	
ビニール管	φ 25 以下	φ 25 以下	チーズ		
	φ 40	φ 20	サドル分水栓		
		φ 25	チーズ サドル分水栓		
		φ 40	配水管を φ 50 以上に増径する		
	φ 50	φ 25 以下	サドル分水栓		
		φ 40	チーズ サドル分水栓※		
		φ 50	配水管を φ 75 以上に増径する		
	铸铁管	φ 75～	φ 25 以下	サドル分水栓	
			φ 40 以上	割T字管 サドル分水栓※	φ 40, 50 は内ネジ型 φ 75 以上はフランジ型
配水用 ポリエチレン管	φ 50	φ 25 以下	サドル分水栓	第1止水栓までポリエチレン管（二層管同等以上）使用	
		φ 40	チーズ + 異径ソケット (50*40)	第1止水栓までポリエチレン管（二層管同等以上）使用	
		φ 50	配水管を φ 75 以上に増径する		

※使用にあたっては、給水担当と事前に協議すること。

2-15 給水装置の申込みにおけるよくある質問

(所有者が行方不明である給水装置の変更)

Q：給水装置の所有者を変更したいが、現所有者が行方不明である。どのように手続きをすればよいか。

A：通常、現所有者が死亡又は行方不明により所有権移転届の旧所有者欄に記名・捺印いただけない場合は、争議となっても水道事業者へ迷惑をかけない旨の承諾書を添付していただき、所有権移転手続きを行います。ここで注意していただきたいのは、行方不明者の取り扱いです。法的には、類似したものを含めると、民法、戸籍法、行方不明者発見活動に関する規則などで定義されていますが、ここではそこまでのものを求めています。しかしながら、単に連絡がとれないものを行方不明者として取り扱うことはできませんので、できる限り検索をしていただくようお願いいたします。その上で所有者本人の存否が確認できない場合は行方不明者として取り扱います。なお、本人の存否が確認できない場合でも、水道料金の支払いが本人名義の口座等から行われているなど間接的なものも含め行方不明者として取り扱うことに疑義が生じるようなものは、行方不明者としては取り扱いませんので、ご注意ください。

(貯水槽水道から直圧給水への改造)

Q：3階建の建物の給水方法を貯水槽水道から直圧給水に改造したい。

A：まずはじめに、化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場等 水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱う店舗等は、直圧給水にすることができません。病院等で事故や災害時に水が必要な施設も、改造しないことをお勧めします。直圧給水に改造するに当たっては、次のことをご注意ください。

- ・使用する水栓数によっては、水道メーターを含む給水装置の口径の増減が必要になることがあります。
- ・給水装置等は構造材質基準に適合したものを使用してください。管内水圧も大きく変化することが考えられますので、それに対応できるものを採用してください。

(加湿器等 飲用目的でないものへの直圧給水)

Q：加湿器、冷凍機器、歯科用ユニット等への飲用目的でない機器等へ直圧給水したい。

A：次の条件を全て満たしていただくようお願いいたします。

- ・構造及び材質は、施行令第6条の基準に適合していること。

- ・特に機器の上流側には逆流防止弁を設置する等の対策をとること。
- ・断水時により機器等が使用できなくなることを了承すること。
- ・機器の排水口は容易に確認でき、衛生上有害なものが入らない状態であること。

(計上しない散水栓の範囲)

Q：屋外にある水栓はすべて散水栓として計上しなくてもよいのか。

A：屋外にある水栓だからといって、散水栓扱いするわけではありません。固定式のシャワーや屋外設置型の洗濯機へ接続するような水栓等は散水栓としては扱いません。ここでいう散水栓とは、主に草木等への水遣りを目的とした水栓で、同時使用の考え方にほとんど影響のない程度のものをいいます。形状は、地下式でも立水栓式（ガーデンパン付含む）でも構いません。基本的にそうした散水栓であれば、複数でもあっても計上しなくてよいのですが、あまりにも設置数が多い、使用方法が特殊であり同時使用に影響するおそれのある場合は、計上することがあります。具体的な例としては、一般家庭における散水用スプリンクラー等です。特殊な使用を検討される場合は、水道事業者へご相談ください。

3. 水道メーターの設置

3-1 水道メーター設置の基本事項

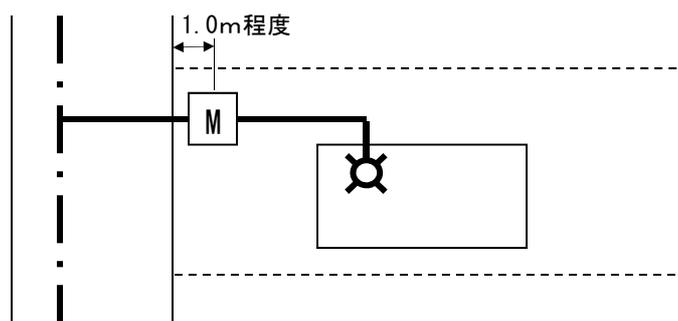
水道メーターの設置にあたっては、次のことを考慮する。

- ・将来の維持管理及び検針で見やすい場所を選定すること。
- ・官民界のもっとも近い民地側（1 m程度）に設置すること。なお、諸事情によりこれによりがたい場合は、同位置に止水栓を設置する。
- ・メーターボックスの蓋を全開にしたときに、周辺のブロック塀等構造物と蓋が接触しないような位置に調整すること。
- ・水道メーター交換等の妨げにならないようメーターボックス内の器機を配置すること。（特に丙止水栓は操作ができる程度の空間をメーターボックス内に確保）
- ・水道メーター交換等の妨げとなるような構造物・植物等が水道メーター周辺にないこと。（特に大型メーターの場合、止水栓の操作ができる程度の空間を周辺に確保）

3-2 水道メーターの設置

(3) 水道メーター設置の原則

水道メーターは原則として、ひとつの敷地（筆）に1個設置するものとする。



(4) ひとつの敷地（筆）に複数の水道メーターを設置

次に該当する場合は、止むを得ないものとして、ひとつの敷地であっても複数の水道メーターの設置を認める。（検針上問題がある場合は不可）

- A 建築物ごと又はひとつの建築物であっても機能的に独立しており、それぞれの使用目的が異なるもの（店舗付き住宅等）
- B 建築物ごと又はひとつの建築物であっても機能的に独立しており、それぞれの世帯が異なるもの（二世帯住宅、共同住宅等）
- C 建築物ごと又はひとつの建築物であっても機能的に独立しており、それぞれの使用目的及び世帯が異なるもの（A Bの複合）

具体的な例については、下表による。

なお、店舗等と住宅が混在する場合は、店舗等1つにつき1世帯（使用者）分 同一使用者名であってもよい。

<注意事項> **重要**

本来、ひとつの敷地に複数の水道メーターを設置することは特例であるため、この適用に当たっては拡大解釈しないこと。疑義がある場合は、給水申込み前に必ず水道事業者と協議する。

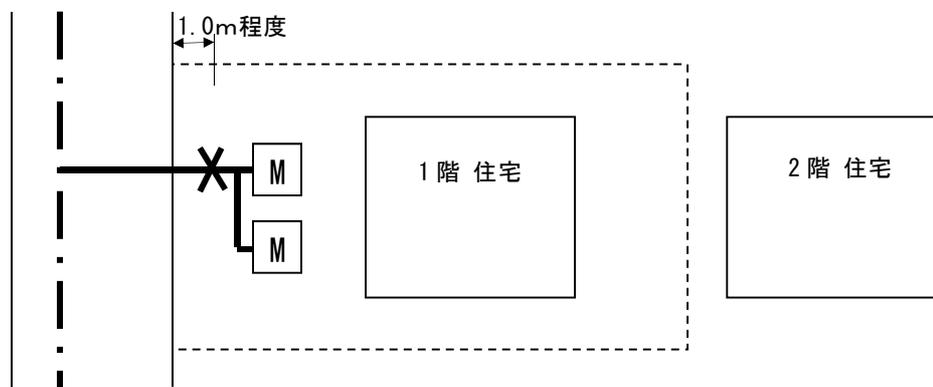
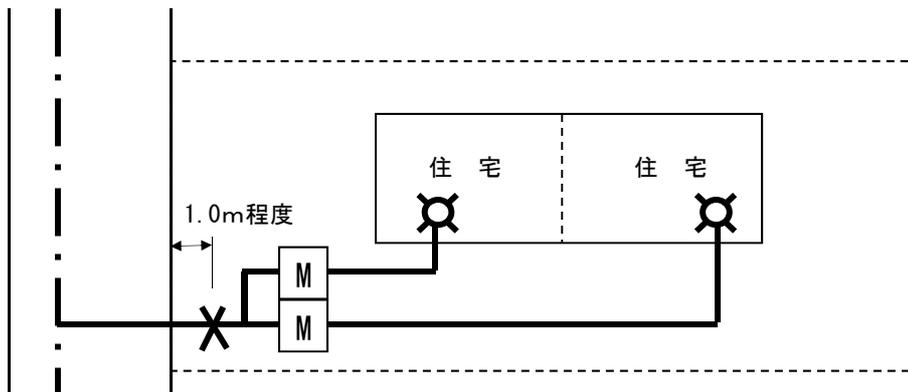
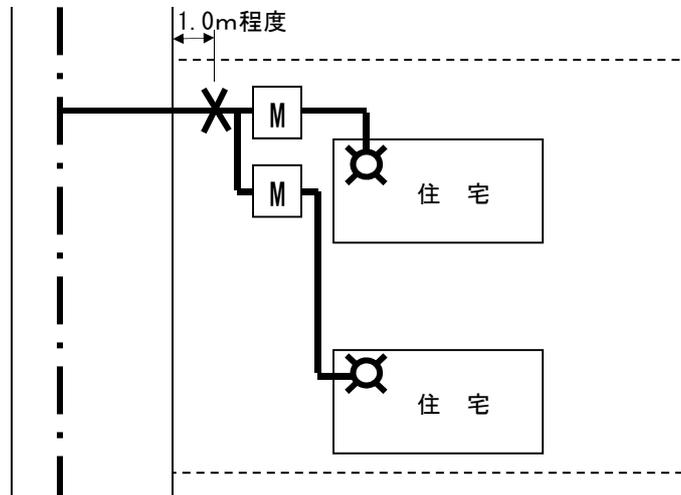
< ひとつの敷地に複数の水道メーターを設置する主な例 >

	建物の構成	使用者	該当理由
①	二世帯住宅	世帯別	B
②	店舗付き住宅	店舗別・世帯	C※
③	店舗付き住宅を含む二世帯住宅	店舗等・世帯別	C※
④	共同住宅・共同店舗	各戸	A B※
⑤	店舗付き共同住宅	店舗別	C※
⑥	複数の一戸建て賃貸住宅	各戸	B
⑦	店舗等と住宅	店舗等・世帯	C※
⑧	店舗等と二世帯住宅	店舗等・世帯別	C※
⑨	店舗等と共同住宅	店舗等	C※

また、工場等で複数の水道メーターが必要な場合は、別途相談による。

①二世帯住宅

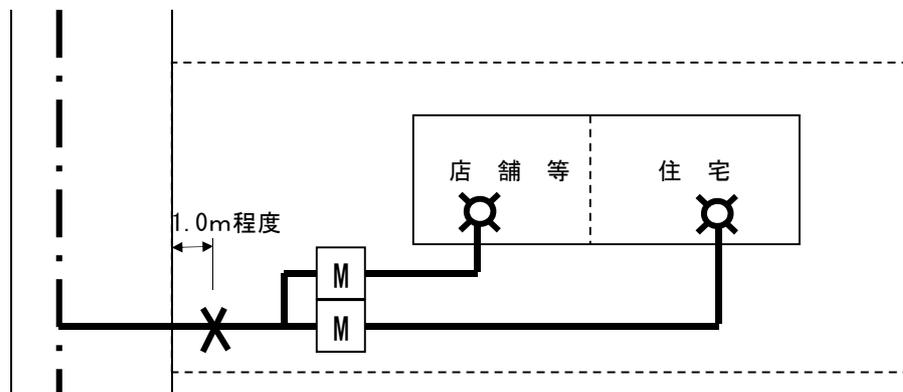
建築物ごとに世帯が異なる形態で二世帯住宅としているもの又はひとつの建築物で機能的に独立して二世帯住宅となっているもの。



※この分岐の場合、メーターは並列配置を基本とする
※道路分給水管は水道メーターごとに設置可能

②店舗付き住宅

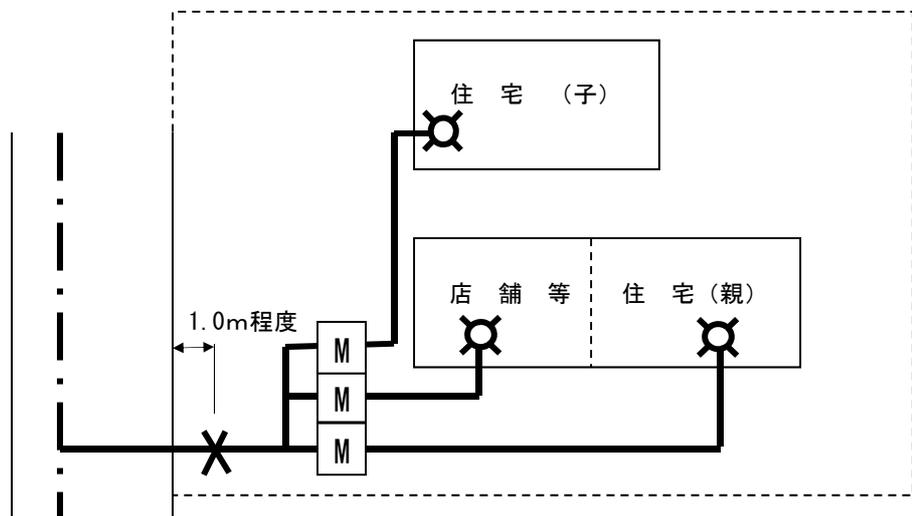
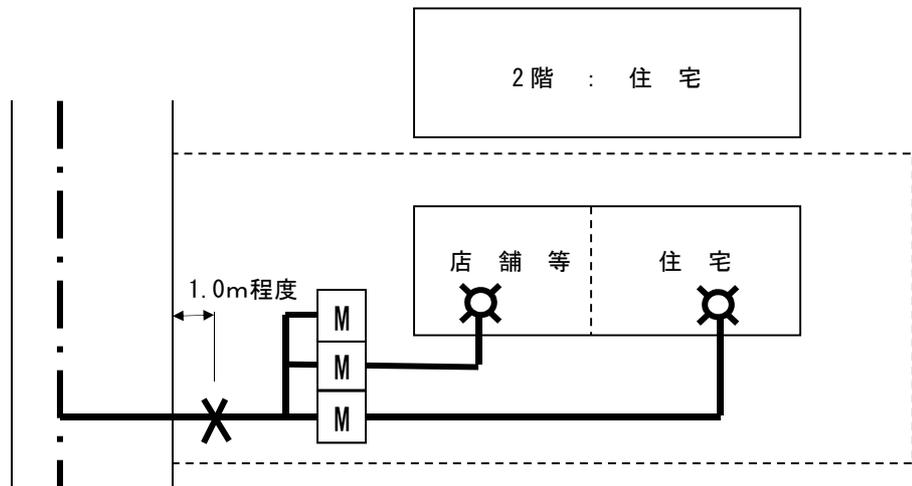
ひとつの建築物で、機能的に独立した店舗、事務所等（以下「店舗等」という）と住宅に分割されているもの（以下「店舗付き住宅」という）。



- ※この分岐の場合、メーターは並列配置を基本とする
- ※道路分給水管は水道メーターごとに設置可能
- ※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

③店舗付き住宅を含む二世帯住宅

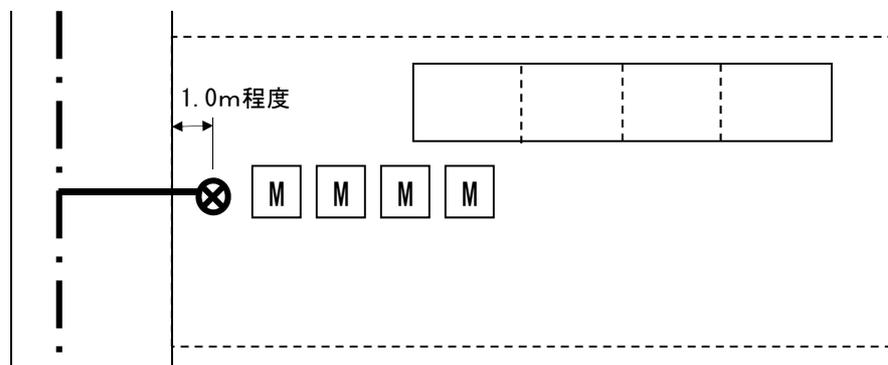
店舗付き住宅で住宅部分を機能的に独立させ二世帯住宅としたもの又は同じ敷地に建築物として独立した店舗付き住宅と専用住宅があり、店舗住宅に住まえる世帯と専用住宅に住まえる世帯が親子関係にあるもの。



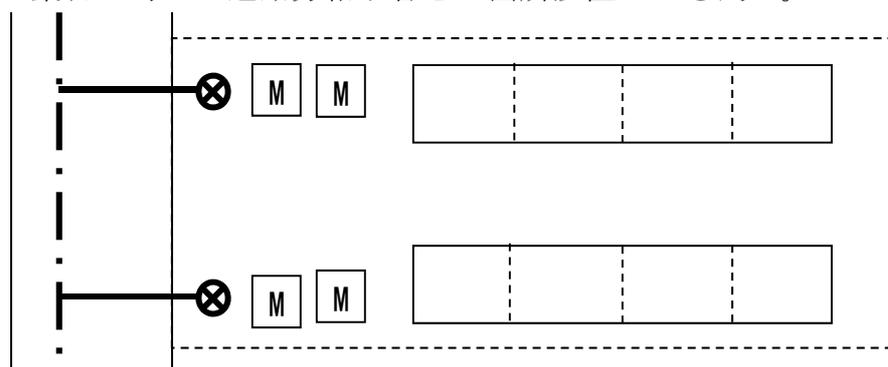
- ※この分岐の場合、メーターは並列配置を基本とする
- ※道路分給水管は水道メーターごとに設置可能
- ※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

④共同住宅・共同店舗

ひとつの建築物が機能的に独立した2戸以上の住宅又は店舗等に分割されているもので、各戸の使用目的又は世帯（使用者）が異なるもの。



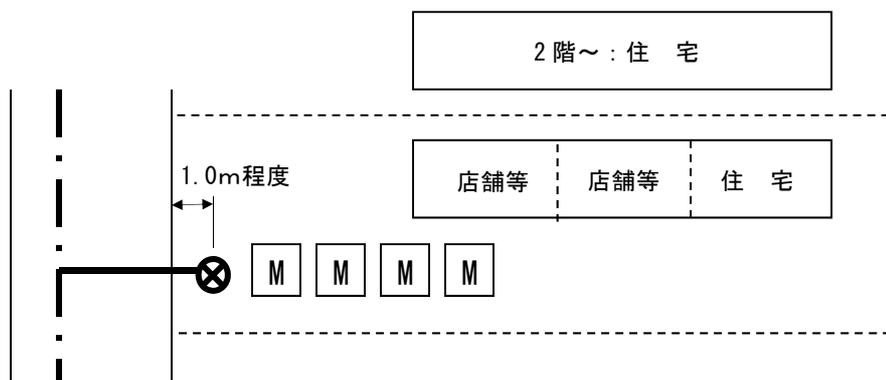
ひとつの敷地に同様の建築物が複数建築されている場合は、1つの建築物に対して道路分給水管を1箇所設置しても良い。



※メーター配置等については、3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点 参照

⑤店舗付き共同住宅

ひとつの建築物が機能的に独立した2戸以上の住宅と店舗等に分割されているもので、各戸の使用目的及び世帯（使用者）が異なるもの。

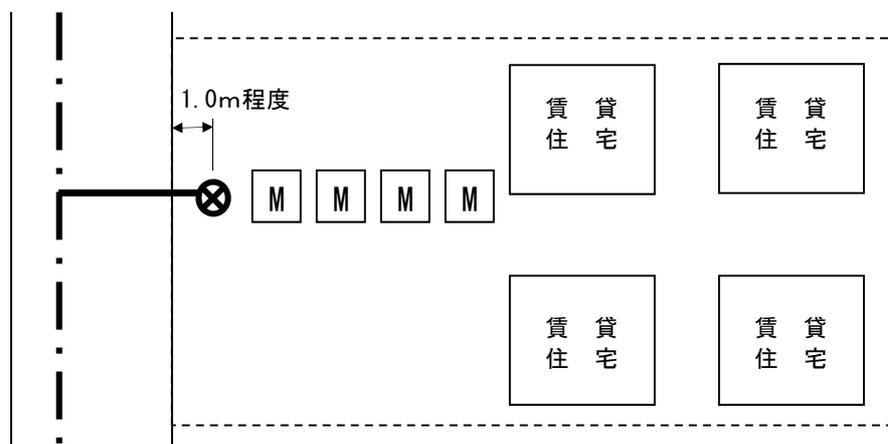


※メーター配置等については、3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点 参照

※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

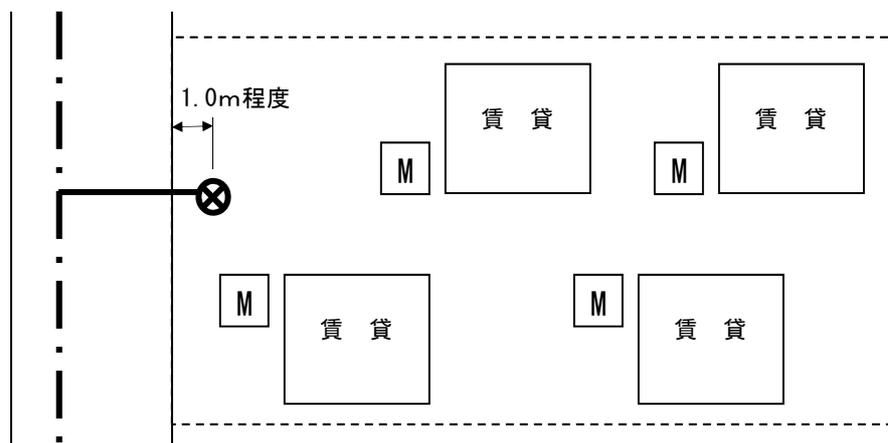
⑥複数の一戸建て賃貸住宅

ひとつの敷地に複数の一戸建て賃貸住宅があるもので、各戸の世帯（使用者）が異なるもの。



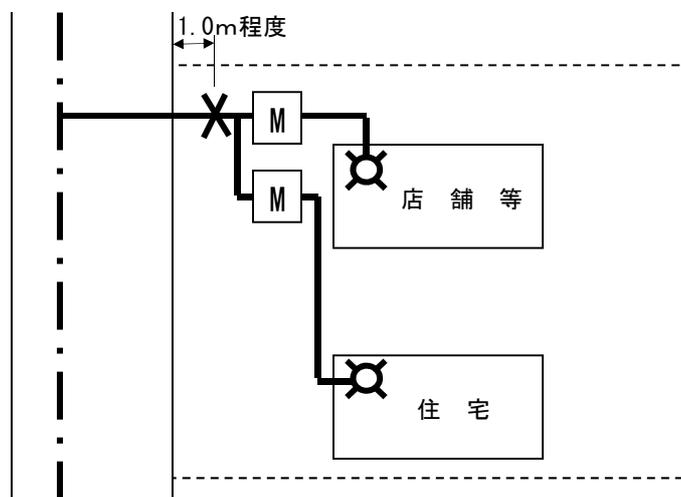
※メーター配置等については、3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点 に準拠

水道メーターの検針上支障のない建物配置である場合は、建築物ごとに水道メーターを設置してもよい。（あらかじめ水道事業者と協議すること）



⑦店舗等と住宅

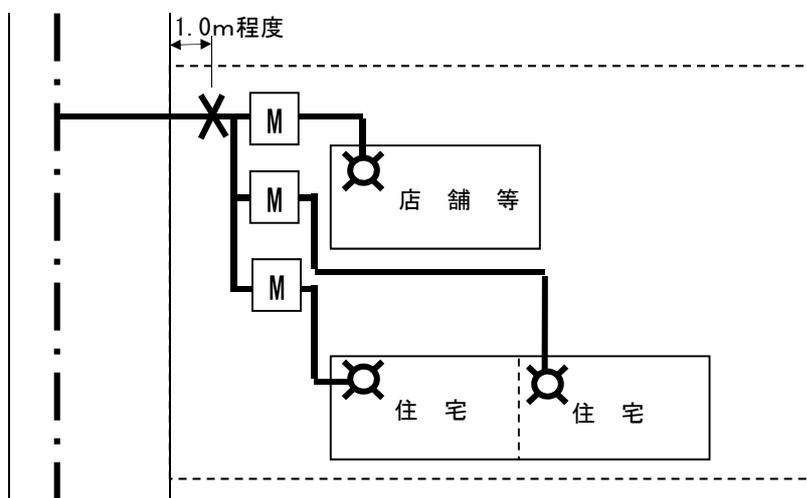
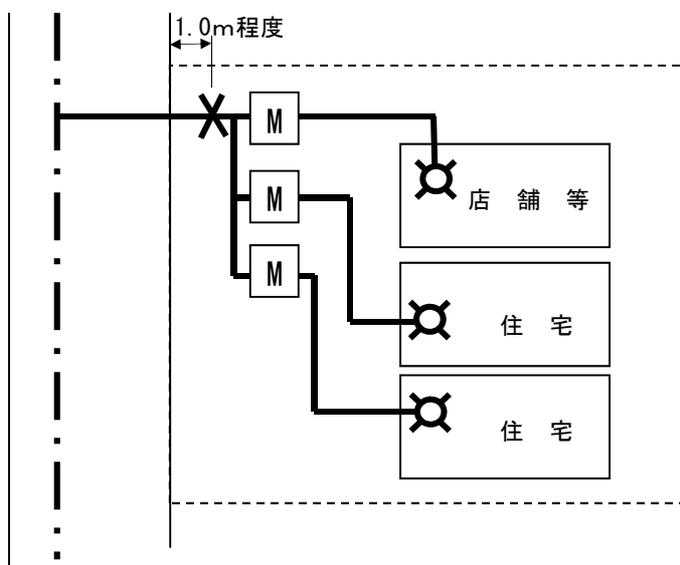
店舗等と住宅のそれぞれが建築物として独立しているもの。



- ※この分岐の場合、メーターは並列配置を基本とする
- ※道路分給水管は水道メーターごとに設置可能
- ※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

⑧店舗等と二世帯住宅

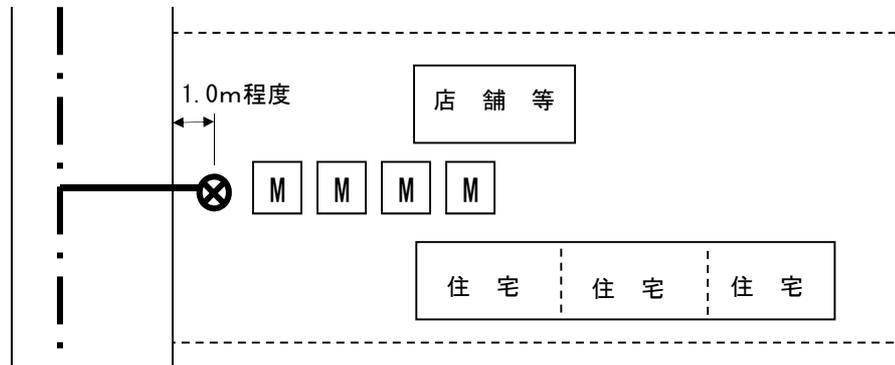
店舗等の建築物と世帯ごとに建築物が独立した二世帯住宅となっているもの又は店舗等の建築物とひとつの建築物で機能的に独立した二世帯住宅となっているもの。



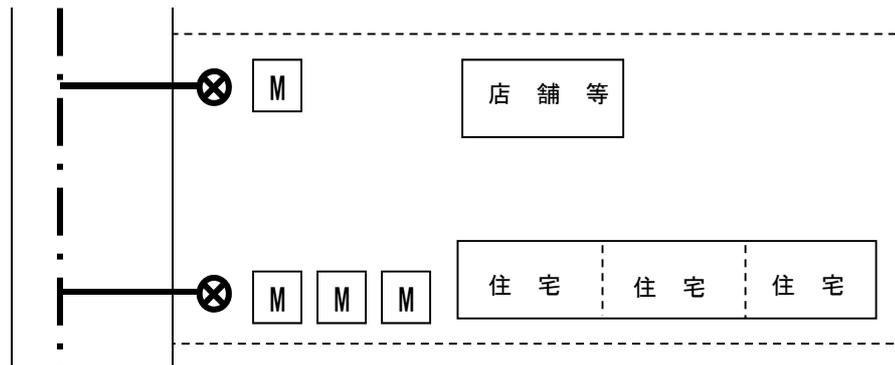
- ※この分岐の場合、メーターは並列配置を基本とする
- ※道路分給水管は水道メーターごとに設置可能
- ※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

⑨店舗等と共同住宅

店舗等の建築物及びひとつの建築物が機能的に独立した2戸以上の住宅に分割されているもので、各戸の世帯(使用者)が異なるもの。



ひとつの建築物に対して道路分給水管を1箇所設置しても良い。



※メーター配置等については、3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点 参照

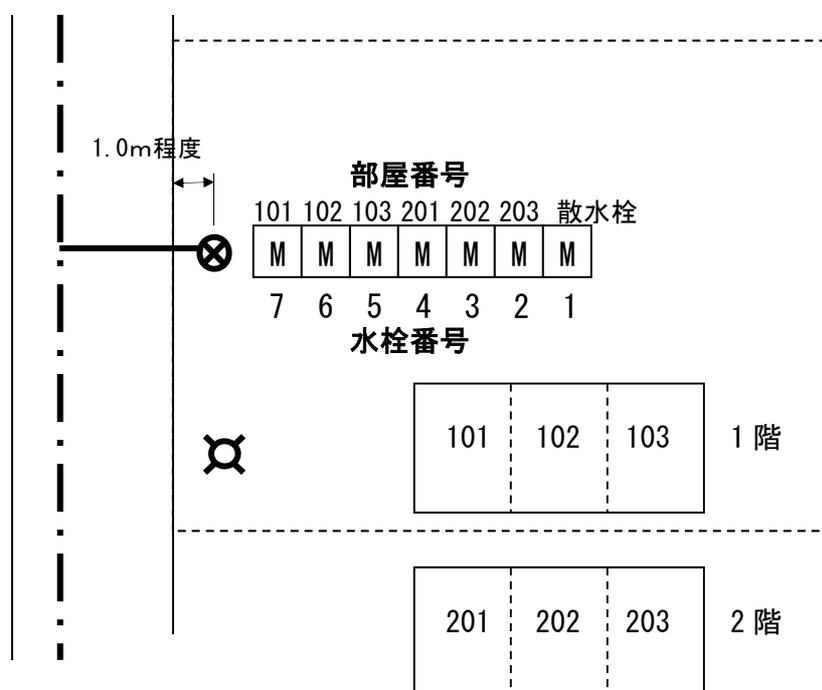
※店舗等1つにつき1世帯 同一使用者名可能

3-3 集合住宅における水道メーターの設置についての留意点

(1) 直圧給水の場合

集合住宅における水道メーターの設置については、次のとおりとする。やむを得ずこれをそえない場合には、あらかじめ水道事業者と相談をすること。

- ・第1止水栓は、官民境界から1.0m程度で、止水作業の支障となるものがないところに設置すること。
- ・水道メーターは、敷地の入り口付近の見やすい位置で、検針の支障となるようなものがないところに設置すること。
- ・水道メーターは、自動車荷重のかからないところを基本とするが、やむを得ず影響のあるところに設置する場合は、耐荷重性のメーターボックスとすること。
- ・水道メーターは、並列配置とし、官民境界から遠い部屋の水道メーターが官民境界から遠い位置となるよう順番に配置する。複数階の建物である場合は、上階より順番に、階ごとに配置する。なお、このとき、散水栓がある場合は、散水栓を最も遠い位置とする。
- ・水栓番号は、事前に水道事業者より交付を受け、遠いところが小さい番号になるようする。(通常、散水栓が一番小さい番号になる)



(2) 集中検針における貯水槽給水の留意点

集中検針を行う集合住宅については、受水槽清掃用の水栓については子メーターの設置が望ましい(自由)。6-3(4) 清掃用給水栓の設置 参照

3-4 私道・位置指定道路における水道メーターの配置

(1) 配置形式の決定

私道・位置指定道路（以下「私道等」という）の水道メーターの配置方法は、その道路の位置付けにより次のとおりとする。

道路の位置付け	配置形式
位置指定道路	標準型配置
	配水管型配置
私道（位置指定道路を除く）	標準型配置

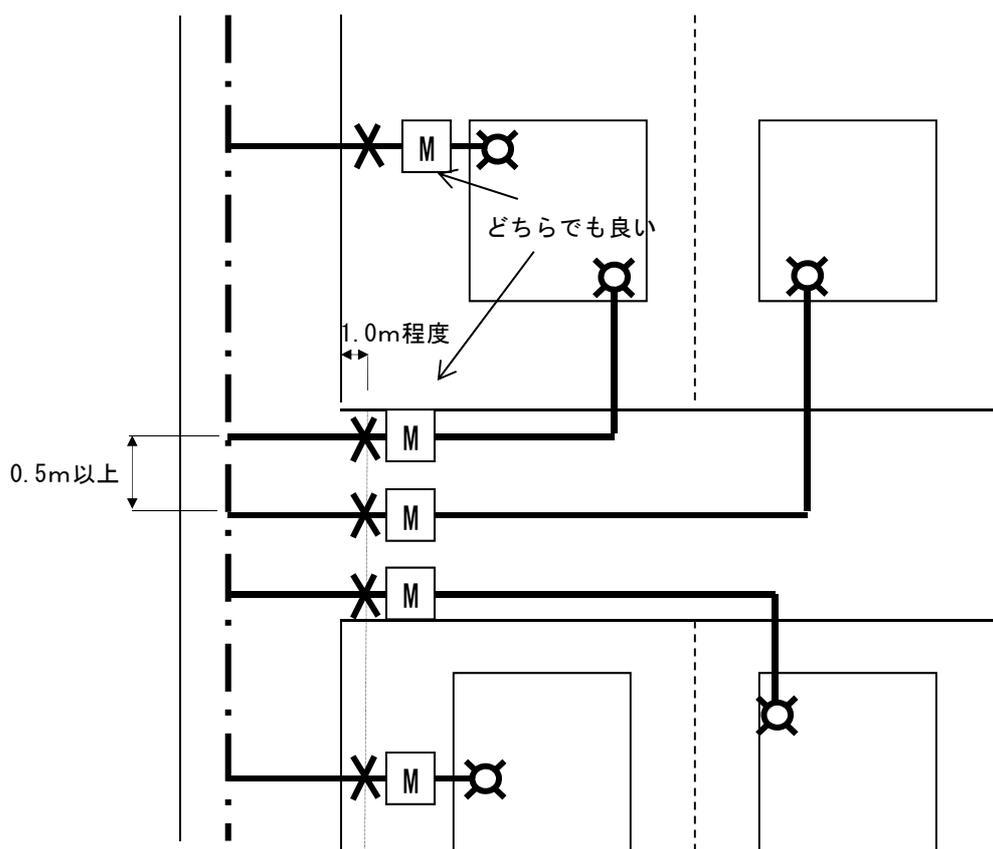
<注意事項>

位置指定道路導入の過程の中で、位置指定道路内の漏水修繕について諸問題が発生したため、その配水管相当施設の維持管理を事業者で行っていたが、位置指定道路の取り扱いも一般化したことから、平成26年度より維持管理区分を従来どおり第1止水栓までとする。なお、平成11年度から平成25年度に設置したもののうち、維持管理を水道事業者が行うとしたものについては、従来どおり水道事業者が行う（配置形式は配水管型）。ただし、その行為にあたり、土地所有者等位置指定道路関係者の積極的な協力が得られない場合は、この限りではない。

(2) 配置形式

ア. 標準型配置

- 水道メーターは、官民境界から 1.0m 程度の位置に設置すること。
- 水道メーターは、自動車荷重のかからないところを基本とするが、やむを得ず影響のあるところに設置する場合は、耐荷重性のメーターボックスとすること。
- 既設公道に面した宅地は、公道から取付けても、私道等より取付けてもどちらでも良い。
- 分岐と分岐の間は、50cm 以上確保すること。したがって、位置指定道路の道路幅員によって必要数を確保できないことがあるので、その場合は配水管型を検討する。(位置指定道路の場合のみ)

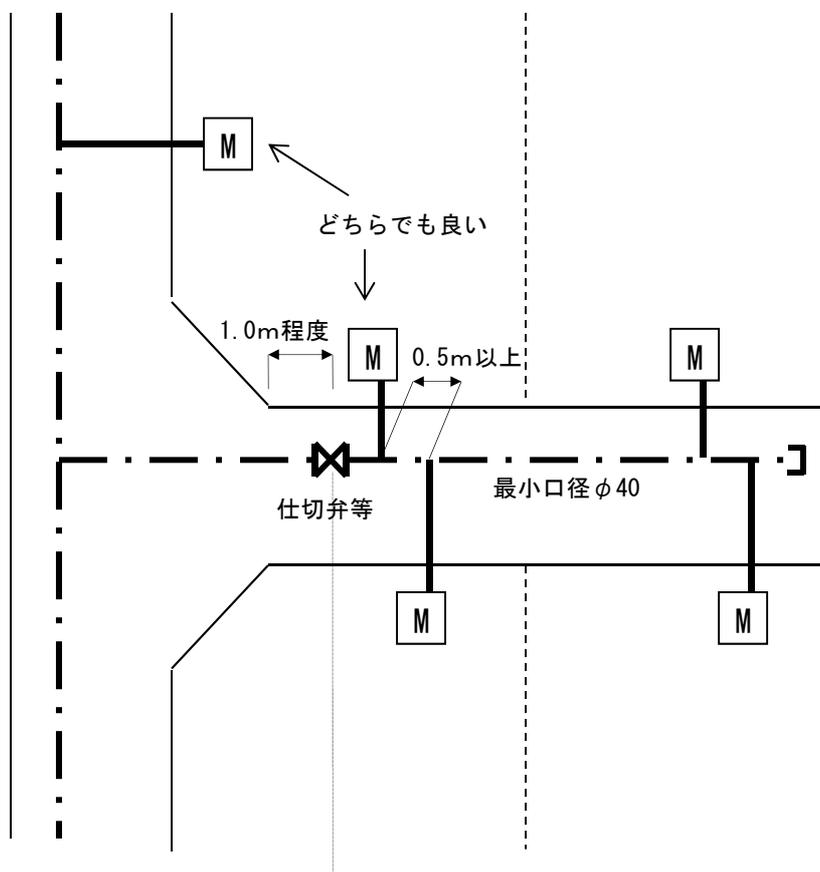


所有権	需要者	
維持管理	水道事業	需要者

X 丙止水 (表示上メーターボックス外のように見えるが、通常、メーターボックス内に設置)

イ. 配水管型配置

- ・第1止水栓は、開発道路の隅切りから開発区域側へ1.0m程度の位置に設置すること。なお、この第1止水まで市が修繕を行う。
- ・水道メーターの設置は、3-1「水道メーター設置の基本事項」に準ずる。
- ・既設公道に面した宅地は、公道から取付けても、位置指定道路より取付けてもどちらでも良い。
- ・配水管型の第1止水栓(仕切弁)以降の材料は、メーターボックス周辺を除き、市は指定しない。このため、チーズでの分岐も可能である。



所有権	需要者	
維持管理	水道事	需要者
修繕費	水道事業者	需要者

3-5 セットバックした土地にかかる水道メーターの取り扱い

(1) セットバックした土地を市に譲渡する場合

セットバックした土地に水道メーターや止水栓等があってはならない。道路後退線が新たな官民境界となることから、それを基準に水道メーターや止水栓等を配置する。給水管土被りも市道と同じ0.7mを確保すること。

(2) セットバックした土地を市に譲渡しない場合

セットバックした土地に水道メーターや止水栓等はあってもよい。ただし、これら施設の蓋は道路面と同じ高さとし、自動車荷重に耐えられるものとする。

なお、将来的に市へ譲渡する予定がある場合には、現状として移設が必要ないとしても (1) 同様移設することが望ましい。

4. 給水装置工事の施工

4-1 給水装置工事施工の基本事項

(1) 工事の施工区分

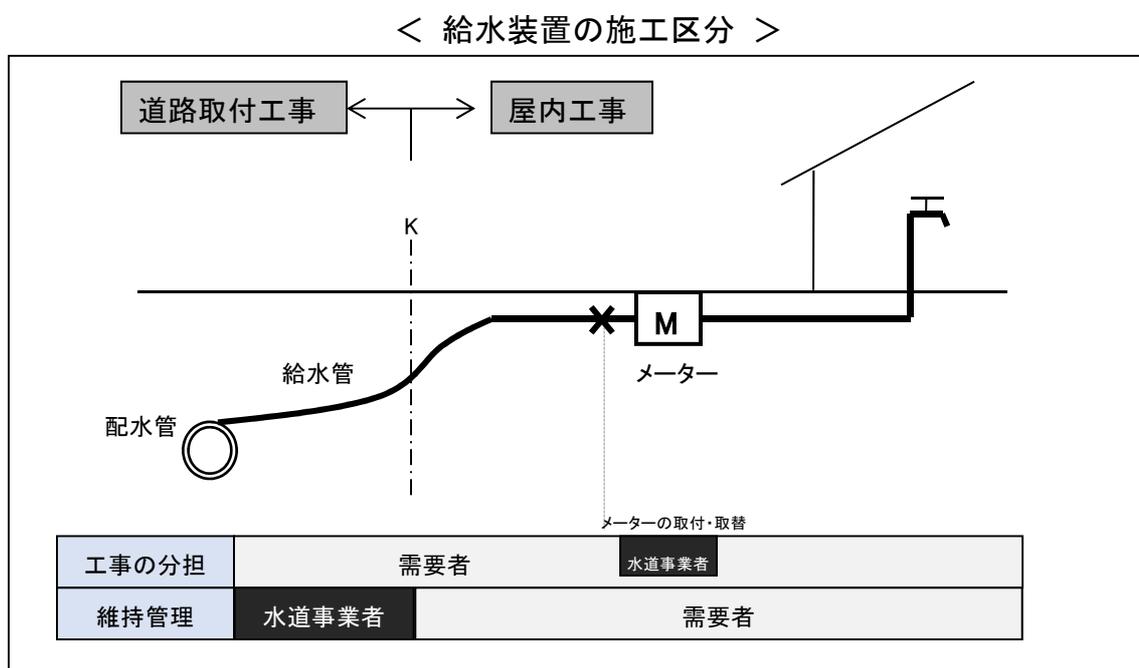
給水工事は、官民境界をもって屋内工事と道路取付工事に区分する。

- ・屋内工事 … 官民境界から私有地内の工事をいう。
- ・道路取付工事 … 配水管から分岐し屋内管との接続までの工事をいう。

(2) 工事の分担

次のように工事を分担する。

- ・屋内工事 … 指定工事事業者が施工する。(メーターボックスを含む)
- ・道路取付工事 … 指定工事事業者が施工する。
- ・水道メーターの設置 … 水道メーターの取付、取替は水道事業者が施工する。



(3) 水道メーターより民地側の使用材料

水道メーターより民地側の給水装置の材料は、施行令第6条に定める基準に適合したものを使用しなければならない。

4-2 道路分給水管の使用材料

(1) 基本事項

条例第7条の規定により、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び給水用具については、水道事業者が工法及び材料を指定することができる（以下「指定材料」という。）。以下に定める指定材料には、前述によるもののほか、維持管理上指定の必要な筐や埋設表示テープ等を含むものとする。

日本水道協会が定めた規格（JWWA規格）、日本産業規格（JIS規格）又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会が定めた規格（PTC規格）に適合しなければならないことが明記されている指定材料において、継手部分のねじ規格のみ変更を加えた準拠品については使用することができる。

(2) 給水管

ア. 水道用ポリエチレン管（PP）

- ・ JWWA K 6762(水道用ポリエチレン二層管)に適合するものでなければならない。
- ・ 軟質管（1種）でなければならない。
- ・ 第1止水栓までの給水管口径がφ50mm以下の場合、使用しなければならない。ただし、給水担当と協議し、HPPEを使用する場合を除く。

イ. 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）

- ・ 直管は、JWWA K 144(水道配水用ポリエチレン管)に適合するものでなければならない。
- ・ 異形管は、JWWA K 145(水道配水用ポリエチレン管継手)に適合するものでなければならない。ただし、給水担当と協議の上、PTC K 13(水道配水用ポリエチレン管継手)を使用することができる。
- ・ 第1止水栓までの給水管口径がφ50mmの場合、給水担当と協議の上、使用することができる。

ウ. ダクタイル鋳鉄管（DIP）

- ・ 直管は、JWWA G 120(水道用GX形ダクタイル鋳鉄管)に適合する1種管でなければならない。
- ・ 異形管は、JWWA G 121(水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管)に適合するものでなければならない。
- ・ 内面は、JWWA G 112(水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)に適合するものでなければならない。
- ・ 第1止水栓までの給水管口径がφ75mm以上の場合、使用しなければならない。

- ・ 配管設計は、一般社団法人日本ダクティル鉄管協会が発行する「GX形ダクティル鉄管管路の設計」を参考に設計した上で、給水担当と協議しなければならない。

エ. 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VB 又は SGP-VD)

- ・ JWWA K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)に適合するものでなければならない。
- ・ 第1止水栓までの配管としては原則使用してはならない。

オ. 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)

- ・ 直管は、JIS K 6742(水道用硬質ポリ塩化ビニル管)、継手は JIS K 6743(水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)に適合するものでなければならない。
- ・ 継手の方式は、TS 接合でなければならない。
- ・ 第1止水栓までの配管としては原則使用してはならない。

(3) 分岐用具

ア. サドル付分水栓

- ・ JWWA B 117(水道用サドル付分水栓)、JWWA B 136(水道用ポリエチレン管サドル付分水栓)又は PTC B 20(水道配水用ポリエチレン管サドル付き分水栓)に適合するものでなければならない。
- ・ 止水機能は、ボール式(A形)でなければならない。
- ・ 鋳鉄バンドでなければならない。
- ・ 分岐口径がφ40 又は 50mm の場合は、給水担当と協議の上、使用することができる。

イ. サドル分水栓用防食コア

- ・ 密着タイプでなければならない。
- ・ SUS 製又は銅製でなければならない。
- ・ 鋳鉄製の配水管からサドル付分水栓を使用して分岐する場合、使用しなければならない。

ウ. 不断水割丁字管

- ・ 分岐口径がφ40 又は 50mm の場合、内ネジ式でなければならない。
- ・ フランジ形の場合は、使用してはならない。

エ. 不断水割丁字管用防食コア

- ・ 分岐口径がφ40mm 又は φ50mm の場合、樹脂製を使用しなければならない。
- ・ 分岐口径がφ75mm 以上の場合、SUS 製又は銅製を使用しなければならない。

(4) 第1止水栓

ア. ソフトシール仕切弁

- ・ JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) に適合するものでなければならない。
- ・ 構造及び形状は、立形式内ねじ式でなければならない。
- ・ 開閉方向は、右開きでなければならない。
- ・ 操作は、キャップ式でなければならない。
- ・ 塗装は、内外面ともに水道用エポキシ樹脂粉体塗装でなければならない。
- ・ 第1止水栓までの口径がφ75mm 以上の場合、第1止水栓として使用しなければならない。

イ. 砲金製仕切弁

- ・ 青銅製仕切弁でなければならない。
- ・ ハンドルの形は、丸ハンドルでなければならない。
- ・ 開閉方向は、左開きでなければならない。
- ・ ねじ規格は、平行おねじでなければならない。
- ・ 第1止水栓までの口径がφ40mm 又は 50mm の場合、第1止水栓として使用しなければならない。

ウ. 丙止水栓

- ・ 副栓付止水栓でなければならない。
- ・ 止水機能は、こま式でなければならない。
- ・ 副栓による止水機能は、内コック式でなければならない。
- ・ 伸縮機能を有しなければならない。
- ・ ハンドルの形は、丸ハンドルでなければならない。
- ・ 第1止水栓までの口径がφ20mm 又は 25mm の場合、第1止水栓として使用しなければならない。ただし、支管分岐のときは除く。

エ. 乙止水栓

- ・ シールリング止水栓とする。
- ・ 第1止水栓までの口径がφ20mm 又は 25mm かつ支管分岐の場合、第1止水栓として使用しなければならない。

(5) 継手類

ア. 水道用ポリエチレン管金属継手

- ・ JWWA B 116 (水道用ポリエチレン管金属継手) に準拠するコア一体型でなければならない。
- ・ ねじ込み式でなければならない。
- ・ 耐震型でなければならない。

イ. 水道配水用ポリエチレン管継手

- ・ PTC K 13(水道配水用ポリエチレン管継手)に適合するものでなければならぬ。

ウ. 水道配水用ポリエチレン管金属継手

- ・ PTC B 21(水道配水用ポリエチレン管金属継手)に適合するものでなければならぬ。

(6) その他の指定材料

ア. 筐（砲金製仕切弁、仕切弁）

- ・ 蒲郡市仕様のものでなければならぬ。

イ. 乙止水栓筐

- ・ 蓋は、FCD 製かつ黒色でなければならぬ。
- ・ ホルダーは、FCD 製でなければならぬ。
- ・ 乙止水栓の口径が ϕ 25mm の場合、呼び径は 100mm にしなければならない。
- ・ 乙止水栓の口径が ϕ 13mm 又は 20mm の場合、呼び径は 75mm にしなければならない。

ウ. 管上テープ

- ・ 蒲郡市仕様のものでなければならぬ。
- ・ 給水管の口径が ϕ 40mm 以上の場合、公道部分において使用しなければならない。
- ・ さや管を使用する場合、給水管口径に関係なく使用しなければならない。

エ. 埋設表示テープ（金属管用）

- ・ 蒲郡市仕様のものでなければならぬ。
- ・ 埋設位置は、管上 500mm でなければならぬ。

オ. 埋設表示テープ（非金属管用）

- ・ 蒲郡市仕様のものでなければならぬ。
- ・ 埋設位置は、GL-300mm 以内でなければならぬ。

カ. 単式逆止弁

- ・ JWVA B 129(水道用逆流防止弁)に適合するものでなければならぬ。
- ・ メーター口径が ϕ 13~50mm までの場合、使用しなければならない。

キ. スイング式逆止弁

- ・ JIS B 2031(ねずみ鋳鉄弁)に適合するものでなければならぬ。
- ・ FCD 製で内面粉体塗装でなければならぬ。ただし、給水担当と協議の上、SUS 製を使用できるものとする。この場合、材質のみ変更を加えた JIS B 2031 準拠品でなければならぬ。

- ・ メーター口径がφ75mm 以上の場合、使用しなければならない。

ク. パッキン

- ・ 配水管分岐箇所から第1 止水栓までの地中に埋設する箇所で使用するパッキンは、金属入パッキンでなければならない。
- ・ 交換が容易な箇所については、黒成形パッキンを使用するものとする。

ケ. メーターボックス

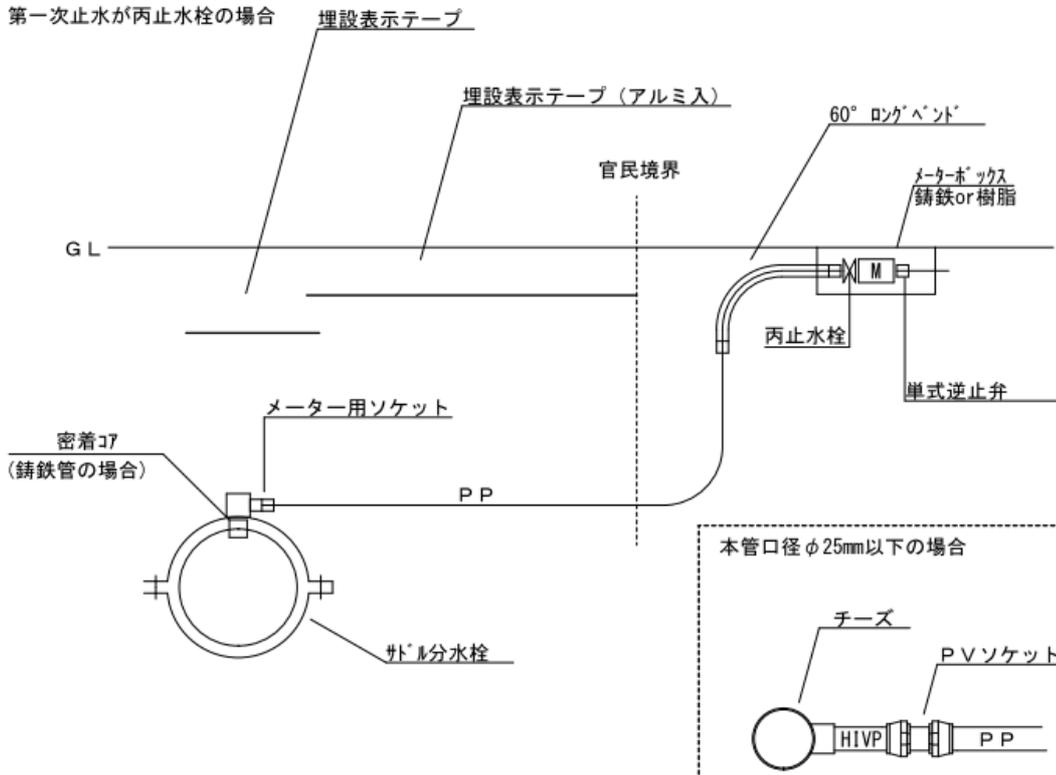
- ・ メーターボックスについては、4-6「メーターボックス及び逆流防止装置等の設置」のとおりとする。

・

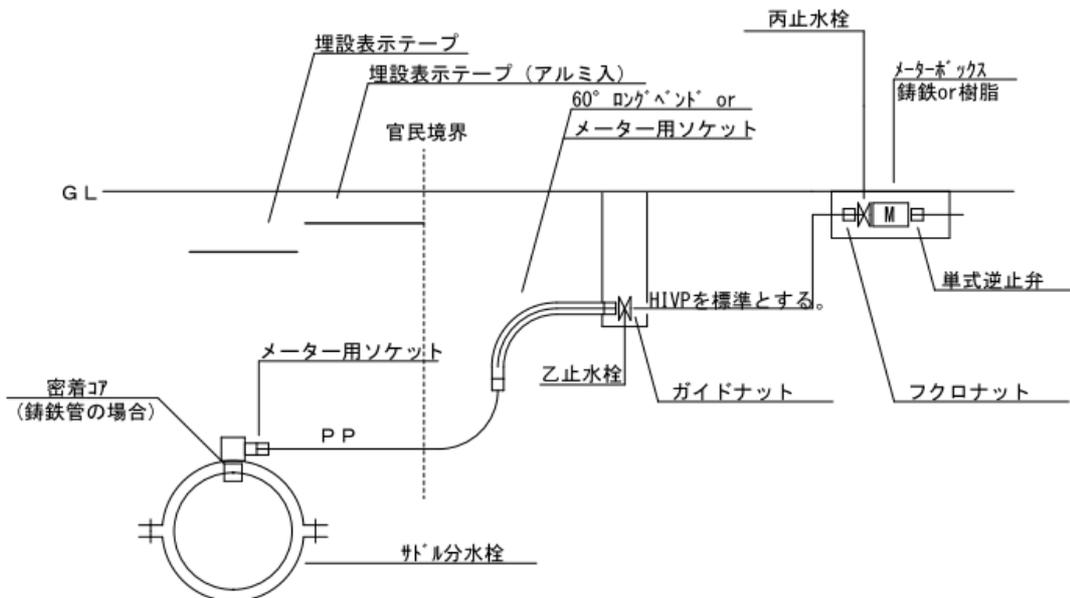
4-3 口径別道路分給水管配管図

道路分給水管の口径別配管図は、次項以降のとおりである。これによりがたい場合は、その都度給水担当と協議すること。

標準配管図(φ20、25mm)

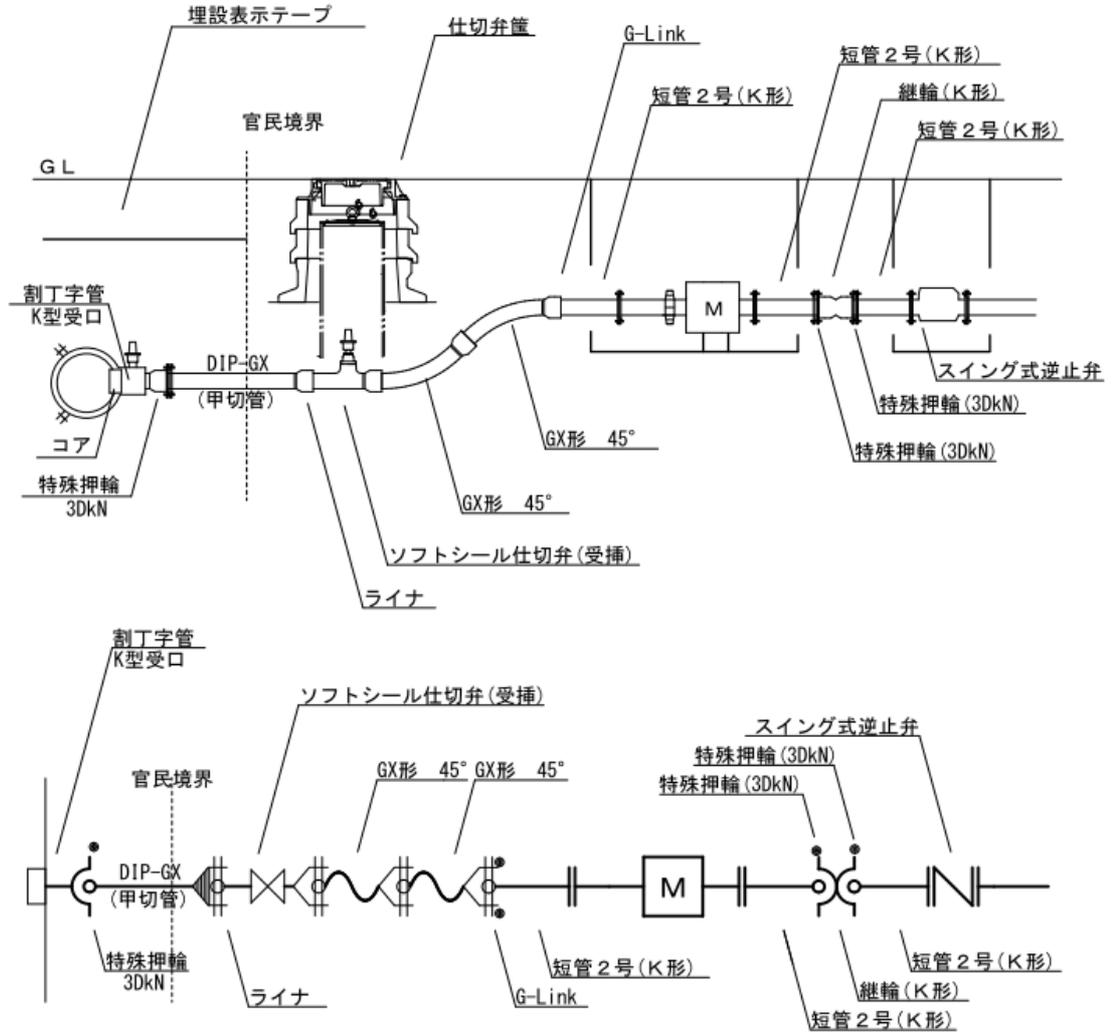


第一次止水が乙止水栓の場合



標準配管図 $\phi 75\text{mm}$ ～

$\phi 75\text{mm}$ ～



※あくまで図面は参考です。

現場条件により、これによりがたい場合もあります。そのときは、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「GX形ダクタイル鉄管管路の設計」を参考に設計した上で、給水担当と協議してください。

第一次止水から逆止弁までの配管については、鑄鉄管を採用してください。

配水管分岐箇所から第一次止水までの配管は、耐震管かつフランジレスで施工してください。

4-4 給水装置の工事の施工

給水装置工事（導水装置含む）の施工は、条例第6条及び事業者規程に基づき指定給水装置工事事業者が行う。

関連法令

- ・ 条例第6条（工事の施工）第1項

給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- ・ 事業者規程第11条（指定給水装置工事事業者の義務）

主任技術者は次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- （1）給水装置工事に関する技術上の管理
- （2）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- （3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認
- （4）給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 規程第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

- ・ 事業者規程第13条（指定給水装置工事事業者の義務）

指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （1）給水装置工事ごとに規程第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して規程第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （2）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業をおこなうことができる技能を有する者を従

事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地で監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施工した給水装置ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 規程第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

4-5 土工基準

(1) 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは次のとおりとする。

ア. 公道

国・県・市道とも土被り 0.7m以上とする。

なお、道路分給水管の布設は、配水管等からの分岐深を維持し、官民界付近で第1止水栓へ向かって浅くすることを基本とする。このとき、公道内では必ず上記土被りを確保すること。

イ. 私道

給水管口径を問わず第1止水栓までは土被り 0.7m以上（乙止水栓は土被り 0.3m）、それ以降については 0.3m以上とする。私道内における給水管の埋設深さ設定にあたっては、通行荷重を十分考慮し、給水管に影響を与えない深さ及び工法を考えなければならない。

なお、布設後、配水管として水道事業者に移管予定のものについては公道の取扱いに準ずる。

ウ. 屋内

給水管口径 $\phi 40$ mmまでの埋設深さは土被り 0.3m以上とし、給水管口径 $\phi 50$ mm以上は 0.5m以上とする。

(2) 給水管の掘削幅

給水管の掘削幅は、0.55mを標準とする。

(3) 給水管の埋戻し

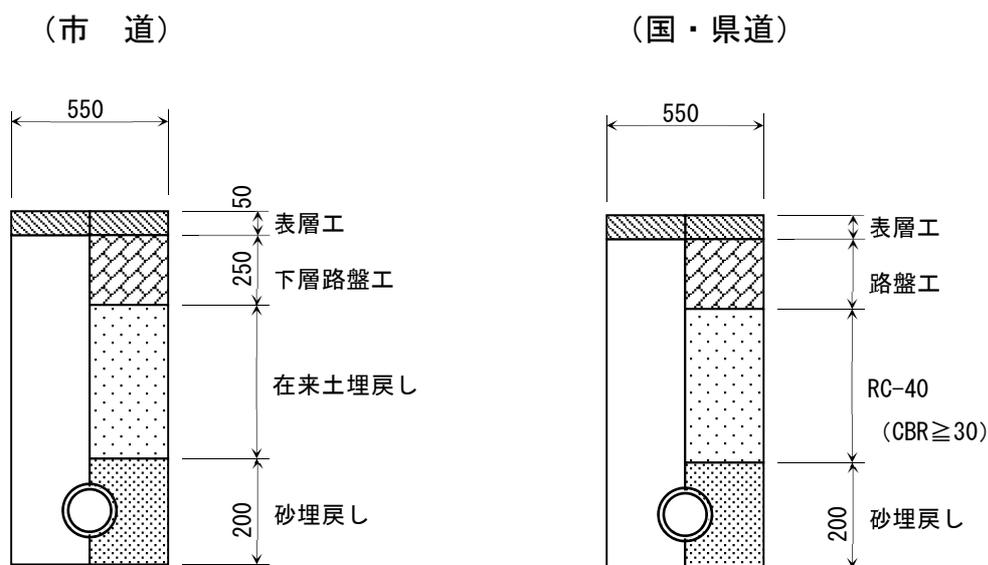
工事施工のうち、もっとも注意することは、埋戻しである。埋戻しを行うにあたっては、次のことについて十分留意すること。

- ・締め固めが不十分な埋戻しは道路面が陥没し、交通事故等の原因になる。また、石片、コンクリート塊などの混ざった土砂をもって不注意に埋戻しをすると、給水管その他付属機器に損傷を与え、後日漏水の原因となるので、注意して施工する。
- ・掘削箇所は、その日に埋戻しをして仮復旧（常温合材等）を完了すること。
- ・湧水及び流入水がある場合は、埋め戻しを中止し、必ず止水工事又は集水孔を設け1箇所に集水し、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しを再開すること。
- ・転圧は一層毎 20cm 以下に敷き均し、タンパー等を使用して十分突固

め、起伏を生じないようにすること。

- ・埋戻しが完了すれば、残土は直ちに処理すること。又、材料、機械、器具等も速やかに道路外に撤去し、一時たりとも放置しないこと。
- ・仮復旧後、本復旧までの間は仮復旧跡の沈下状態を巡回し、交通事故等がないよう十分注意すること。

図 給水管の土工定規図



(4) 埋設表示工

- ・中間テープ … 代用配水管及び給水管(非金属管)は、アルミ入り中間テープを路面より30cmに設置(配水管(金属管)は管上50cmに埋設)
- ・管上テープ … 管天端へ接着(配水管、代用配水管、 $\phi 40\text{mm}$ 以上の給水管)

(5) 本復旧

- ア. 本復旧における影響幅は、以下のとおりとする。
 - ・市道(車道部)…30cm以上とする。
 - ・市道(歩道部)…10cm以上とする。
 - ・国県道…道路管理者と協議の上、決める。
- イ. 宅地分譲等による連続した引込工事の路面復旧において、路面復旧範囲の間隔が狭いときは、部分復旧ではなく、一括で復旧すること。
- ウ. 異なる占有者等(下水、雨水、ガス等)で連続した引込工事の路面復旧において、路面復旧範囲の間隔が狭いときは、部分復旧ではなく、

一括で復旧すること。この場合、本復旧はすべての工事施工者が同時に施工するなど、舗装の目地が最小限で済むように努めること。

エ. この章に書いたもののほか、影響幅は、目地やクラックの状況など、現場条件により適宜判断すること。疑義が生じた場合は給水担当と協議の上、決めること。

4-6 メーターボックス及び逆流防止装置等の設置

(1) メーターボックス等

ア. 水道メーター口径φ25 mm以下の場合

- ・ 自動車荷重のかかるところ又はその可能性のあるところ
耐自動車荷重のメーターボックス（鋳鉄製蓋）を使用
※開発区域内、分譲宅地等今後の住宅計画が不明のときも原則としてこれに該当する。
- ・ 自動車荷重のかからないところ
メーターボックス（樹脂製蓋でも可）

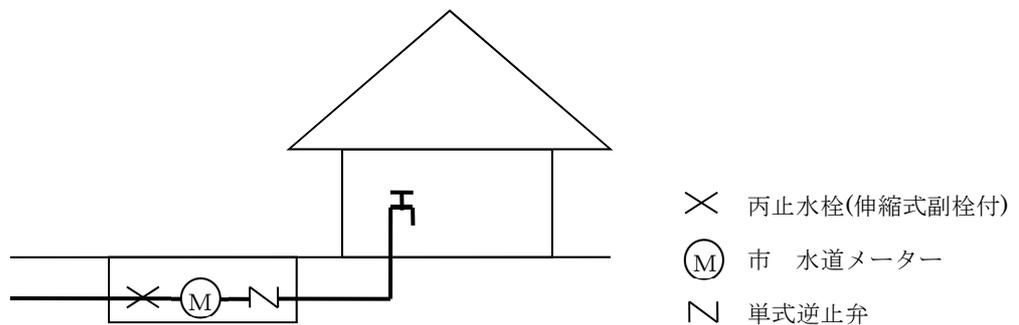
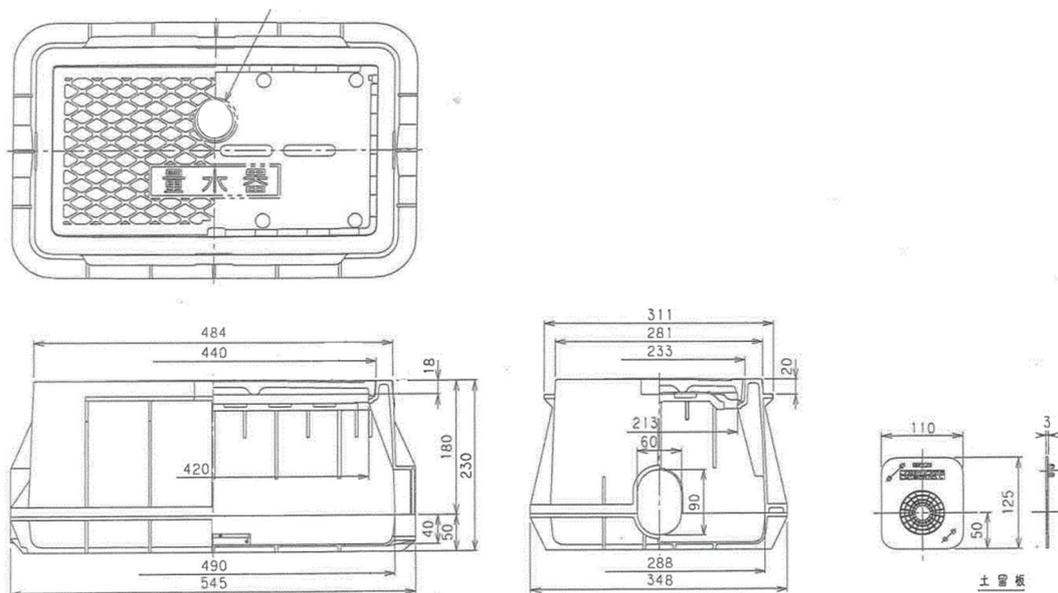
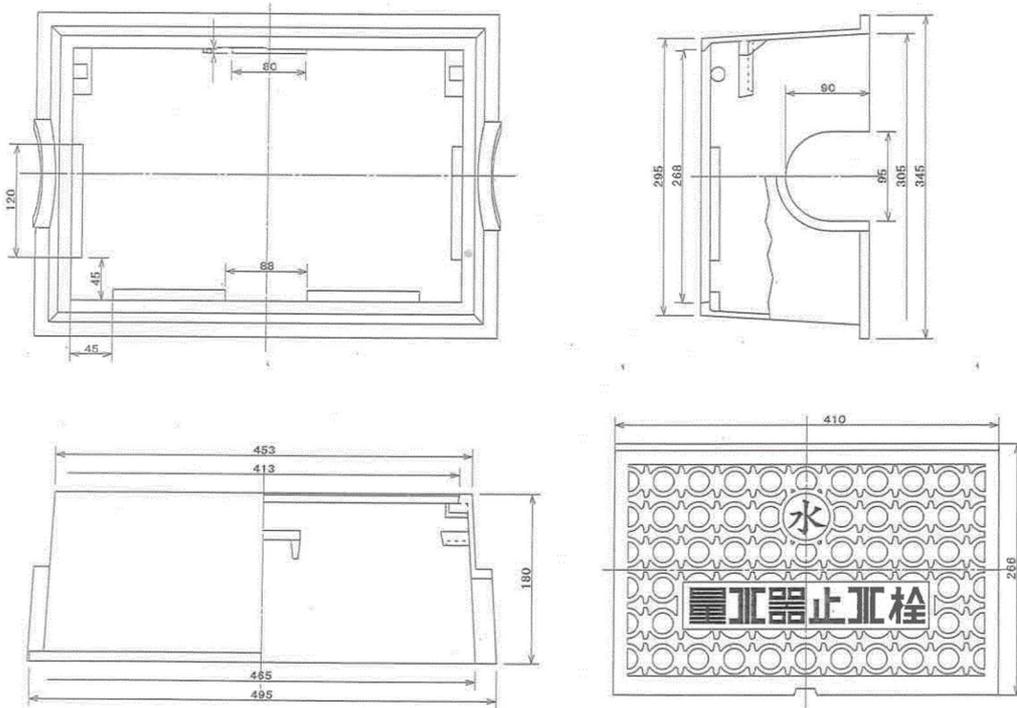


図 メーターボックスの標準規格（φ13～25 樹脂製蓋）



- ・ 蓋は水色を基調とする。
- ・ 市章は必要ないが、 等水道であることがわかるように表示する。
- ・ 水道メーターの口径に係らず、φ25mm用のメーターボックスを使用すること。

図 メーターボックスの標準規格（φ13～25 鑄鉄製蓋）



イ. 水道メーター口径φ40 mm以上の場合

第1 止水栓、水道メーター、逆止弁にそれぞれに匡を設け、その中に収納することを原則とする。ただし、水道メーター等の点検・取替えに支障がないと判断される場合は、水道メーターと逆止弁を同じメーターボックス内に配置してもよい。

- ・自動車荷重のかかるところ又はその可能性のあるところ

耐自動車荷重の蓋を使用。なお、検針のため、水道事業者が親子蓋の設置が必要とした場合は、これを設置する。（矩体は維持管理上支障のない構造）

- ・自動車荷重のかからないところ

水道事業者と協議し、管理上支障がないと判断した場合には、樹脂製等耐自動車荷重でない蓋及び矩体を認める。このとき、蓋は原則として耐荷重T-2、水色を基調とする。その他詳細は水道事業者と協議のこと。

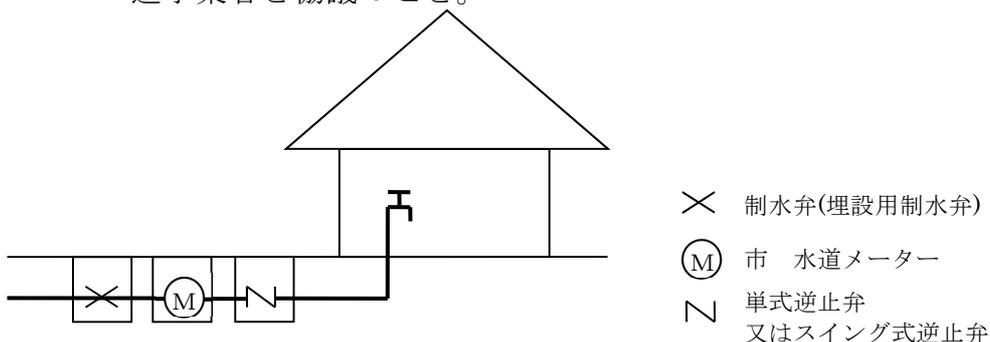
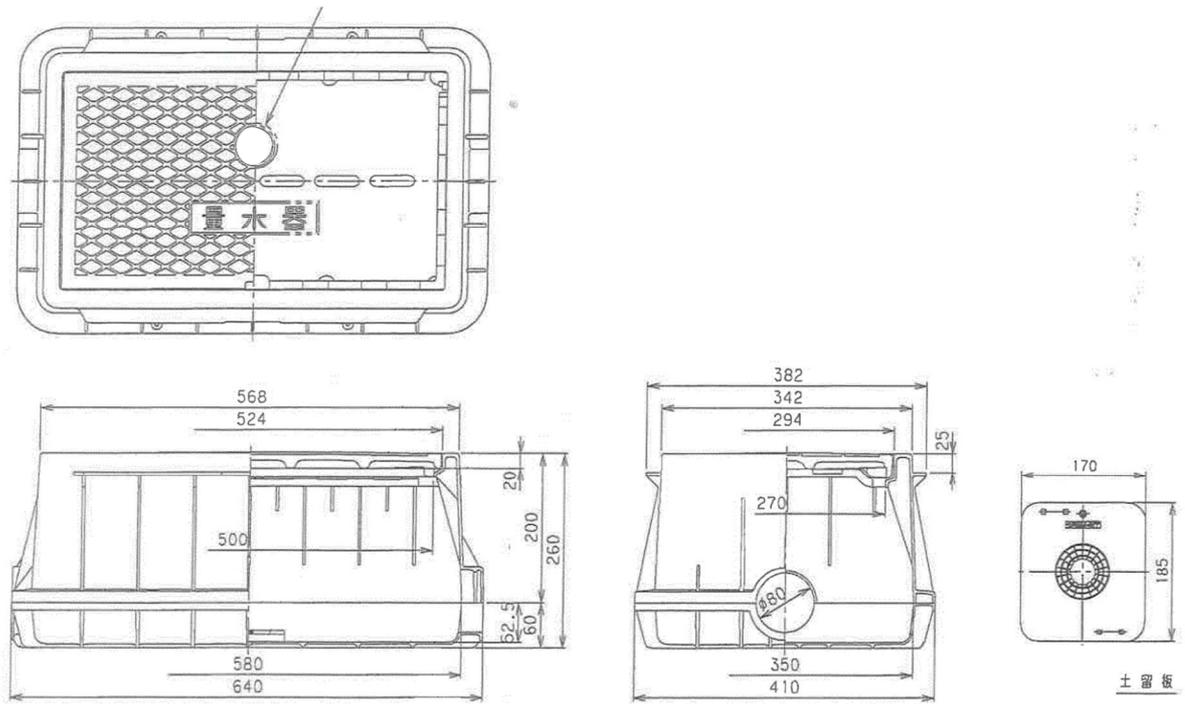
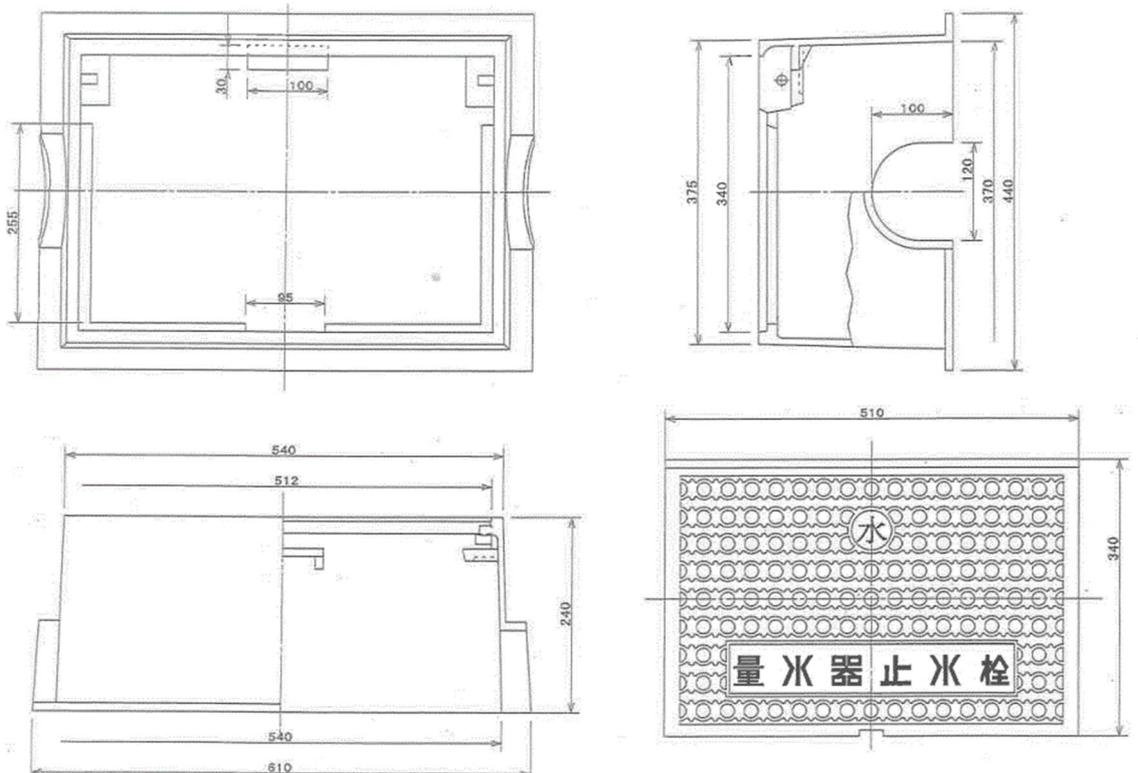


図 メーターボックスの標準規格（φ40 樹脂製蓋）



- ・ 蓋は水色を基調とする。
- ・ 市章は必要ないが、 等水道であることがわかるように表示する。

図 メーターボックスの標準規格（φ40 鋳鉄製蓋）



- ・ 市章は必要ないが、 等水道であることがわかるように表示する。

(2) 逆止弁

逆流の防止及び水道メーター等の維持管理を容易にするため、水道メーターの直近下流（二次側）に逆止弁を設ける。

ア. 水道メーター口径φ25 mm以下の場合

単式逆止弁とし、メーターボックス内に設置する。このとき、丙バルブの操作に支障がある場合は、メーターボックスから一部はみ出た形で設置してもよい。

丙止水栓が逆流防止機能付の場合においても、単式逆止弁を設置しなければならない。

イ. 水道メーター口径φ40 mm以上の場合

φ40～50 mmは単式逆止弁、φ75 mm以上はスイング式とする。

(3) 伸縮機能

水道メーター口径φ40 mm以下については、その維持管理を容易にするため、水道メーター直近上流（一次側）に伸縮機能を有する器具を設ける。

ア. 水道メーター口径φ25 mm以下の場合

伸縮機能付丙止水栓を標準とする。

イ. 水道メーター口径φ40 mmの場合

伸縮継手を標準とする。

(4) 隔測メーター

蓋の開閉に支障がある、指針の読み取りが困難である等により、水道事業者が隔測メーターの設置が必要であると判断した場合は、これを設置する。設置位置に関しては公道から見やすい位置とし、水道事業者が定める。

4-7 給水装置工事に伴う断水及び通水切替

給水装置工事にあたって口径φ100mm以下の配水管の断水が必要な場合は、水道事業者と協議の上、給水装置工事を行う指定工事事業者がバルブを操作し、断水及び通水切替を行う。

(1) 水道事業者との協議及び断水・通水切替計画書の提出

指定工事事業者は、次の事項について、あらかじめ水道事業者と協議する。

- ・給水装置工事の施工方法
- ・断水及び通水切替の日時
- ・通水切替計画

指定工事事業者は、協議の結果を踏まえて断水・通水切替計画書を作成し、断水の1週間前までに水道事業者へ提出すること。

(2) 断水及び通水切替の注意事項

- ・断水家屋に対しては、断水の前日までに断水の開始日時と復旧日時を連絡すること。このとき、正午から午後1時（12時～13時）など一般的に水を使う時間帯を避けるよう配慮する。
- ・断水のお知らせの際には、濁水等が発生する可能性がある旨のチラシ等を配布すること。
- ・通水切替後、本断水及び通水切替が原因と考えられる濁水等が周辺住宅等に発生した場合は、当該指定工事事業者がこれを解決すること。

4-8 給水装置工事についての注意事項

1. 配水管の位置は最寄りの消火栓又はバルブ等により確認すること。
2. 鋳鉄管にサドル分水栓を取り付ける場合、鋳鉄管の穿孔部に密着コアを挿入すること。
3. 水道メーターは計量法の適用を受ける精密機械であり、特に衝撃に対しては十分注意すること。
4. 道路下に埋設された各種埋設物の占用位置及び埋設深さ等の調査と確認をした後、施工すること。（中電・NTT地下ケーブル・ガス管等）その際、道路分給水管と他占用物との離隔を確保すること。
5. 道路占用許可・道路使用許可を確認後、道路分給水管工事を施工すること。
6. 道路を横断して掘削する場合は、片側の工事を完了し、交通の妨げにならないよう必要な措置を講じたのち、他方を掘削すること。
7. 保安設備等については、道路管理者及び警察署の許可を受けた後、許可条件指示事項を厳守して施工すること。

8. 仮復旧後、本復旧までの間は仮復旧後の沈下状態を巡回し、交通事故等がないように十分注意すること。
9. 立ち上がり管は、外力等に対する十分な防護性能を有した管材を使用する又は十分な保護措置を施すこと。
10. 鋼管使用の場合は、コア入り継ぎ手を使用する等、端末処理を十分に施工すること。
12. やむをえず他水設備を給水装置に再用する場合は次によること。
 - 1) 現に飲用に供されている設備（井水、導水）であること。
 - 2) 他水設備の工事詳細資料を提出し、使用材料、構造等が基準に適合しているか否かを調査する。
 - a) 使用材料は、施行令第6条と同等とみなされるものであること。
同等品と見なされないものは基準に適合するものに取り替えること。
 - b) 水圧検査は必ず実施し、不良箇所は、基準に適合するよう改善すること。
13. サドル交換機を利用して道路分給水管の増径を行う場合は、製造者又は経験者の助言を受けるなどし、慎重に作業を進めること。なお、作業中に確認した配水管の状況がサドル交換機での施工に不安が生じさせるものであった場合には、新たに分岐を設けるなど施工方法の見直しを行うこと。
14. 給水装置工事において、水道メーターが設置されるまでの間はメーターボックス内の止水栓及び副弁を閉め、漏水及び盗水防止に努めること。水道メーターボックス内の止水栓よりも一次側に止水栓がある場合は、それらも含めて閉じておくこと。
15. 完了検査までの間に水道メーター設置予定箇所に間隔棒を設置する場合は、中がモルタル等で充填されている遮水構造又は有孔等による圧抜き構造とし、間隔棒よりも二次側へ水が流れないようにすること。
16. 給水装置工事の完了検査が終わるまでは、給水装置の不正改造等による盗水が行われないよう給水装置工事主任技術者による技術的な指導監督職務を徹底すること。
17. 給水の都合上、完了検査直後に閉栓する場合には、できる限り間隔棒を設置し、給水装置が外力等により動いてしまうことが対策を施すこと。とくに、閉栓後、水道メーター周辺で転圧するときは注意が必要である。
18. 給水装置工事における圧着器の使用は原則として認めない。ただし、道路分給水管で、圧着に耐えられる管材であり、圧着部をその他部材で保護することで漏水の可能性が低いと水道事業者が認めた場合には、この限

りではない。なお、その場合であっても実際に道路分給水管の状態を確認した段階で、圧着による施工に疑義が生じた場合には、施工方法自体を見直すこと。施工により既設管等に損傷を与えた場合には、施工者に対してその復旧にかかる費用を請求することがある。

18. 給水装置工事に関連する法令等の改正については、順次、本基準へ反映するよう改訂するが、これら改正事項については、本基準の改訂に関わらず遵守すること。

4-9 改造におけるよくある質問

(水道メーターの減径)

Q：家族構成が変わり、水道メーターの口径を減径することになった。使わなくなった給水用具等は撤去するのが本来であるが、建築後数十年の住宅ということもあり、お客様からは、あまり大きな工事にしてほしくないといわれている。減径の場合、既設給水用具はどのような状態としなければならぬのか？

A：必要なくなった給水用具は、原則として、撤去していただくようお願いします。しかしながら、住宅の状況、予算、極力工事期間を短くしなければならぬ事情等のあると思いますので、その場合は、必要なくなった給水用具を物理的に切り離していただくようお願いします（具体的には、管を切断し、切断面をキャップ止めしておく等）。水道事業者より、この切り離した状況写真の提出をお願いすることがあります。完了検査時には、実際に水が出ないか確認させていただきます。

(井戸水からの上水道への切り替え)

Q：これまで井戸水を利用していたが、水道へ切り替えたい。井戸水配管で使用していた給水装置をそのまま利用してもよいのか？

A：水道の給水装置の構造及び材質は、法第16条及び施行令第6条で規定されています。これに適合しないものは、水道の給水装置として利用することはできません。したがって、適合している場合には、そのまま利用していただいても構いませんが、適合していたとしても井戸水と水道の水圧の違いから、管の継ぎ目等から漏水することがありますので、水道事業者としては、新しく布設しなおしていただくことをおすすめします。なお、井戸水からの切り替えや井戸水併用している場合には、完了検査時において、クロスコネクション防止のため、水道の給水装置のほか井戸水についても確認させていただいています。

5. 3階直結直圧給水

5-1 3階直結直圧給水の基本事項

(1) 実施条件

対象建物は、3階建て建築物とし、受水槽方式と直結直圧方式の併用はクロスコネクションのおそれがあることから認めない。(1、2階直圧、3階受水槽など) なお、種別は次のとおりである。

- ・一戸建て専用住宅
- ・一戸建て小規模店舗付き住宅 (日常生活に密着する営業の用に供するもの)
- ・集合住宅
- ・事務所ビル・倉庫等で使用水量の少ないもの※
- ・その他水道事業者が認めたもの

ただし、建築物の階数が3階を越える場合でも、給水設備を4階以上に設けない場合は、対象とすることができる。

※常時水を使用しないところで、1日最大使用量が 20m^3 を超えない程度の事務所ビル、倉庫等を対象とし、飲食店が入るようなテナントビルや遊興娯楽を目的とする営業等は該当しない。

(2) 給水の高さ

3階に設置する最高位の給水栓の高さは、道路分給水管布設箇所の道路面より10.0m以下とし、太陽熱温水器を直結器具として使用する場合は15.0m以下とする。

(3) 最小動水圧

配水管最小動水圧は、申請地に最も近接した消火栓において自動記録水圧計により測定した最低値を配水区域・配水系統を考慮した上で測定地と申請地との高低差により補正したものとする。水道メーターの口径は $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。

このときの配水管最小動水圧と実施対象建築物の関係は次のとおりである。

- ・一戸建て専用住宅 … 0.25MPa 以上
- ・一戸建て小規模店舗付き住宅 … 0.25MPa 以上
- ・集合住宅 … 0.30MPa 以上
- ・事務所ビル・倉庫等 … 0.25MPa 以上

上記の条件を満たした上で給水装置の総損失水頭が設計水圧の水頭以下とならなければならない。

ただし、集合住宅の損失水頭の計算においては、設計水圧を配水管最小動水圧から0.05MPa差し引いたものを採用する。その上限は0.25MPaとする。

5-2 3階直結直圧給水の手続き

(1) 協議書

3階直結直圧給水をしようとする者（以下、本章では「申請者」という）は、指定工事事業者を通じて3階直結直圧給水事前協議書（以下、本章では「協議書」という。）を2部提出し、給水装置工事申込書を提出する前に協議するものとする。その作成にあたって、留意する点は次のとおりである。

ア. 調査

指定工事事業者は設計着手前に本施工基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行う。

イ. 添付図書（2部）

- ・位置図
- ・平面図等 施設の概要が分かるもの
- ・立面図
- ・損失水頭計算書
- ・その他 水道事業者が求めた図書

ウ. 損失水頭計算

損失水頭の計算に必要な諸条件の設定および計算例は5-5「損失水頭の計算等」による。このとき、不明な点がある場合は、水道事業者と協議する。

(2) 回答

3階直結直圧給水が可能な場合には、回答書にて申請者あてに通知する。指定工事事業者は、3階直結直圧給水が不可能な場合には、口径および配管形態の変更等について、再度、水道事業者と協議すること。

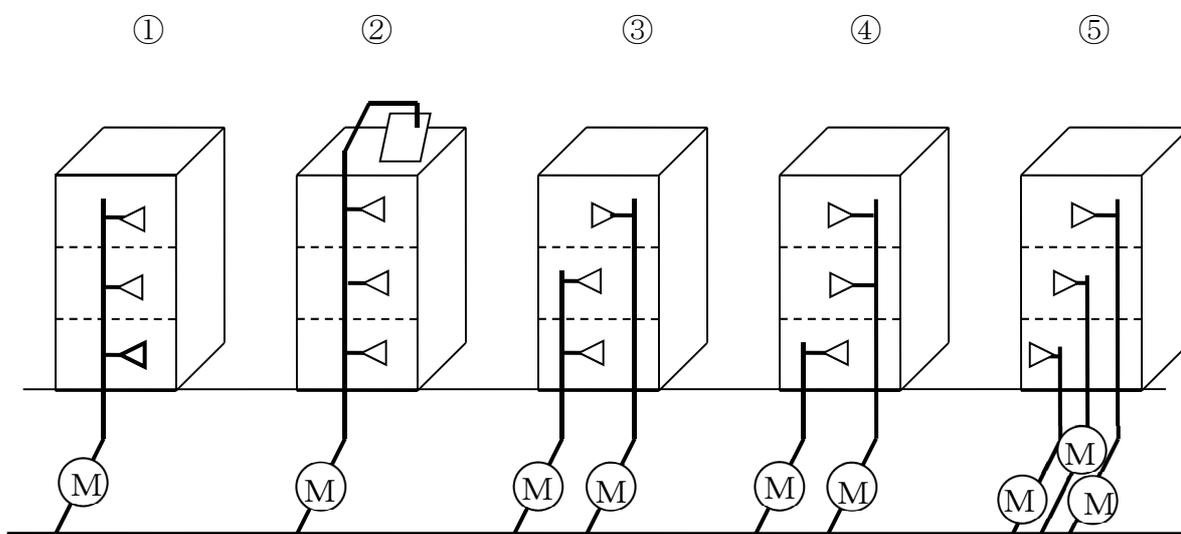
なお、この回答書は、給水装置工事申込時に申込書にその写しを添付する。

(3) 完了検査

- ・完了検査は、条例第6条第2項の工事完了後の検査と同時に行うものとする。
- ・3階直結直圧給水を実施した給水装置は、給水装置の検査基準に基づき、すべて検査を実施するとともに、水道メーターおよび逆止弁の設置状況について確認する。
- ・検査の結果、不合格となった場合には協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

5-3 給水装置の配管形態

(1) 一戸建て専用住宅、一戸建て小規模店舗付き住宅、事務所ビル、倉庫等



①一戸建て専用住宅

②一戸建て専用住宅（太陽熱利用温水器設置）

③④店舗付き住宅または2世帯住宅

⑤用途が異なる建物（住宅と店舗等）

※③～⑤ひとつの道路分給水管から各水道メーターへ分岐も可能

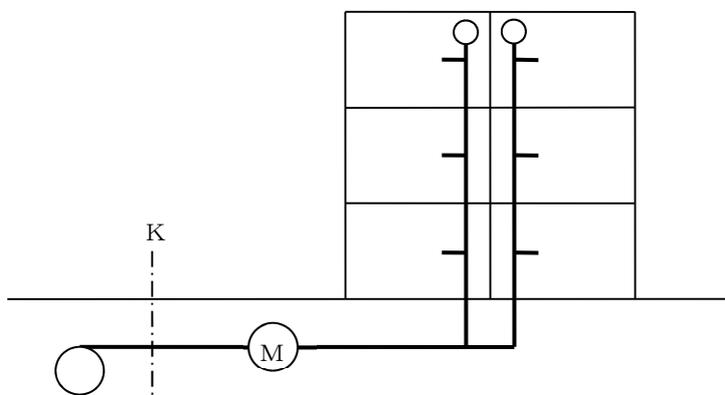
※⑤の全てが住宅となる場合は集合住宅とみなす

(2) 集合住宅

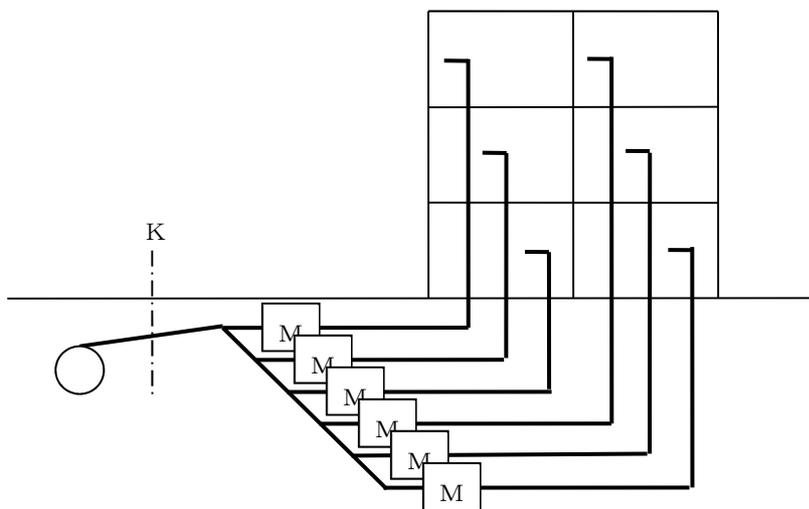
3階建て以下の集合住宅のメーターの設置方法は、40mm以上の大型水道メーターを経由し、各戸へ給水する一括検針の方法（ア）と、20mm等の水道メーターを各戸数分設置する各戸検針の方法（イ）の2つがある。ここで設置する水道メーターはすべて蒲郡市の管理する親メーターであり、水道使用者等の設置する子メーターによる検針は行わない。

集合住宅の配管では、立ち上がり管の最上部に小型空気弁の設置を標準とする。

ア. すべて“住宅”で大型水道メーターにより検針する場合



イ. すべて住宅で1階に設置した各戸水道メーターにより検針する場合



※必要に応じて、立ち上がり管の最上部には小型空気弁を設置する。

5-4 給水装置の構造

(1) 給水管及び水道メーターの口径

水道メーターの口径はφ20 mm以上とする。

給水管口径は、立ち上がり管の最上部までは極力、同一口径とし管の摩擦損失を少なくする。

(2) 給水装置の材料等

- ・給水装置に使用する材料、直結器具、付属品等については、水道事業者指定材料を使用するほか、この要領に記載のない事項については、施工基準に基づき設計、施工すること。
- ・3階直結直圧給水の場合、圧力損失が大きくなるため、給水器具や材料の選定、給水管口径の決定には、圧力損失に十分配慮すること。
- ・既設3階建て貯水槽給水を3階直結直圧給水に変更する場合、既設導水管(異水管)を再使用してはならない。ただし、工事詳細資料を提出し、使用材料、構造等が基準に適合している場合は、再使用しても良い。

5-5 損失水頭の計算

(1) 同時給水使用量の計算

ア. 集合住宅ではない場合

(ア) 同時使用給水栓数の設定

水道メーターに接続される給水栓数の合計から同時に使用する給水栓数を設定する。

< 同時使用給水栓数 >

給水栓数	同時使用給水栓数	給水栓数	同時使用給水栓数
1	1	11~20	4
2~4	2	21~30	5
5~10	3		

なお、同時使用の優先順位は次を目安とする。

- ①台所 ②シャワー ③大便器 ④洗面器 ⑤浴槽

(イ) 使用水量の設定

標準使用水量を下表に示す。これらによりがたい場合は、適切な数値に置き換えてもよい。なお、このとき、下表の使用水量に満たない水量の場合は、その根拠を明確にすること。

< 標準使用水量 >

給水栓の種類	使用水量(L/min)	給水栓の種類	使用水量(L/min)
台所	12	小便器(洗浄水槽)	12
洗濯機	12	小便器(洗浄弁)	20
洗面器	8	大便器(洗浄水槽)	12
浴槽(和式)	17	大便器(洗浄弁)	80
浴槽(洋式)	30	手洗器	8
シャワー	13		

イ. 集合住宅の場合

(ア) 同時使用戸数の設定

集合住宅の給水戸数から同時に使用する戸数を設定する。
同時使用戸数は、集合住宅の給水戸数に下表の同時使用率を乗じて算出する。

なお、集合住宅の給水個数には独立の散水栓は含まない。

$$\text{同時使用戸数} = \text{給水戸数} \times \text{同時使用率}$$

(小数点以下は切り上げ)

< 給水戸数と同時使用率 >

給水戸数	同時使用率 (%)	給水戸数	同時使用率 (%)
1～3	100	31～40	65
4～10	90	41～60	60
11～20	80	61～80	55
21～30	70	81～100	50

給水取出し箇所より遠い順に、この戸数が同時に使用されるものとして計算する。

(イ) 使用水量の設定

1戸あたりの使用水量は、17L/min とする。

このとき、独立の散水栓の使用水量は見込まない。

(2) 損失水頭の計算

ア. 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50 mm 以下の場合はウエストーン (Weston) 公式により、口径 75 mm 以上の場合はヘーゼン・ウィリアムス (Hazen-Williams) 公式により算出する。

(7) ウエストーン公式 (口径 50 mm 以下)

$$h = 0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = A \cdot V = \frac{\pi}{4} D^2 \cdot V \quad \text{より} \quad V = \frac{4Q}{\pi D^2}$$

$$I = \frac{h}{L} \times 1000$$

ここ h : 管の摩擦損失水頭 (m) D : 管の内径 (m)
に、

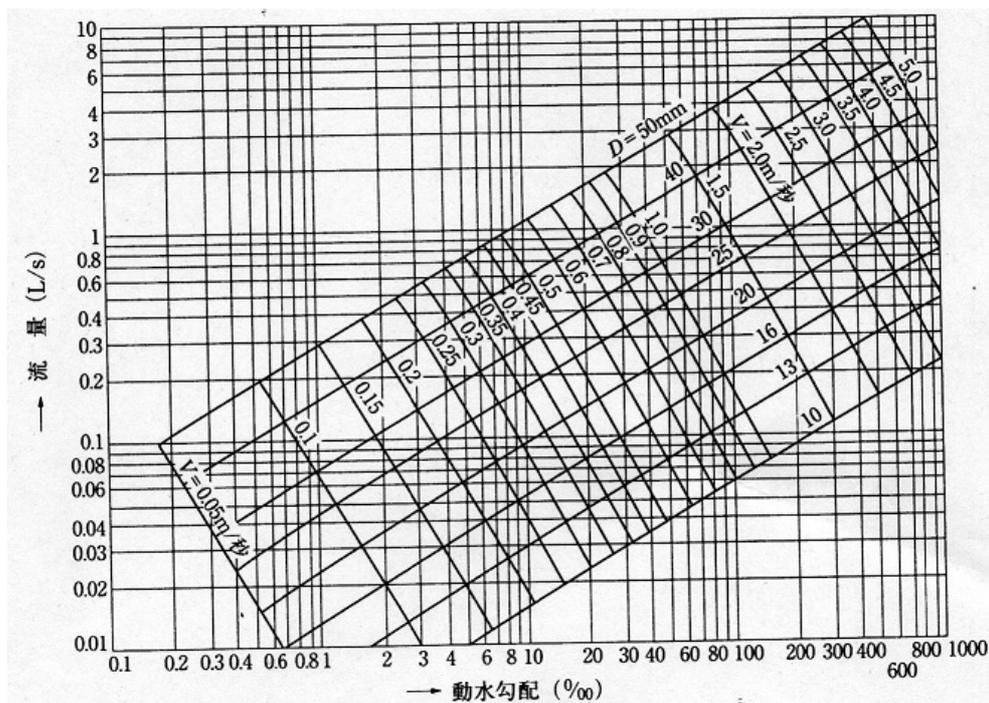
V : 管内の平均流速 (m/s) g : 重力加速度 (m/s²)

L : 管の長さ (m) Q : 流量 (m³/s)

A : 管の断面積 (m²) I : 動水勾配 (%)

ウエストーン公式において、口径 13~50 mm の給水管に対する流速、流量、動水勾配曲線を下図に示す。代表値は次ページを参照のこと。

< ウエストーン公式による給水管の流量図 >



(日本水道協会「水道施設設計指針 2012」P 706 より)

＜ ウェストン公式による動水勾配代表値 ＞

口径 流量	13	20	25	40	50
8	113.03	16.52	6.14	0.76	0.28
12	228.25	32.74	12.06	1.46	0.53
17	420.88	59.39	21.70	2.60	0.94
20	561.41	78.61	28.61	3.40	1.22
24	777.13	107.88	39.10	4.62	1.66
28	1,024.64	141.20	51.00	5.98	2.14
34	1,454.43	198.61	71.41	8.31	2.96
37	1,695.30	230.60	82.74	9.59	3.42
41	2,043.09	276.59	99.01	11.42	4.06
42	2,134.76	288.68	103.28	11.90	4.23
44	2,323.75	313.57	112.07	12.89	4.58
46	2,520.24	339.40	121.17	13.91	4.94
48	2,724.20	366.17	130.60	14.96	5.31
50	2,935.60	393.86	140.34	16.05	5.69
52	3,154.43	422.47	150.40	17.17	6.08
54	3,380.66	452.01	160.78	18.33	6.49
56	3,614.26	482.47	171.47	19.51	6.90
58	3,855.21	513.84	182.47	20.73	7.33
60	4,103.51	546.11	193.78	21.99	7.77
62	4,359.12	579.30	205.41	23.27	8.22
64	4,622.03	613.39	217.34	24.59	8.68
66	4,892.23	648.39	229.58	25.94	9.15
68	5,169.69	684.28	242.12	27.32	9.63
70	5,454.41	721.07	254.97	28.73	10.13
72	5,746.36	758.75	268.13	30.18	10.63
74	6,045.54	797.32	281.58	31.66	11.15
76	6,351.93	836.78	295.34	33.16	11.67
78	6,665.52	877.13	309.41	34.70	12.21
80	6,986.29	918.37	323.77	36.27	12.76
82	7,314.23	960.48	338.43	37.88	13.31
84	7,649.34	1,003.48	353.39	39.51	13.88
86	7,991.60	1,047.36	368.65	41.17	14.46
88	8,341.00	1,092.11	384.21	42.87	15.05
90	8,697.52	1,137.74	400.07	44.59	15.65
92	9,061.17	1,184.25	416.22	46.35	16.26
94	9,431.93	1,231.62	432.66	48.14	16.88
96	9,809.78	1,279.87	449.41	49.95	17.51
98	10,194.73	1,328.98	466.44	51.80	18.15
100	10,586.76	1,378.96	483.78	53.68	18.80
105	11,597.78	1,507.71	528.38	58.51	20.48
110	12,652.88	1,641.84	574.82	63.52	22.22
115	13,751.96	1,781.34	623.07	68.72	24.02
120	14,894.89	1,926.20	673.13	74.11	25.88
125	16,081.59	2,076.39	725.00	79.68	27.81
130	17,311.95	2,231.90	778.66	85.44	29.80
135	18,585.89	2,392.71	834.11	91.38	31.85
140	19,903.31	2,558.82	891.34	97.50	33.96
145	21,264.13	2,730.19	950.36	103.80	36.13
150	22,668.29	2,906.83	1,011.15	110.29	38.37
155	24,115.69	3,088.72	1,073.70	116.95	40.67
160	25,606.29	3,275.85	1,138.02	123.80	43.02
165	27,140.01	3,468.20	1,204.11	130.82	45.44
170	28,716.78	3,665.77	1,271.94	138.02	47.92
175	30,336.55	3,868.55	1,341.53	145.40	50.46
180	31,999.25	4,076.51	1,412.87	152.96	53.05
185	33,704.84	4,289.67	1,485.95	160.69	55.71
190	35,453.26	4,508.00	1,560.77	168.60	58.43
195	37,244.46	4,731.50	1,637.33	176.69	61.20
200	39,078.39	4,960.17	1,715.62	184.95	64.04
210	42,874.25	5,432.94	1,877.39	202.00	69.88
220	46,840.50	5,926.26	2,046.06	219.74	75.97
230	50,976.78	6,440.07	2,221.61	238.18	82.28
240	55,282.80	6,974.32	2,404.01	257.31	88.83
250	59,758.26	7,528.96	2,593.25	277.13	95.61
260	64,402.90	8,103.94	2,789.30	297.63	102.62

(イ) ヘーゼン・ウィリアムス公式 (口径 75 mm以上)

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

ここに、C：流速係数

埋設された管路の流速係数の値は、管内面の粗度と管路中の屈曲・分岐等の数及び通水年数により異なるが、一般的に、新管を使用する設計においては、屈曲部損失等を含んだ管路全体としてC：110、直線部のみの場合はC：130が適当である。なお、通常、既設管はC：110、新設管はC：130を使用している。

また、この式により、動水勾配 I は次式となる。

$$I = \gamma \cdot Q^{1.85}$$

$$\gamma = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87}$$

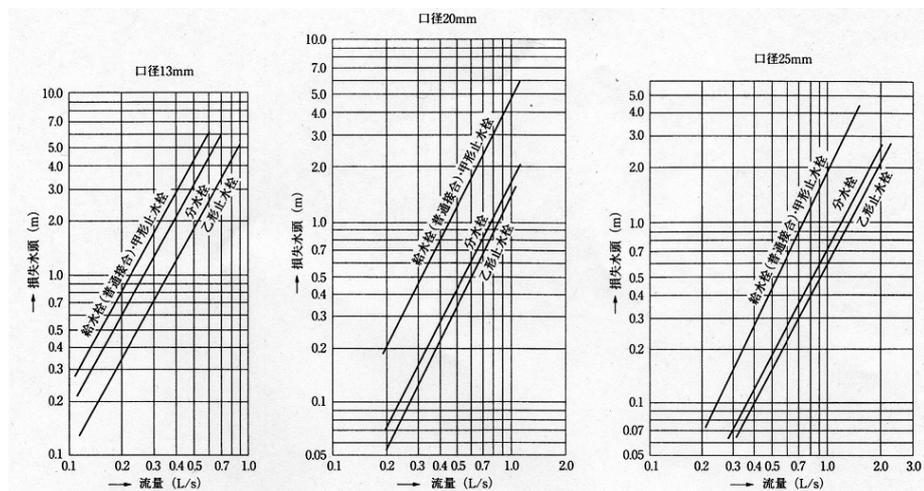
イ. 各種給水用具、管継手部による損失水頭

各種給水用具、管継手部による損失水頭は、水量と損失水頭の関係を表した図より読み取る、または、直管換算長より算出する。直管換算長とは、各種給水用具、管継手部による損失水頭が、これと同口径の直管に換算して何m分に相当するかを表したものである。

(ア) 水量と損失水頭の関係を表した図より読み取る場合

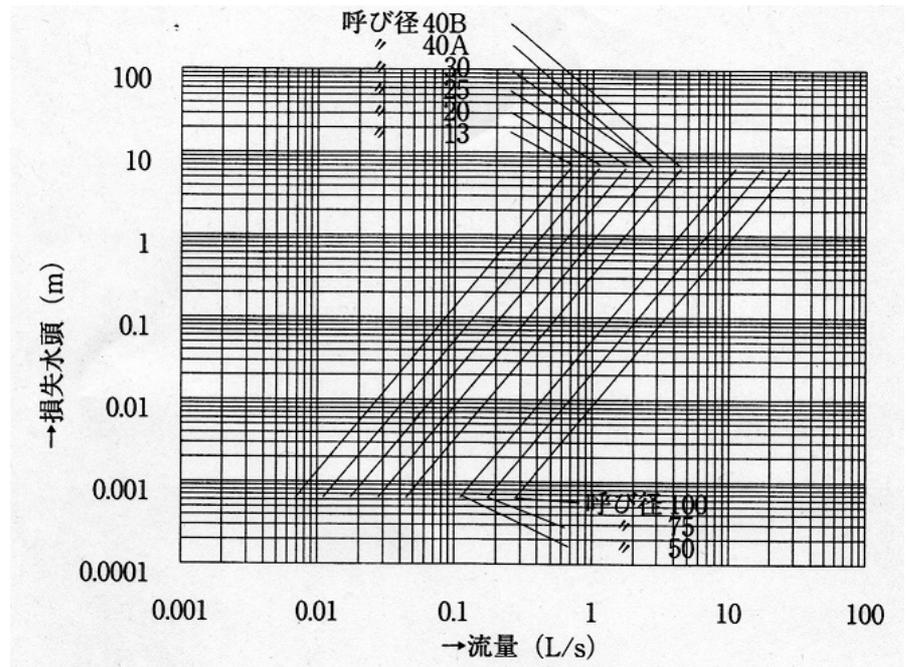
代表的な例を下図に示す。なお、これらによりがたい場合は、各用具の製造会社の資料等を参考に算出してもよい。

< 水栓類の損失水頭 (給水栓、止水栓、分水栓) >



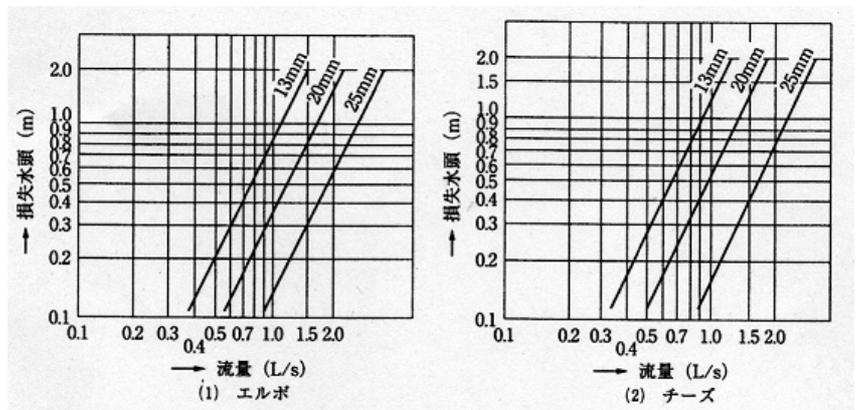
(日本水道協会「水道施設設計指針 2012」 P 707 より)

< メーターの損失水頭 >



(日本水道協会「水道施設設計指針 2012」 P 708 より)

< 継手部の損失水頭 >



(イ) 直管換算長による場合

代表的な例を下表に示す。なお、これらによりがたい場合は、各用具の製造会社の資料等を参考に算出してもよい。

< 水栓類の直管換算長 >

口 径	13	20	25	40	50
分岐	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0
止水栓 (乙)	1.5	2.0	3.0	—	—
メーター	3.0	8.0	12.0	20.0	25.0
逆止弁	3.0	5.0	8.0	15.0	20.0
ボールタップ	4.0	8.0	—	—	—
給水栓	3.0	8.0	8.0	—	—

※ 直管換算長により算出する場合は、ソケット等の損失を考慮し、これら直管換算した管延長を含めた全長に対して10%の余裕を見込むこと。

ウ. その他の損失水頭

- ・ 立ち上がり高 … 分岐から給水用具までの高さを考慮する。
- ・ 末端給水栓の残圧については、設計水圧で見込んでいるものとし、特別な場合を除き、考慮しない。

6. 受水槽方式

6-1 受水槽方式の基本事項

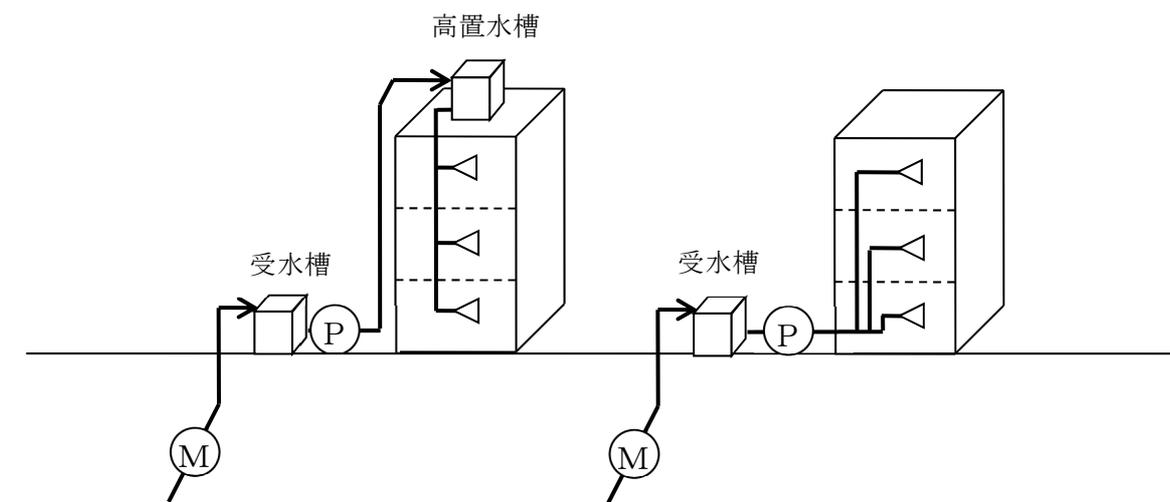
(1) 実施条件

対象建物は3階建て以上の建築物を原則とする。ただし、化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場等 水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱う店舗等の場合は、3階建て未満であっても、受水槽方式でなければならない。(一般家庭等よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要があることから、その最も確実な逆流防止措置として受水槽方式とする)

なお、直結直圧給水と受水槽の併用は、クロス接続のおそれがあることから認めない。また、直結加圧給水は認めない。

その他、断水した場合に業務停止になるなど影響が大きい施設は、受水槽方式が適当である。ホテル、飲食店、救急病院等が当てはまる。

< 受水槽方式の例 >



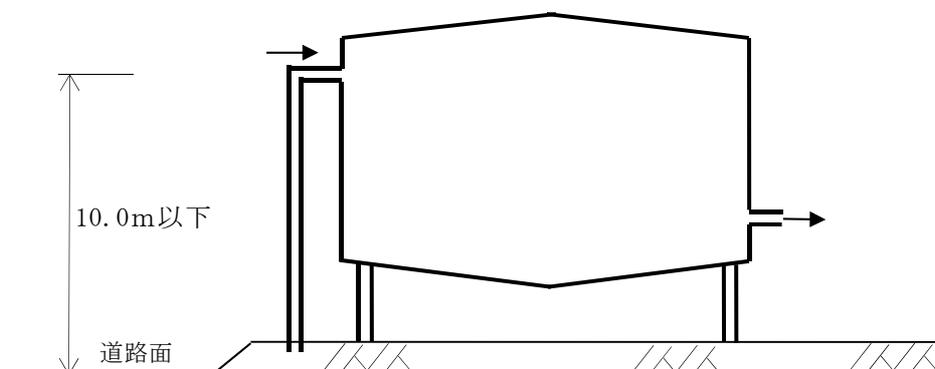
< 直結・受水槽併用式の例外的適用 >

学校に限っては、直結・受水槽併用式(直圧直圧方式と受水槽方式の併用)を認める。このとき、次の事項について遵守すること。

- ・給水装置工事申込書には、直圧給水に加えて、受水槽先(二次側)の給水管についても図示し、改造する際は図面を提出しなければならない。
- ・直結・受水槽併用式であっても直圧給水は2階までとする。
- ・できる限り同じ階に直圧給水系統と貯水槽給水系統が混在しないようにする。

(2) 給水の高さ

受水槽に設置する最高位の給水栓の高さは、道路分給水管布設箇所の道路面より 10.0m以下とする。



(3) 集合住宅における検針方式

1棟が3階建て以上で給水戸数が2戸以上となる集合住宅については、

- ・全戸集中検針盤を利用した各戸検針、各戸徴収
- ・大量水器設置による一括料金徴収方式

のどちらかを選択する。なお、全戸集中検針の場合、「10-8 蒲郡市中高層共同住宅の水道等特別取扱要綱」に基づき、蒲郡市と水道使用者等が契約を結ばなければならないため、給水装置工事申込みより前に、市担当者と事前協議すること。

(大量水器設置による一括料金徴収方式の特例)

大量水器設置による一括料金徴収方式のうち、水道料金の算定方法の特例として、20mmの水道メーターを各戸数分設置したと仮定する計算方法がある。この特例を適用する場合、特別の工事を必要としないため、検針前に市担当者に連絡すること。

(4) 分岐

水道メーターから受水槽へ給水するまでの間の分岐は認めない。ただし、複数の受水槽への給水、受水槽清掃用の給水栓への給水(⇒6-3 (4)参照)、消火用水槽等への給水、散水栓及びこれらに準ずるものについては、この限りではない。

(5) 衛生管理

貯水槽水道は、その有効容量により、小規模貯水槽水道と簡易専用水道に分類される。衛生管理は、それぞれ次のとおりである。

分類	有効容量	代表的な衛生管理
簡易専用水道	10 m ³ 超	・水槽の掃除(1年以内に1回) ・色、濁り、味、におい、残留塩素の有無の検査 ・指定検査機関の検査(1年以内に1回)
小規模貯水槽水道	10 m ³ 以下	・水槽の掃除(1年以内に1回) ・色、濁り、味、におい及び残留塩素の有無の検査(1年以内に1回)

(6) 容量及びメーター口径の決定

受水槽方式における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たりの給水量は、1日当たりの計画使用水量を時間で除した水量とする。計画1日最大使用水量は、次ページの表を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画1日最大使用水量の算定は、次の方法がある。

- ① 使用人員から算出する場合
1人1日当たり使用水量(次々頁参照) × 使用人員
- ② 使用人員が把握できない場合
単位床面積当たり使用水量(次々頁参照) × 延床面積
- ③ 使用実績等による積算

次ページの表は参考として掲載したもので、この表にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水器具ごとに積み上げて算出する方法もある。

受水槽の容量は、計画1日最大使用水量を回転数(⇒6-3(3)参照)で除した値となる。ただし、計算上では、2回転と仮定すること。

メーター口径は、計画1日最大使用水量を次ページの表に書かれた使用時間で除した値から、毎時平均給水量を算定し、その値が下の表に書かれた適正使用流量範囲内となるものを選ぶ。

メーター 口径	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の 許容流量(m ³ /h)		1日当たりの使用量(m ³ /日)			時間最大 使用量 (m ³ /月)
		10分/日以 内の場合	1時間/日以 内の場合	1日使用時 間の合計が 5時間のとき	1日使用時 間の合計が 10時間のと き	1日24時間 使用のとき	
13	0.1～0.8	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170
25	0.23～1.8	6.3	4	11	18	30	260
40	0.6～4.8	10	6	18	30	50	420
50	2～20	16	9	28	44	80	700
75	4～40	50	30	87	140	250	2600
100	6～60	78	47	138	218	390	4100
150	18～90	125	74.5	218	345	620	6600
(一般社団法人日本計量機器工業連合会の資料より一部抜粋。)							

表 建物種類別の単位給水量・使用時間・人員

建物種類	単位給水量 (1日当たり)			使用時間 (h/日)	注記	有効面積当りの 人員など		備考
戸建て住宅	200	～	400 L/人	10	居住者1人当り		0.16 人/㎡	
集合住宅	200	～	350 L/人	15	居住者1人当り		0.16 人/㎡	
独身寮	400	～	600 L/人	10	居住者1人当り			
官公署・事務所	60	～	100 L/人	9	在勤者1人当り		0.2 人/㎡	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・テナント等は別途加算
工場	60	～	100 L/人	操業時間 +1	在勤者1人当り	座作業	0.3 人/㎡	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・テナント等は別途加算
						立作業	0.1 人/㎡	
総合病院	1500	～	3500 L/床	16	延べ面積1㎡当り			設備内容等により詳細に検討する
	30	～	60 L/㎡					
ホテル全体	500	～	6000 L/床	12				同上
ホテル客室部	350	～	450 L/床					客室部のみ
保養所	500	～	800 L/人	10				
喫茶店	20	～	35 L/客	10		店舗面積には、 厨房面積も含む		厨房での使用される水量のみ
	55	～	130 L/店舗㎡					便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55	～	130 L/客	10		同上		同上
	110	～	530 L/店舗㎡					
社員食堂	25	～	50 L/食	10		同上		同上
	80	～	140 L/食堂㎡					
給食センター	20	～	30 L/食	10				同上
デパート スーパーマーケット	15	～	30 L/㎡	10	延べ面積1㎡当り			従業員・空調用水も含む
学校	70	～	100 L/人	9	(生徒+職員) 1人当り			教員・職員分を含む。 プールは別途加算
大学講義棟	2	～	4 L/㎡	9	延べ面積1㎡当り			
映画館	25	～	40 L/㎡	14	延べ面積1㎡当り			従業員・空調用水も含む
	0.2	～	0.3 L/人		入場者1人当り			
ターミナル駅			10 L/1000人	16	乗客者数 1000人当り			列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅			3 L/1000人			従業員分・多少のテナント分含む		
寺院・教会			10 L/人	2	参会者1人当り			常勤者は別途加算
図書館			25 L/人	6	閲覧者1人当り	0.4人/㎡		常勤者は別途加算

※蒲郡では、集合住宅の場合、1戸当たり4人、1人当たり250L使用と仮定する。

※水道施設設計指針より一部抜粋

6-2 受水槽方式の手続き

(1) 給水申込時

受水槽方式により給水をしようとする者（以下、本章では「申請者」という）は、給水装置工事申込書を提出する際に、受水槽承認図を提出する。

(2) 給水装置工事完了時

受水槽給水の完了検査は、条例第6条第2項の工事完了後の検査と同時に行うものとする。

- ・3階直結直圧給水を実施した給水装置は、給水装置の検査基準に基づき、すべて検査を実施するとともに、水道メーターおよび逆流防止措置の設置状況について確認する。
- ・検査の結果、不合格となった場合には協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

6-3 受水槽の構造

(1) 給水管及び水道メーターの口径

給水管及び水道メーターの口径はφ20 mm以上とする。

(2) 受水槽等への給水

ア. 吐水口空間

受水槽に給水する場合は給水口を落とし込みとし、落とし口と越流面との高さは下表による。(プールの場合もこれに準ずる)ただし、浴槽の場合は50 mm以上とし、又、洗剤、薬品を使う水槽及びプールなどは、越流面から給水栓吐水口までの高さは200 mm以上としなければならない。

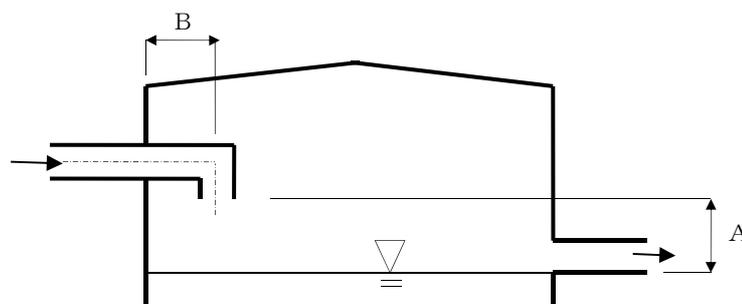
呼び径φ25 mm以下の場合

呼び径	近接壁から吐水口の中心までの水平距離B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離A
φ13	25 mm以上	25 mm以上
φ20	40 mm以上	40 mm以上
φ25	50 mm以上	50 mm以上

呼び径φ40 mm以上

壁からの離れB		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離A	
近接壁の影響がない場合		$1.7d' + 5 \text{ mm}$ 以上	
近接壁の影響がある場合	近接壁 1面	3d 以下	3.0 d' 以上
		3d 超 5d 以下	$2.0d' + 5 \text{ mm}$ 以上
		5d 超	$1.7d' + 5 \text{ mm}$ 以上
	近接壁 2面	4d 以下	3.5 d' 以上
		4d 超 6d 以下	3.0 d' 以上
		6d 超 7d 以下	$2.0d' + 5 \text{ mm}$ 以上
	7d 超	$1.7d' + 5 \text{ mm}$ 以上	

d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径



関連法令

- ・ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

イ. 吐水口部のボールタップ・定水位弁等の口径

受水槽に給水する給水栓吐水口部のボールタップ・定水位弁等の口径は、水道メーターの口径と同径とした場合、流量が過大となってしまうことから、原則として、水道メーターの直近下位口径相当以下の給水能力のものを設置する。

(例) 水道メーター口径φ25 → 給水栓口径φ20

また、修理あるいは受水槽の分割等のため、複数のボールタップ・定水位弁等を設置する場合は、その給水能力の和が水道メーターの直近下位口径相当以下とする。

ウ. 逆流防止措置

吐水口空間の確保が困難な場合、断水、漏水等により吐水口より水道水の逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカ等によりこれら機能を内部に有する給水用具を設置する。

なお、吐水口を有していても、消火用スプリンクラーのように逆流のおそれのない場合には、必要ない。

エ. 波立ち防止装置

水槽内の波立によるボールタップ等の故障を防ぐため、口径によっては防波装置を設置することが望ましい。その際、吐水口に直接防波管（有孔管を含む）を接続することは禁止とする。

警報装置を設置する場合の電極棒には、必ず防波装置を設置すること。

(3) 受水槽の回転数

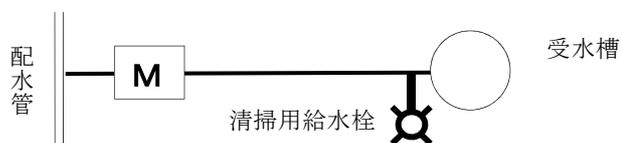
回転数とは、受水槽の中の水道水が1日でどの程度入れ替わるかを表した数値である。

特に取り決めるものではないが、標準的には2回転程度（高置水槽は10回転程度）が望ましい。（東京都水道局調査）

なお、受水槽の材質、設置場所等にもよるが、実績として0.33回転以下（入れ替わりに3日以上かかる）は0.1mg/L以上残留塩素を確保するのが難しい。

(4) 清掃用給水栓の設置

受水槽の給水栓の上流側に受水槽清掃用の給水栓を 1 栓設けることとする。(受水槽清掃用の給水栓は散水栓等他の用途との併用可)



7. 開発行為等における配水管布設工事及び給水装置工事

7-1 開発行為等における配水管布設工事

(1) 開発区域外の配水管布設工事

開発行為並びに住宅、農業又は工場用地等を整備する事業(以下「開発行為等」という。)により、開発区域の周辺に配水管を布設する必要があるときは、開発行為者がその費用を負担し、水道課が施工する。

ただし、開発行為においては、以下の場合は、2-10「給水装置の申込みに伴う配水管の布設」を準用し、40mに相当する額を市が負担する。

- ・市街化区域内においては、宅地分譲等により市に寄附することを前提として当該区域内に道路を築造するもの以外。

→集合住宅、店舗、福祉施設等、道路を築造しない宅地分譲は、開発行為に該当しても、40mの補助を受けることができる。

- ・市街化区域外においては、自己の居住の用又は自己の業務の用に供するもの。

→分家住宅、店舗、福祉施設等は、開発行為に該当しても、40mの補助を受けることができる。

(2) 開発区域内の配水管布設工事

宅地分譲等により、開発区域内の配水管布設工事の費用は、すべて開発行為者等の負担とする。

その他の設計、施工及び提出書類など必要な事項は、「10-4 開発行為等に伴う配水管布設工事の事務取扱要綱」を参考にすること。

7-2 開発行為等における給水装置工事

(1) 対象となる開発行為等

開発区域内の道路に配水管(下図赤線部)を布設する開発行為における給水装置工事を対象とする。(下図青線部)

その他、民間で施工する区画整理事業もこの対象とする。

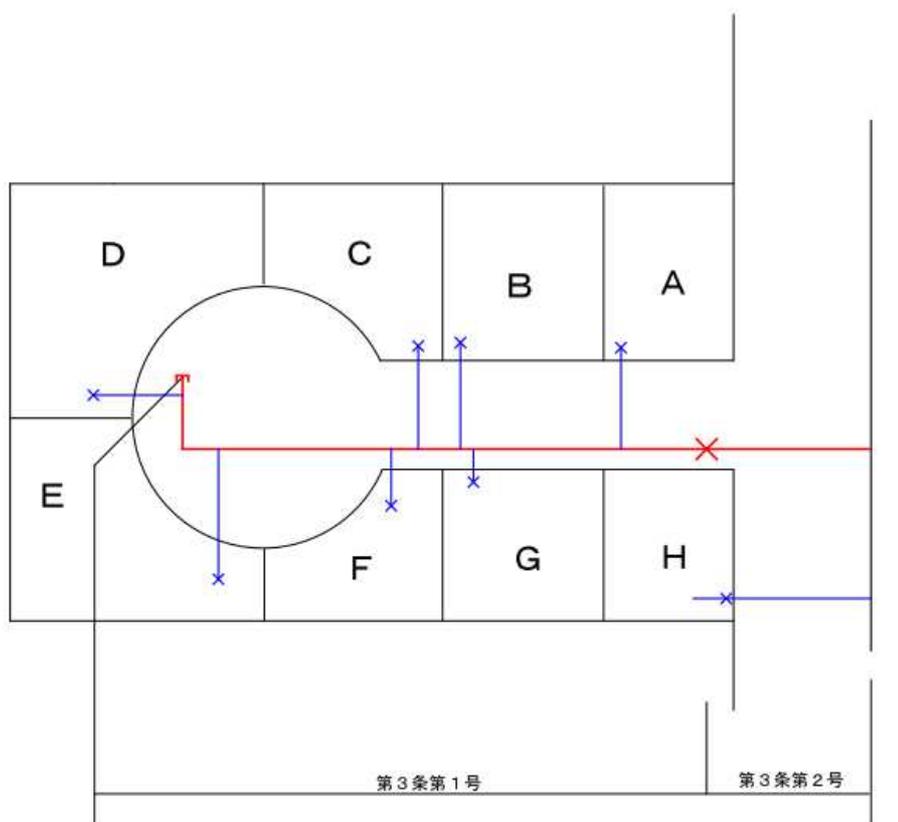


図 宅地造成に伴う配水管及び給水装置の設置例

(2) 施工業者

給水装置工事は、原則として配水管布設工事の施工業者が行う。ただし、事前に協議していれば、配水管布設工事と給水装置工事の施工業者が異なることも可能である。その場合は、業者間で適宜工程調整し、支障がないように行うこと。

(3) 給水装置工事申込みのタイミング

給水装置工事申込書の提出は、水道施設の設置許可証を受理したあと、速やかに行うこととする。また、工事着手前に必ず水道施設分担金の支払いをすること。

(4) 水道施設分担金

以下のすべてに該当する給水装置の水道施設分担金は、通常の半額にする。

- ・開発行為者が負担した配水管から分岐すること。
- ・開発行為者が配水管布設工事を施工すること。
- ・開発区域の給水装置であること。

なお、減免の期間は、水道施設設置許可証の交付日から2年間とする。

(1)の図でいうと、A～G区画の分担金は、半額になる。H区画の分担金は、通常と同じである。

(5) その他注意事項

- ・開発区域内の配水管から分岐する給水管の口径は、 $\phi 25\text{mm}$ 以上とする。
- ・開発区域外の配水管から分岐する給水管の口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。
- ・メーター口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。
- ・メーターの設置位置は、将来の宅地利用において、建築物及び擁壁等の構造物が築造されることがなく、メーターの検針、検満、修繕等の維持管理に支障のない位置とする。
- ・最初の給水装置工事申込書の申込者は、開発行為者とする。
- ・メーターボックスは、耐荷重性を採用すること。

7-3 位置指定道路の手続き（H28.4 削除）

平成26年9月1日より、位置指定道路は私道と同様に取り扱っている。しかしながら、旧制度では、水道施設分担金の納入の延期等をしていたことから、経過措置として、具体的な建築計画がなく、位置指定道路申請者等が水道施設分担金の納入、水道メーターの取付を実際の給水申込み時まで延期したいとする場合はこれを認めていた。そのため、本手続きを定めていたが、平成28年4月1日申請分より、この経過措置を廃止するため、これを削除する。

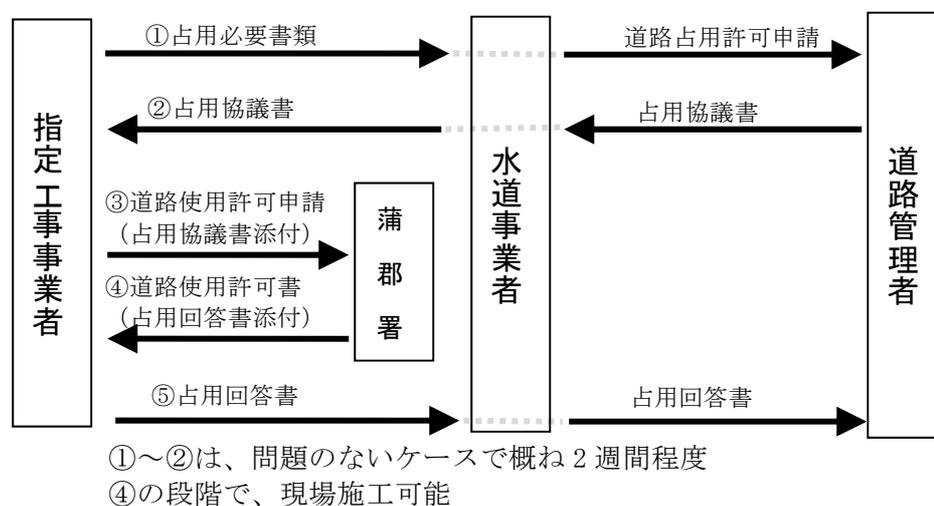
8. その他

8-1 道路占用許可及び道路使用許可

道路分給水管の埋設工事を行う場合は、警察の道路使用許可を得なければならない。道路使用許可の申請は、指定工事事業者が行うが、このとき必要となる占用協議については、道路分給水管の維持管理を行う水道事業者が行う。指定工事事業者は、占用協議に必要な図書をすみやかに水道事業者へ提出する。

(1) 市道

ア. 事務の流れ



イ. 必要な図書

(ア) 片側交互通行又は徐行規制の場合 (☆2部提出)

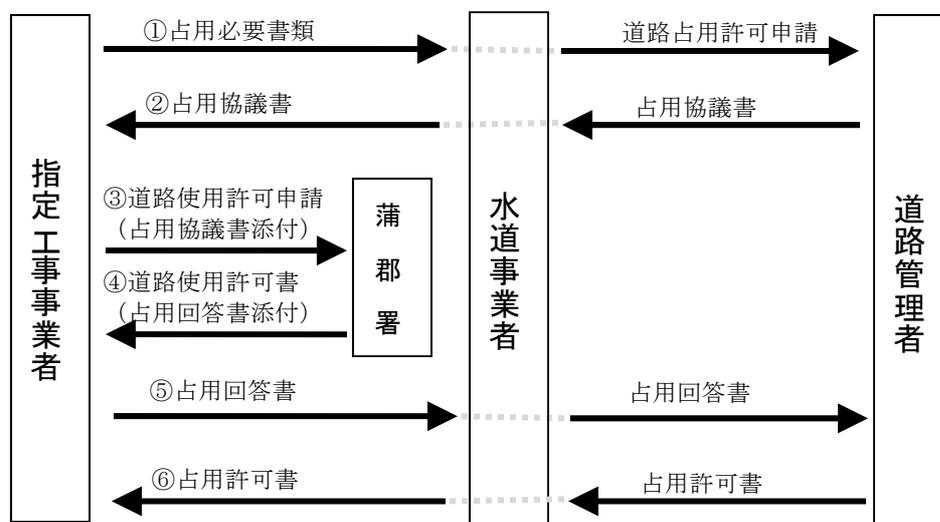
- ・位置図☆
- ・給水装置工事申込書 (図面) (A3はA4に縮小) ☆

(イ) 車両通行止・通行止の場合 (☆2部★4部提出)

- ・位置図★
- ・保安設備平面図☆
- ・保安設備横断図☆
- ・迂回路図★
- ・工事平面図等☆
- ・土工定規図☆
- ・給水装置工事申込書 (図面) (A3はA4に縮小) ☆
- ・交通制限道路標識図☆
- ・地元総代の通行止承諾書 (原本1枚、写し1枚)

(2) 国・県道

ア. 事務の流れ



①～⑥は、問題のないケースで概ね2～3ヶ月程度
同一路線で複数個所の道路分給水管工事の許可がおりないため、その
場合は順番待ちとなる。
⑥の段階で、現場施工可能

イ. 必要な図書 (☆5部提出)

- ・位置図☆
- ・保安設備平面図☆
- ・保安設備横断図☆
- ・迂回路図☆
- ・工事平面図等☆
- ・公図の写し☆
- ・土工定規図☆
- ・地下埋設物確認書☆
- ・現場写真 (道路分給水管設置個所を赤線にて表示) ☆
- ・工事工程表 (関連道路工事含む) ☆
- ・給水装置工事申込書の写し (A4縮小版) ☆
- ・交通制限道路標識図☆
- ・その他道路管理者が必要とする書類及び部数

昨今、道路における苦情や補償などを反映して、提出図書及びその内容がその都度変更されることがある。必要図書の提出にあたっては、あらかじめ水道事業者と協議すること。

(3) 消防署及び清掃事業者からの指示

市道における車両通行止及び通行止並びに国県道での道路分給水管工事については、道路占用許可及び道路使用許可を行う他、消防署及びごみ収集業務を行う担当部署へもその旨の連絡を水道事業者より行っている。工事場所の利用状況によっては施工にあたって条件がつく場合があるので、留意すること。

(4) 道路分給水管の占用における留意事項

道路分給水管の最低土被りが確保できない等、一般的な道路分給水管とは異なる占用・工法が必要な場合は、給水申込み以前に、それぞれの道路管理者と協議し、その指示に従うこと。最低土被りについては、4-5(1)給水管の埋設深さ 参照

8-2 道路以外の施設の占用

道路分給水管を排水路や河川等道路施設以外の施設を横断して設置しようとする場合等は、給水申込み以前に、それぞれの施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

代表的な施設とその管理者

施 設		管 理 者	備 考
河 川	二級河川	県 東三河建設事務所 維持管理課	
	普通河川・準用河川	市 土木港湾課	
雨水排水施設	下水道法認可区域内	市 下水道課	
	下水道法認可区域外	市 土木港湾課	
堤 防		県 東三河建設事務所 維持管理課、県 港務所	

8-3 地下埋設物の確認

地下埋設物（ガス、NTT、電気、下水、工業用水等）については必要に応じて各関係企業に現場での立会いを求め、工法を協議すること。万一事故が発生したときは速やかに各関係企業及び給水担当へ連絡し、適切な処置及び指示を受けること。

9. 指定工事事業者

9-1 変更等の届出

次の項目のいずれかに該当する場合は、その旨を水道事業者に届けなければならない。(事業者規程第7条)

項目等	提出書類	提出期限
事業所の名称及び所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)(以下「指定事項変更届出書(様式10)」という) 登記簿謄本 ・ 定款 ・ 現証書 	変更の日から30日以内
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更	(個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> 指定事項変更届出書(様式第10) 住民票の写し又は外国人登録証明書 ・ 現証書 	変更の日から30日以内
	(法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> 指定事項変更届出書(様式第10) 定款及び登記簿謄本 ・ 現証書 	変更の日から30日以内
法人の役人の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定事項変更届出書(様式第10) 誓約書(様式第2) 登記簿謄本 ・ 定款 ・ 現証書 	変更の日から30日以内
主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定事項変更届出書(様式第10) 免状の写し 	変更の日から30日以内
主任技術者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3) 	選任した日から14日以内
主任技術者の解任	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事主任技術者解任届出書(様式第3) 	遅滞なく
給水工事業の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者廃止届出書(様式第11) 現証書 	廃止の日から30日以内
給水工事業の休止	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者休止届出書(様式第11) 現証書 	休止の日から30日以内
給水工事業の再開	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者再開届出書(様式第11) 	再開の日から10日以内

提出書類については、この他水道事業者が求める図書を添付する。

9-2 指定の取り消し、停止及び行政指導

指定工事事業者の指定の取り消し、停止及び行政指導については、「10-7 蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱」に指定の取り消しに関する基準に基づき行うものとする。

9-3 指定の更新

令和元年10月1日施行の水道法改正に伴い、指定工事事業者の指定の有効期限が5年となった。令和元年9月30日までに指定を受けた工事事業者の初回更新は、以下の表に基づき、それ以降は5年ごとに更新が必要になる。

令和元年9月30日までに指定を受けた事業者は、初回更新については、市から連絡するが、2回目以降は、指定証に更新日を記載されているので、各自で確認すること。

令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者は、指定証に更新日が記載されているので、各自で確認すること。

なお、本市では、有効期限の3か月前より受付を行う。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日から平成11年3月31日 (指定番号第1号から第35号まで)	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日から平成15年3月31日 (指定番号第36号から第72号まで)	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日から平成19年3月31日 (指定番号第73号から第101号まで)	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日から平成25年3月31日 (指定番号第102号から第136号まで)	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日から令和元年9月30日 (指定番号第137号から第163号まで)	令和6年9月29日まで

10. 条例等

10-1 蒲郡市水道事業給水条例

(目的)

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (3) 指定給水装置工事事業者 法第16条の2第1項の規定により市長が指定した者をいう。
- (4) 水道使用者等 水道の使用者又は給水装置の所有者をいう。

(給水装置の種別)

第3条 給水装置の種別は、専用給水装置（1世帯又は1か所で専用する給水装置をいう。）及び私設消火栓（法人又は個人が自らの敷地内に設置した消火栓で、消防用又は消防演習に使用するものをいう。以下同じ。）とする。

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。ただし、市長が管理規程で定める工事については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置の工事の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事に要する費用は、当該工事をしようとする者又は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めた工事については、市は、その費用の全部又は一部を負担することができる。

- 2 市長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みに応じるため、配水管を布設する必要があるときは、当該工事をしようとする者にその費用を負担させることができる。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の新設又は改造の工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事完了後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、給水装置のうち配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの部分に係る給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口からメーターまでの部分に係る給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 第6条第1項の規定により市が施行する給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
 - (2) 労務費
 - (3) 道路復旧費
 - (4) 諸経費
- 2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の納入)

第9条 第6条第1項の規定に基づき給水装置工事を市に依頼する者は、前条の規定により算出した工事費の概算額を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、工事完了後に精算する。

(給水装置の改造工事)

第10条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置の改造工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定め、その都度これを予告する。ただし、緊急の必要によりやむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

(代理人の選定)

第13条 市内に居住しない給水装置の所有者は、市長が必要と認めたときは、この条例に規定する事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第14条 給水装置の所有者は、当該給水装置を共有するときは、給水装置の管理に関する事務を処理させるため、総代理人1人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の総代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置及び貸与)

第15条 メーターは、市長が設置し、その位置は市長が定める。

2 市長は、水道使用者等にメーターを貸与する。

3 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

4 水道使用者等は、前項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(水道使用者等の届出)

第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出

なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 代理人に変更があったとき。
- (5) 総代理人に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第17条 私設消火栓は、消防用又は消防演習のほか利用してはならない。

2 消防演習に私設消火栓を利用するときは、市長の指定する職員の立会いがなければならない。

3 私設消火栓は、市長の指定する職員が封かんをする。

(水道利用者等の管理上の責任)

第18条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 水道利用者等は、供給を受ける水に異状があると認めたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 水道利用者等は、給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な措置を市又は指定給水装置工事業者に依頼しなければならない。

4 市長は、前項の規定による依頼がなくとも、必要があると認めたときは、修繕その他必要な措置をすることができる。

5 前2項の修繕その他必要な措置に要した費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、修繕その他必要な措置に要した箇所が給水装置のうち配水管への取付口から最初の止水栓までの部分であるときは、市は、その費用を負担することができる。

6 前項ただし書によるもののほか、市長が必要と認めたときは、市は、修繕その他必要な措置に要した費用を負担することができる。

7 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等が賠償の責めに任ずるものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 市長は、前項の検査について必要がないと認める相当の理由があるときは、その費用を、当該検査を請求した者から徴収することができる。

(料金)

第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、別表第1に定める額の合計額に1

00分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 料金の用途区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般用（公衆浴場用、船舶用、臨時用及び私設消火栓以外に使用するものをいう。）
- (2) 公衆浴場用（一般公衆浴場に使用するものをいう。）
- (3) 船舶用（港湾の船舶に使用するものをいう。）
- (4) 臨時用（建築工事等一時的に使用するものをいう。）
- (5) 私設消火栓（法人又は個人が自らの敷地内に設置した消火栓で、消防演習に使用するものをいう。）

（従量料金の算定）

第21条 市長は、2か月ごとにメーターの検針を行う。この場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、次の検針に繰り越して使用水量を算出する。

2 前項の規定による使用水量は、各月均等に使用したものとみなし、当該検針を行った日の属する月分及びその前月分として従量料金を算定する。ただし、各月均等とみなして算定した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当該検針を行った日の属する月の前月分の使用水量に加えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、毎月メーターを検針してその使用水量を算出し、検針を行った日の属する月分として従量料金を算定することができる。

（使用水量の認定）

第22条 メーターの異状又はその他の理由により使用水量が不明であるときは、前年同期の使用水量により、これを認定する。

2 前項の規定により難いときは、市長が別に定める。

（基本料金算定の特例）

第23条 月の中途において臨時の検針をしたとき、又は水道の使用の開始若しくは中止により、第21条に規定する定期的な検針期間でなかったときの基本料金は、使用日数が16日未満のときはその月分について所定の額の2分の1とし、16日以上ときは1か月分として算定する。

（無届使用に対する認定）

第24条 第12条の規定による申込みを行わずに水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

（料金の徴収方法）

第25条 料金は、口座振替、納入通知書等の方法により、検針ごとに期日を定め

て水道使用者等から徴収する。

- 2 料金納入後、その料金に増減ができたときは、次回以後に徴収する料金でこれを増減することができる。

(水道施設分担金)

第26条 給水装置の新設又は改造(メーターを増径するものに限る。次項において同じ。)の工事をしようとする者は、水道施設分担金(以下「分担金」という。)を納入しなければならない。

- 2 分担金の額は、メーターの口径に応じ、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、給水装置の改造の工事をしようとする者から徴収する分担金の額は、新口径に係る分担金の額から旧口径に係る分担金の額を差し引いた額とする。

- 3 分担金は、市長が別に定める期日までに納入しなければならない。

- 4 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第27条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

- (1) 設計審査手数料 1件につき1,000円
- (2) 工事検査手数料 1件につき1,000円
- (3) 開、閉栓手数料 1件につき500円
- (4) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき1万円
- (5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき7,000円
- (6) 図面の写し交付手数料 1枚につき300円
- (7) 証明手数料 1件につき300円

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、手数料について準用する。

(料金、分担金又は手数料等の軽減又は免除)

第28条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、分担金又は手数料を軽減し、又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第29条 市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、又は水道使用者等に対し、適当な措置を命ずることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法 施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止するこ

とができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が市又は指定給水装置工事業 者が施行したものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の工事が法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止処分)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が工事費、第18条第5項の修繕その他必要な措置に要した費用、第19条第2項に規定する費用、料金、分担金又は手数料を指定された期限までに納入しなかったとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなくメーターの検針を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第29条の規定による検査又は措置命令その他この条例の規定に基づく市長の職務執行を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、これを改めないとき。

- 2 給水装置の所有者と使用者が異なる場合において、所有者の責めに帰すべき理由による給水の停止処分に対して使用者が損害を受けたときは、市は、その損害に対して責めを負わない。

(給水装置の切離し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置に係る水道の利用者がおらず、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(貯水槽水道に係る市長の責務)

第33条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易 専用

水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理規程で定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

(過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承諾を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 第6条第2項の設計審査を受けないで、給水装置の新設又は改造の工事を施行した者
- (3) 第12条の規定による申込みをしないで水道を使用した者
- (4) 正当な理由がなくて、メーターの設置若しくは検針、第29条の規定による検査又は第30条若しくは第31条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 第15条第3項又は第18条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 私設消火栓の封かんをみだりに破封した者
- (7) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金、分担金又は手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則 以下省略

10-2 蒲郡市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項に規定する給水装置工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込書（第1号様式）を市長が別に指定する書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みを受けたときは、給水装置工事の適否を審査し、当該工事の承諾をするときは、給水装置工事設計審査結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 条例第4条第1項ただし書に規定する市長が管理規程で定める工事は、修繕工事とする。

(同意書等の提出)

第3条 条例第4条第2項に規定する同意書等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に提出を求めるものとする。

(1) 他人の家屋又は所有地に給水装置を設置しようとする場合 当該家屋又は土地所有者

(2) 他の給水装置から分岐しようとする場合 当該給水装置の所有者（既に総代理人が選定されているときは、総代理人）

(3) その他必要があると認められる場合 利害関係人

(給水装置工事の申込みの取消し)

第4条 申込者は、給水装置工事の申込みの取消しをしようとするときは、直ちに給水装置工事申込取消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、給水装置工事を既に施行しているときは、原形に復旧しなければならない。

3 市長は、市が給水装置工事を施行する場合において、当該工事の申込みを取り消したときは、条例第8条に規定する工事費を申込者に還付するものとする。ただ

し、申込者は、市が給水装置工事を既に施行しているときは、当該施行した部分に係る工事費及び前項の規定による原形復旧に係る撤去費を負担しなければならない。

4 申込者は、給水装置工事の申込みを取り消したことによって市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認められたときは、この限りでない。

5 市長は、申込者が条例第8条に規定する工事費又は条例第26条に規定する水道施設分担金を指定された期日までに納入しないときは、申込者により給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(開発行為等による配水管の布設に要する費用)

第5条 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為をいう。）又は住宅、農業若しくは工場用地等を整備する事業（以下「開発行為等」という。）による配水管の布設に要する費用は、開発行為等を行う者が負担するものとする。

2 開発行為等に伴い配水管を布設する必要があるときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、開発行為等による配水管の布設工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(配水管の布設に要する費用の負担区分)

第6条 条例第5条第2項の規定による配水管（口径75ミリメートルまでのものに限る。）の布設工事に要する費用は、当該配水管から給水装置の分岐1件につき40メートルに相当する額を除き、申込者の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、配水管の布設工事の費用負担に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置工事の検査)

第7条 条例第6条第2項に規定する工事検査を受けようとする者は、給水装置工事完了届及び給水開始届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の検査結果を合格としたときは、給水装置工事検査結果通知書（第5号様式）を申込者に通知するものとする。

(給水の制限及び停水の予告)

第8条 市長は、条例第11条第2項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域について予定日の前日までに水道使用者等に予告しなければならない。

(代理人及び総代理人の選定等の届出)

第9条 条例第13条第1項及び第16条第2項第4号の規定による届出は、代理人届(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第14条第1項及び第16条第2項第5号の規定による届出は、総代理人届(第7号様式)により行うものとする。

(メーターの管理)

第10条 水道使用者等は、メーターの設置場所には、検針等に支障を生ずる物件を堆積し、又は工作物を設置してはならない。

2 市長は、工作物の設置等により、メーターの検針等に支障があるときは、メーターの位置を変更することができる。

3 前項の規定による変更に必要な費用は、水道使用者等の負担とする。

(水道使用者等の届出)

第11条 水道使用者等は、使用の開始若しくは中止又は使用者の氏名若しくは住所の変更等軽易な変更事項は、口頭等により市長に届け出ることができる。

(私設消火栓の使用)

第12条 条例第16条第1項第3号の規定による届出は、私設消火栓使用届(第8号様式)により行うものとする。

(給水装置の所有者の変更の届出)

第13条 条例第16条第2項第2号の規定による届出は、所有権移転届(第9号様式)により行うものとする。

(使用水量の通知)

第14条 条例第21条の規定により、メーターの検針をしたときは、その都度使用者に使用水量を通知する。

(従量料金の算定の特例)

第15条 水道の使用を中止する場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1立方メートルとする。

(給水の停止処分)

第16条 市長は、条例第31条第1項第1号及び第2号の規定により給水を停止するときは、あらかじめその旨を水道使用者等に通知しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第17条 条例第34条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと

(身分証明書の提示)

第18条 条例に定める業務を実施するため、土地又は建物に立ち入る者は、関係者の請求があったときは、当該業務に従事する者である身分証明書を提示しなければならない。

(標章の掲示)

第19条 水道使用者等は、市が交付する標章を市長が指定する場所に掲示するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則 以下省略

10-3 蒲郡市水道事業給水装置工事指定工事事業者規程

(目的)

第1条 この規程は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、条例第2条第1号に規定する給水装置をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、条例第2条第2号に規定する給水装置工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年蒲郡市水道管理規程第7号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第2条第3号の規定による指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 市内の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

- (2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。
(指定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 条例第2条第3号の規定による指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事業業者証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の指定又は前条第1項の指定の更新を行ったときは、

速やかに指定工事事業者に蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を市長に返納するものとする。
- 3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を市長に提出するものとする。
- 4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
- 5 指定工事事業者は、前条第1項の指定の更新を受けたときは、更新前の指定工事事業者証を市長に返納するものとする。

（変更等の届出）

第7条 指定工事事業者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更のあったとき、又は給水装置工事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による市長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業業者に参酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、その都度蒲郡市役所掲示場に掲示して公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第5条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地で監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第 1 1 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第 1 4 条 指定工事事業者は、条例第 6 条第 2 項の設計審査を受けるため設計審査に係る申込書に設計図を添えて、市長に申し込まなければならない。

(工事検査)

第 1 5 条 指定工事事業者は、条例第 6 条第 2 項の工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る書類を市長に提出しなければならない。

2 指定工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第 1 6 条 市長は、指定工事事業者が施行した給水装置に関し、法第 1 7 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に関し第 1 3 条第 1 号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 1 7 条 市長は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に關し、当該指定工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(講習会)

第 1 8 条 市長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦するよう努めるものとする。

(施行細目)

第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 以下省略

10-4 開発行為等に伴う配水管布設工事の事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第5条第1項に規定する開発行為等に伴う配水管布設工事の設計及び施工について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為のうち、市に寄附することを前提として当該区域内に道路を築造するものをいう。
- (2) 開発行為等 開発行為並びに住宅、農業又は工場用地等を整備する事業をいう。
- (3) 開発道路 開発行為等の区域内に築造する市に寄附することを前提とした道路をいう。
- (4) 開発行為者 開発行為等を行う者をいう。
- (5) 配水管布設工事 配水管の布設、配水管の布設替及び当該配水管に付属する弁栓類の設置工事をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 開発道路に布設する配水管
- (2) 前号の配水管と既設の配水管に接続する配水管
- (3) 開発行為等の区域内に設置する給水装置

(実施設計)

第4条 配水管布設工事は、法令で定めるもののほか、蒲郡市水道事業が定める設計基準（以下「設計基準」という。）に基づくものとする。

(施工方法)

第5条 配水管布設工事は、市又は開発行為者が施工するものとする。

(施工業者)

第6条 開発行為者が配水管布設工事を施工する場合において、当該工事の施工を行う者（以下「施工業者」という。）を選定するときは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿の建設工事の水道施設工事に登録されている者
- (2) 過去3年間に蒲郡市水道事業発注の水道施設工事を施工した実績を有する者

(許可の申請)

第7条 開発行為者は、水道施設設置許可申請書（第1号様式）に次に定める書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 開発行為許可申請書の写し
- (2) 位置図
- (3) 公図
- (4) 平面図、配管図、標準断面図等
- (5) その他市長が必要と認める書類
(許可の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この申請を許可するときは、水道施設設置許可書（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 開発行為者は、前項の許可を受けたときは、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、速やかに給水装置工事申込書を市長に提出するものとする。
(工事の施工)

第9条 開発行為者は、工事着手する前に、工事着手届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 主任技術者通知書
 - (2) 工程表
 - (3) 施工計画書
 - (4) 使用材料一覧表（第4号様式）及び承認図等
 - (5) 配管作業に従事する者の資格の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 開発行為者は、配水管布設工事の材料について、設計基準に定めるものを使用するものとする。ただし、設計基準に定めのない特別な材料を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。
 - 3 施工業者は、工事施工について、条例並びに施行規程に定めるもののほか、標準仕様書（愛知県建設部）、工事標準仕様書〔追録〕（愛知県企業庁）、蒲郡市水道工事仕様書及び設計基準を遵守するものとする。
 - 4 開発行為者は、配水管布設工事の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

(市監督員の職務)

第10条 市監督員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 適正な施工のための施工業者に対する指示、承諾又は協議に関すること。
- (2) 立会い、施工状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査に関すること。
- (3) 断水・通水作業に関すること。
(工事の完了及び検査)

第11条 開発行為者は、配水管布設工事が完了したときは、工事完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 出来形測定図書
 - (2) オフセット管理表
 - (3) 工事写真帳
 - (4) 継手チェックシート
 - (5) 日報
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、市長の指定する職員を検査員とし、施工業者立会いのうえ、完了検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の完了検査を合格としたときは、水道施設完了検査結果通知書（第6号様式）により、合格した旨を速やかに開発行為者へ通知するものとする。
- 4 開発行為者は、検査の結果が合格するまで工事の手直しを行い、検査を受けるものとする。

（寄附）

第12条 開発行為者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、水道施設寄附申出書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 開発行為許可申請書の写し
 - (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
 - (3) 位置図
 - (4) 平面図、配管図、標準断面図等
 - (5) 市監督員の指定する写真
 - (6) 工事完了図
 - (7) 土地整理図、土地の登記事項証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申出を承認したときは、水道施設寄附の受領証（第8号様式）により、開発行為者へ通知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則 以下省略

許 可 条 件

- (1) 配水管布設工事に要する費用は、全額開発行為者の負担とすること。
- (2) 水道施設設置許可書（様式第2号）の交付を受けたときは、速やかに給水装置工事の申込みを行うこと。
- (3) 工事着手に際しては、工事着手届（様式第3号）その他添付書類を提出すること。
- (4) 工事施工については、条例並びに施行規程に定めるもののほか、標準仕様書（愛知県建設部）、工事標準仕様書[追録]（愛知県企業庁）、蒲郡市水道工事仕様書及び蒲郡市水道事業が定める設計基準を遵守すること。
- (5) 材料については、設計基準に定めるものを使用すること。設計基準に定めのない特別な材料を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けること。
- (6) 施工業者は、次に掲げる業務について、市監督員の技術上の管理を受けること。
 - ア 適正な施工のための指示、承諾又は協議
 - イ 立会い、施工状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査
 - ウ 断水・通水作業（濁水等の責任の所在は、作業する者に属する。）
- (7) 水道施設の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。
- (8) 工事完了に際しては、工事完了届（様式第5号）その他添付書類を提出すること。
- (9) 検査合格後は、遅滞なく水道施設寄附申出書（様式第7号）その他添付書類により寄附の手続きをすること。

10-5 開発行為等に伴う配水管布設費用の負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年蒲郡市水道管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第5条の規定によるもののほか、開発行為等に伴う配水管布設工事の費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市街化区域内においては、宅地分譲等により市に寄附することを前提として当該区域内に道路を築造するもの

イ 市街化区域外においては、自己の居住の用又は自己の業務の用以外に供するもの

(2) 開発行為等 開発行為又は住宅、農業若しくは工場用地等を整備する事業をいう。

(3) 開発道路 開発行為等の区域内に築造する市に寄附することを前提とした道路をいう。

(4) 開発行為者 開発行為等を行う者をいう。

(5) 配水管布設工事 配水管の布設、配水管の布設替及び当該配水管に付属する弁栓類の設置工事をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げる配水管をいう。

(1) 開発道路に布設する配水管

(2) 開発行為等に伴い、周辺の配水管網整備が必要とされる場合に布設する配水管

2 前条第1号の規定に該当しない開発行為に伴う配水管布設に要する費用(以下「工事費等」という。)は、施行規程第5条第1項の規定を準用する。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、当該開発行為等における配水管布設工事について、整備計画、設計条件その他必要と認める事項について、あらかじめ市と協議するものとする。

(負担区分)

第5条 第3条第2項に規定する工事費等は、開発行為者の負担とする。ただし、同条第1項第2号に規定する配水管の工事費等については、市長が必要と認めるときは、その一部を市が負担することができる。

(工事費等の算定)

第6条 市が施行するときの工事費等は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 工事費

- ア 材料費
- イ 労務費
- ウ 道路復旧費
- エ 諸経費
- オ その他特別な費用

(2) 事務費

(工事費等の納入)

第7条 開発行為者は、前条の規定により算出した工事費等の概算額を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第1号の工事費は、工事完了後に精算する。

(分担金の軽減)

第8条 開発行為者が配水管布設工事を行い、かつ、工事費等を負担したときは、水道施設分担金（以下「分担金」という。）は、条例第28条の規定により、軽減することができる。

2 前項に規定する軽減は、配水管布設工事をする土地が開発区域内にあり、かつ、開発行為者が工事費等を負担した配水管から分岐する給水装置にその軽減を適用したときは、条例第26条第2項に規定する額の2分の1とする。

3 第1項に規定する軽減の適用期間は、水道施設設置許可書の交付日から起算して2年とする。

(開発行為等完了後の負担区分)

第9条 開発行為等の工事完了後、給水装置の新設又は改造の申込みによって開発道路に布設する工事費等は、施行規程第5条の規定を適用せず、給水装置の新設又は改造の申込みをする者の負担とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 以下省略

10-6配水管布設費用の負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第5条第2項及び蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年蒲郡市水道管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第2条の規定によるもののほか、給水装置の新設又は改造に伴う配水管布設工事の費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代用配水管 給水装置の新設又は改造の工事のために市が布設する配水管のうち、口径75ミリメートルまでのものをいう。
- (2) 申込者 給水装置の新設又は改造の工事の申込者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げる工事をいう。

- (1) 排水管が埋設されていない土地に接する道路に布設する口径75ミリメートルを超える配水管布設工事
- (2) 配水管が埋設されていない土地に接する道路に布設する代用配水管布設工事
- (3) 市街化区域内で公道に埋設する給水管の延長が10mを超える場合において、公道に埋設する給水管の延長を短くするために布設する配水管布設工事
- (4) 布設されている配水管が、分岐予定の給水管口径以下の場合、又は給水管口径より大きな口径であっても分岐予定の給水装置による水の使用量が著しく過大であると想定される場合において、配水管の一部を増径する布設替工事

(工事の申込)

第4条 申込者は、前条第2号に該当する工事をするとき、代用配水管布設願（別記様式）を市長に提出するものとする。

(負担区分)

第5条 第3条第1項第1号の配水管布設工事に要する費用（以下「配水管布設工事費」という。）は、申込者の負担とする。

2 第3条第1項第2号の代用配水管布設工事に要する費用（以下「代用配水管布設工事費」という。）は、施行規程第6条第1項の規定により、当該代用配水管から給水装置の分岐1件につき40メートルに相当する額を除き、申込者の負担とする。

3 第3条第1項第3号の配水管布設工事費は、施行規程第6条第1項の規定を準用する。ただし、分岐予定の給水管が口径50ミリメートル以上のときは、申込者の全額負担とする。

- 4 第3条第1項第4号の配水管の一部を増径する布設替工事に要する費用(以下「配水管布設替工事費」という。)は、施行規程第6条第1項の規定を準用する。ただし、分岐予定の給水管が口径50ミリメートル以上のときは、申込者の全額負担とする。
- 5 市長が必要と認めたときは、前各項の規定にかかわらず、費用の全部又は一部を市が負担することができる。

(工事費の算出方法)

第6条 代用配水管工事費、配水管布設工事費及び配水管布設替工事費(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 諸経費
- (5) その他特別な費用

(工事費の納入)

第7条 申込者は、工事費の概算額を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 2 概算額は、工事完了後に精算するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 以下省略

10-7 蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成9年蒲郡市水道管理規程第3号。以下「事業者規程」という。）第8条及び第9条に規定する蒲郡市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道課長は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査をするものとする。

2 水道課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 水道課長は、当該指定工事事業者に、てん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成しなければならない。

(行政指導)

第4条 水道課長は、指定工事事業者の違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認められるときは、当該指定工事事業者に指導、助言及び勧告をすることができる。

2 前項の指導、助言及び勧告を受けた指定工事事業者は、改善の内容を水道課長に報告するものとする。

(行政処分)

第5条 上下水道部長は、指定工事事業者に行政処分が必要と認められるときは、蒲郡市水道事業指定給水装置工事違反行為審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

2 審査会の審査委員は、上下水道部長、水道課長及び上下水道部長が指名した者とする。

(意見陳述のための手続)

第6条 市長は、違反行為の内容が指定の取消し又は指定の効力の停止に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、次に掲げる手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消し 聴聞

(2) 指定の効力の停止 弁明の機会の付与

2 聴聞は、上下水道部長が主宰する。

3 聴聞を終結したときは、上下水道部長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処

分案を作成し、市長に報告する。

- 4 その他意見陳述のための手続に関しては、蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）に定めるところによる。

（処分の通知）

第7条 市長は、指定の取消しを決定したときは、指定取消通知書（第1号様式）により、速やかに当該指定工事事業者に通知する。

- 2 市長は、指定の効力の停止を決定したときは、指定停止通知書（第2号様式）により、速やかに当該指定工事事業者に通知する。

- 3 市長は、前2項に規定する通知をしたときは、事業者規程第10条により公示しなければならない。

（指定工事事業者証の返納）

第8条 前条第1項の通知を受けた指定工事事業者は、速やかに指定工事事業者証を市長に返納しなければならない。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第9条 市長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分の基準）

第10条 この要綱に定める違反行為に対する指定の取消し等の行政処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

別表（第10条関係）

指定工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容 (最大)
指定用件違反	法第25条の1 1第1項第1号	法第25条の3第1項第1号及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という）第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第2号及び施行規則第20条	施行規則第20条で定める器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号イ	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号ハ	法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号ニ	指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号ホ	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
			(1)無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月
(2)道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月			
(3)施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月			
(3)施工上の安全管理を怠り。公衆に死傷	指定停止6月			

			者を出し、又は被害を与えたとき。	
			(4)市長の承認を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月
			(5)工事完成後市長の工事検査を受けなかったとき。	指定停止 6 月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	法第 25 条の 4 第 2 項及び施行規則第 21 条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し
		法第 25 条の 4 第 1 項及び施行規則第 21 条	給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月
届出義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	法第 25 条の 7 及び施行規則第 34 条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
		法第 25 条の 7 及び施行規則第 35 条	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	法第 25 条の 8 及び施行規則第 36 条第 1 号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	
		法第 25 条の 8 及び施行規則第 36 条第 2 号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業することができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1 月
		法第 25 条の 8 及び施行規則第 36 条第 3 号	市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6 月
		法第 25 条の 8 及び施行規則第 36 条第 4 号	研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意
		法第 25 条の 8 及び施行規則第 36 条第 5 号イ	水道法施行令（昭和 32 年政令第 33 号）第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6 月
		法第 25 条の 8 及び施行規則	給水管及び給水用具の切断、加工、接合	指定停止 3 月

		則第36条第5号ロ	等に適さない機械器具を使用したとき。	
		法第25条の8及び施行規則第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月
工事施行に関する義務違反	法第25の11の第1項第5号	法第25条の9	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月
	法第25の11の第1項第6号	法第25条の10	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月
	法第25の11の第1項第7号		施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止6月
不正申請	法第25条の11第1項第8号		不正の手段により指定工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

10-8蒲郡市中高層共同住宅の水道等特別取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層共同住宅と一般の個別住宅等との水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定上の公平を図るために、蒲郡市水道事業（以下「水道事業者」という。）と給水契約を締結している中高層共同住宅設置者及び管理組合等（以下「設置者等」という。）が締結する蒲郡市中高層共同住宅水道等特別取扱契約（以下「中高層特別契約」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層共同住宅 1棟が3階以上で受水槽から給水を受ける2戸以上の住宅として供する建物をいう。ただし、事務所・店舗等が混在する場合は半数以上の戸数が住宅として供する建物であること。
- (2) 親メーター 水道事業者が設置する水道メーターをいう。
- (3) 子メーター 設置者等が各戸の給水設備に設置する水道メーターをいう。
- (4) 入居者等 中高層共同住宅の入居者又は使用者等をいう。

(適用範囲)

第3条 中高層特別契約を締結する中高層共同住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子メーターは、水道事業者の承認した遠隔メーターであること。
- (2) 子メーターの設置において、メーターユニットの使用を認める。ただし、必ず子メーター直近上流側に止水栓を設置すること。
- (3) 子メーターは、保守点検及び取替えが容易なものとし、その設置箇所は廊下等戸外より検査、検針ができる場所であること。
- (4) 子メーターは、遠隔指示集中検針方式とし、設置者等の負担で設置すること。
- (5) 集中検針盤は、各棟1階の1ヵ所へ集中し、将来の維持管理及び検針に適する場所に設置することとし、これ以外で設置する場合は、事前に水道事業者の承認を得ること。

(申込)

第4条 中高層特別契約の締結を希望する設置者等は、予め以下の書類を添付して申込みするものとする。

- (1) 中高層共同住宅水道等特別取扱申込書（第1号様式）
- (2) 受水槽から各戸へ給水する給水管の平面図・立面図（各部屋番号を入れること。各階共通の場合は代表階のみでも可、メーター及び集中検針盤の位置がよくわかるもの）

- (3) 口座振替依頼書(写)(設置者等に対し一括請求するときの請求先を記入し、金融機関の受付印のあるもの)
- (4) 子メーター及び集中検針盤の構造図(メーカーのパンフレットでも可)
- (5) オートロック装置等の開錠方法通知書(オートロック装置等を備えている場合)(事前検査)

第5条 水道事業者は、前条の規定による申込みを受理したときは、書類審査及び実地検査を行うものとする。

2 前項の規定による実地検査は、水道事業者の指定する日時に、設置者等及び蒲郡市指定給水装置工事事業者立会いの下、施設の基準検査及び一斉検針により、指針合わせを行うものとする。

3 前項の規定による検査の結果、水道事業者が指示した事項については、設置者等は速やかに改善するものとする。

(契約の締結)

第6条 前条の規定による検査に合格したときは、水道事業者と設置者等は、中高層特別契約を締結するものとする。この場合において、契約書は水道事業者指定のものとする。

2 中高層特別契約は、締結日の翌日以降の最初のメーター検針日から適用する。

(水道料金等の算定方法)

第7条 水道料金等は、集中検針盤により水道事業者が検針し、蒲郡市水道事業給水条例(昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「給水条例」という。)第21条及び蒲郡市下水道条例(昭和52年蒲郡市条例第10号。以下「下水道条例」という。)に基づき算定するものとする。

2 水道事業者は、検針結果について親メーター検針による使用水量と子メーター検針による合計使用水量について、設置者等に対し通知するものとする。

3 親メーター検針による使用水量が子メーター検針による合計使用水量を超えたときは、その超えた使用水量(以下「差引水量」という。)の従量料金は設置者等の負担とする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこれを免除する。

(1) 差引水量が子メーターの合計使用水量の7パーセント未満の場合

(2) 差引水量が給水を受ける住宅使用戸数以下の場合

4 前項に定める差引水量の従量料金は、給水条例別表第1の従量料金の臨時用で定める1立方メートル当たりの単価を適用し、前項の差引水量にその単価を乗じて得た額とする。

5 前項の規定により算出された水道料金は設置者等に一括請求するものとする。ただし、設置者等が、別に請求先を指定する場合はその指定先に対し一括請求するものとする。

6 差引水量について、検針から次の検針までの間に水道メーターの交換を実施した

場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 親メーターの交換を実施したときは、交換前後の親メーターを検針し、その使用水量を合計するものとする。
- (2) 子メーターの交換を実施したときは、交換前後の子メーターを検針し、その使用水量を合計するものとする。ただし、交換した子メーター1個につき2立方メートルまでの水量を差引水量が0立方メートルになるまで加えることができるものとする。

(漏水減免)

第8条 地中埋設部及び壁面内部での漏水が原因で発生した差引水量については、次に掲げる方法で算出した水量を認定漏水水量とし、差引水量と認定漏水水量との差を免除するものとする。

- (1) 差引水量の2分の1とする。ただし、1立方メートル未満の端数は切捨てるものとする。
 - (2) 前号の方式により算出される水量が、子メーター検針による合計使用水量の4倍を超える場合においては、前号の規定にかかわらず子メーター検針による合計使用水量の4倍。
 - (3) 前号の方式により算出される水量が差引水量の10分の3未満の場合においては、前号の規定にかかわらず差引水量の10分の3。ただし、1立方メートル未満の端数は切捨てるものとする。
 - (4) 前3号の規定により算出された認定漏水水量が1立方メートルに満たないときは、前3号の規定にかかわらず1立方メートルを認定漏水水量とする。
- 2 前項の規定による減免は、漏水箇所の修理が完了した日を含む検針分及びその直前の検針2回分のうち、連続した2回の検針分を限度とするものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、減免を行わないものとする。
- (1) 露出部、屋上、パイプシャフト等点検が可能な場所で発生した漏水の場合
 - (2) 設置者等が漏水の事実を知りながら修繕その他必要な措置をしなかった場合
 - (3) ポンプ、受水槽等の故障・不具合に起因する漏水の場合
 - (4) 工事等により地中埋設部及び壁面内部にある配管を破損させたことに起因する漏水の場合
- 4 減免後の差引水量が子メーターの合計使用水量の7パーセントに満たない場合でも、減免前の差引水量が7パーセント以上であった場合は、前条第3項第1号に基づく免除はしないものとする。
- 5 減免を決定した時に、水道料金が納付済みである場合は、減免する差引水量に基づく水道料金を還付するものとする。ただし、当該漏水に基づく未払い水道料金がある場合は、当該水道料金への充当を優先し、その充当後の残額を還付するものとする。

(水道料金等の徴収方法)

第9条 入居者等は、各戸ごとに水道料金等の口座振替の手続きを行うものとする。

ただし、預金口座のない者は、納入通知書扱いとすることができる。

2 納入通知書により水道料金等を納入する場合は、水道事業者においてその入居者等に交付するものとする。

3 水道料金等の未納が生じた場合は、各入居者等がその責を負うものとする。

4 給水条例第31条の規定により給水を停止する場合は、水道事業者は設置者等の設置した止水栓等を使用し、及び封かんすることができるものとする。

(子メーター及び集中検針盤の維持管理)

第10条 設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、子メーター又は集中検針盤を速やかに修繕し、又は交換するものとする。この場合において、その費用は設置者等の負担とする。

(1) 破損したとき。

(2) 故障したとき。

(3) 計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく子メーターの検定有効期間(8年。以下「検定有効期間」という。)が経過するとき。

2 前項第3号の規定に基づく子メーターの交換は、検定有効期間が満了する2月前までに完了させるものとする。

3 子メーターを交換する場合は、子メーター交換計画書(第2号様式)を提出し施工するとともに、完了時には、子メーター交換報告書(第3号様式)を提出するものとする。

4 水道事業者は、子メーターの検定有効期間が満了する12月前までに子メーターの交換が完了されていない中高層共同住宅については、子メーター交換のお知らせ(第4号様式)により設置者等に対して子メーターを交換すべきこと及びその期限を知らせるものとする。

5 水道事業者は、子メーターの検定有効期間が満了する6月前までに子メーターの交換が完了されていない中高層共同住宅については、設置者等に対して子メーター交換依頼書(第5号様式)により子メーター交換計画書の提出及び子メーターの交換を依頼するものとする。

6 水道事業者は、子メーターの検定の有効期間が満了する2月前までに子メーターの交換が完了されていない中高層共同住宅については、設置者等に検針・請求方法の変更に関する入居者への通知について(第6号様式)を事前に送付した上で、当該中高層共同住宅の入居者等に対して、水道料金等の検針方法及び請求先の変更について(お知らせ)(第7号様式)を送付するものとする。

(設置者等の届出義務)

第11条 設置者等は、次の各号に該当する場合は、速やかに水道事業者に届け出る

ものとする。

- (1) 契約内容に変更があったとき（中高層共同住宅水道等特別取扱変更届（第8号様式）による。）。
- (2) 受水槽以下の設備の増設、改善、撤去及び更生工事を施工するとき。
- (3) 受水槽を清掃するとき。
- (4) オートロック装置等を変更したとき。
- (5) その他水道事業者が必要と認めたとき。

（契約の更改）

第12条 次の各号に該当する場合は、中高層特別取扱契約を更改するものとする。

- (1) 第10条第1項第3号の規定に基づき子メーターの交換を完了したとき。
- (2) 第11条第1号に基づく届出があったとき。ただし、軽微な変更の場合を除く。
- (3) その他水道事業者が必要と認めたとき。

（契約の解除）

第13条 設置者等は、中高層特別契約を解除しようとするときは、中高層共同住宅水道等特別取扱の解除届（第9号様式）を水道事業者に届け出るものとする。

- 2 水道事業者は、中高層共同住宅水道等特別取扱の解除届を受理した場合は、中高層共同住宅水道等特別取扱の解除通知書（第10号様式）により中高層特別契約を解除するものとする。
- 3 前項の規定による解除後の水道料金等は、親メーター検針により給水条例第21条及び下水道条例15条に基づき算定し設置者等に一括請求するものとする。ただし、設置者等が、別に請求先を指定する場合はその指定先に対し一括請求するものとする。

（子メーターの検定有効期間の満了に基づく契約の終了）

第14条 水道事業者は、設置者等が子メーターの交換を実施せず、契約期間が満了した場合は、設置者等に対し、契約が終了したことを中高層共同住宅水道等特別取扱契約の満了通知書（第11号様式）にて通知するものとする。

- 2 契約期間が満了した場合において、設置者等に損害が生ずることがあっても、水道事業者はその責めを負わない。
- 3 水道事業者は、契約期間の満了後の水道料金等については、親メーター検針により設置者等に一括請求するものとする。ただし、設置者等が、別に請求先を指定する場合はその指定先に対し一括請求するものとする。
- 4 水道事業者は、契約期間が満了した後速やかに当該中高層共同住宅の入居者等に対して中高層共同住宅水道等特別取扱契約の終了について（報告）（第12号様式）を送付するものとする。
- 5 契約期間が満了した後、設置者等が子メーターを交換した場合は改めて中高層共同住宅水道等特別取扱申込書により中高層特別契約を申込みすることができるものとする。

る。この場合において、第4条第2号から第5号までに定める書類の添付及び第5条の事前検査について、内容に変更がない場合は省略することができるものとする。

(是正勧告による契約の解除)

第15条 設置者等がこの要綱及び契約に違反し、水道事業者から指摘事項通知書(第13号様式)により指摘を受けたにもかかわらず指摘を受けた日から3か月を過ぎても是正されない場合は、是正勧告書(第14号様式)により是正勧告を行ったうえで、当該中高層共同住宅の入居者等に対して、水道料金等の検針方法及び請求先の変更について(お知らせ)(第15号様式)を送付するものとする。

2 水道事業者は、前項の規定による勧告を受けた日から3か月を過ぎてもなお是正しないときは、水道事業者が必要と認めた場合を除き、中高層共同住宅水道等特別取扱契約の解除通知書(第16号様式)により中高層特別契約を解除するとともに、入居者等に対して中高層共同住宅水道等特別取扱契約の解除について(報告)(第17号様式)を送付するものとする。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、設置者等に損害が生ずることがあっても、水道事業者はその責めを負わない。

4 第2項の規定による解除後の水道料金等は、第13条第3項の例により請求するものとする。

(特例)

第16条 中高層共同住宅の設置者等は、この要綱に定める中高層特別契約を締結しない場合は、中高層共同住宅の特例適用(変更)届(第18号様式)を提出することにより水道料金等の計算の特例を受けることができるものとする。この場合の水道料金等は、中高層共同住宅の子メーターの口径(設置されていない場合は20mmとする)の基本料金に入居戸数を乗じて得た額、及び次の方法で計算して得た従量料金並びに水道料金の計算方法を基に計算した下水道使用料の総額を設置者等に一括請求するものとする。ただし、設置者等が、別に請求先を指定する場合はその指定先に対し一括請求するものとする。

(1) 総使用水量を入居戸数で除して得た水量を各戸の使用水量とする。

(2) 前号で割り切れなかった場合は、余りを各戸に1立方メートルごと配分する。

(3) 第1号の水量に前号で1立方メートル配分された水量を基に従量料金を計算し、同号で配分された戸数を乗ずる。

(4) 第1号の水量を基に従量料金を計算し、第2号で配分されなかった戸数を乗ずる。

(5) 第3号で算出された額に前号で算出された額を加えた額を当該中高層共同住宅の従量料金とする。

2 中高層共同住宅の特例適用(変更)届により、給水開始又は前回検針より1月以内に入居戸数が変更する旨の届出があった場合は、届出日の翌日以降の最初の検針

時に入居戸数の変更を反映させるものとする。ただし、給水開始又は前回検針日より1月を超えた後に入居戸数が増減する旨の届出があった場合は、届出日の翌日以降の最初の検針時には入居戸数の変更を反映させず、届出日の翌日以降の2度目の検針時に入居戸数の変更を反映させるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 以下省略

10-9給水装置の検査基準

1. 目的

この基準は、給水工事の竣工検査に必要な事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

2. 検査を受ける前に

給水装置工事完了届及び給水開始届は、単に提出すればよいというものではないことを十分認識した上で、図面との照合、器具の取付状況等、各項目の内容を工事完了後直ちに確認し、不備があれば手直しをしてから提出すること。

また、社内検査における水圧試験は、配管終了後、各器具取付後、及び土間、駐車場等のコンクリート打設前というように工程毎に行えば、漏水の箇所原因が明確になるので、そのつど水圧試験を行うのが望ましい。

3. 竣工検査

給水装置の各部を竣工図と照合しながら、次の各項について検査することである。なお、水道事業者がその必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 図面との照合 申請書の図面と合致しているか。
- (2) 配管 管の種類、管径、布設位置、管の埋設深度
(特に引き込み位置のオフセット、メーター1次側の給水管)
- (3) メーター設置
 - ア その位置・状態は、点検や取替作業が容易であるか
 - イ 取付けの方向
 - ウ アパート等の場合は装置番号、部屋番号、メーター番号と竣工図との照合
- (4) クロスコネクション（ポンプ直結等）の有無
- (5) 給水器具の確認及び取付け方法
- (6) 管の防護措置（方管、防食など）
- (7) 水圧試験 1.75MPa 1分間
- (8) 舗装復旧状態はよいか
- (9) その他必要事項

4. 検査の立会

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事が完了した時は、給水装置工事完了届及び給水開始届に竣工図・位置図を添付して提出し、その工事を担当した主任技術者が立会い、市長の検査を受ける。

5. 再検査

竣工検査の結果、検査員が補修が必要とする項目について指示票又は口頭において指示する。指示を受けた指定給水装置工事事業者は指定された日までに当箇所の補修を行い、検査手直し報告書を提出し、再検査を受ける者とする。

11. 書類様式

- ・ 給水装置工事関係
 - ・ 給水装置工事申込書
 - ・ 代用配水管布設願
 - ・ 給水装置工事申込取消願
 - ・ 代理人届
 - ・ 総代人届
 - ・ 給水装置工事完了届及び開始届
 - ・ 使用材料一覧表
 - ・ 3階直結直圧給水協議書
 - ・ 給水装置設置工事に伴う通行制限について（通行止承諾書）
 - ・ 断水・通水切替計画書
 - ・ 貯水槽水道施設調査票
- ・ 水道料金関係
 - ・ 所有権移転届
 - ・ 私設消火栓使用申込書
 - ・ 所有権移転承諾書（①相続者用）
 - ・ 所有権承諾書（②土地・建物所有者用）
 - ・ 貯水槽水道施設調査票
 - ・ 臨時用給水申込書
- ・ 指定工事事業者関係
 - ・ 誓約書
 - ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
 - ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
 - ・ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

(以上、水道課ホームページよりダウンロード可)